

JACDS

JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES

日本チェーンドラッグストア協会 会報誌

SEPTEMBER 2017 **169**

2017年度 委員長の抱負

トピックス

・一般財団法人日本ヘルスケア協会 年次大会開催報告

協会活動

- ・法制委員会活動報告「厚生労働省との意見交換」
- ・城西大インターンシップ報告
- ・8月度月次活動報告

協会からのお知らせ

登録販売者試験受験対策支援
第13回セルフメディケーションアワード作品募集案内
「コンシェルジュマスター研修」ご案内
健康サポート薬局研修案内
介護情報提供員募集について
薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内
各種アドバイザー養成講座募集案内
ダブルライセンス認定制度実施
日本ヘルスケア協会ご案内
薬剤師賠償責任保険
「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金

行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、農林水産省

日本チェーンドラッグストア協会

協会活動の5原則

この5つの原則は、日本チェーンドラッグストア協会設立にあたり、発起された方々によって確認されたものです。協会活動は、永くこの原則にのっとり、社会・業界の発展に貢献するものとします。

1. 民主的な組織と運営を貫くこと

この協会の組織や運営には、協会の目的達成以外の論理や秩序を持ち込むことなく、さらには会員の派閥や覇権争いの場と化すことなく、各会員の意見集約とその具現化の場として民主的な運営に努めること。

2. 論議の場であること

この協会は、様々な案件や建議について多くの人々や関係者、有識者の意見を交換する議論の場であること。

3. 会員は協会の目的達成のために力を合わせる事

協会の民主的な手続によって決定された事柄に関して、会員はその実施に当たり絶大な協力を行なうこと。

4. 正義を貫くこと

この協会の運営に係わる事柄は、得か損かで判断・意思決定するのではなく、社会的に正しいか否かで判断すべきである。この協会は常に正義を貫くこと。

5. 志高き人々の集団たれ

この協会は、より良い社会、より良い業界、より良い企業づくりに貢献したいと願う、志高き人々の集団であれ。

一般財団法人日本ヘルスケア協会主催の「第1回日本ヘルスケア学会 年次大会 日本ヘルスケア協会活動発表会」に後援・協力しました。9月1日(金)と2日(土)の両日、東京大学の弥生講堂を中心に行われました。天気予報はあまりよくありませんでしたが、2日目の午前中だけが雨模様となっただけでした。

1日は全体会で、弥生講堂は終日立見状態で、2日の分科会参加者を合わせて、延べ約1000人を超えるヘルスケア業界関係者が集結しました。詳しくは、本誌に当日の記載ページがありますのでお読み下さい。

日本の今後、健康寿命延伸とヘルスケア産業の発展に向け、大いに存在感を示せた大会であったと感じました。来年度は、9月7日(金)8日(土)の開催が決まったそうです。これからも、連携・協力体制を強化していけたらと思います。

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会 会報 CONTENTS

No.169
2017.9

●2017年度委員長の抱負

●トピックス

- ・一般財団法人日本ヘルスケア協会 年次大会開催報告

●協会活動

- ・法制委員会活動報告「厚生労働省との意見交換」
- ・城西大インターンシップ報告
- ・8月度月次活動報告
- ・議事録

●協会からのお知らせ

- 登録販売者試験受験対策支援
- 第13回セルフ Medikation アワード作品募集案内
- 「コンシェルジュマスター研修」ご案内
- 「健康サポート薬局研修」ご案内
- 介護情報提供員募集について
- 薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内
- 各種アドバイザー募集案内
- ダブルライセンス認定制度実施
- 日本ヘルスケア協会 案内
- 薬剤師賠償責任保険
- 「そらぷちキッズキャンプを創る会」支援募金

●行政・団体からのお知らせ

- 経済産業省、農林水産省、農林水産省

表紙裏

日本チェーンドラッグストア協会 活動5原則

裏表紙裏

協会ホームページについて 事務局だより

標準EDI(流通BMS)の普及推進の取り組み

副会長兼
業界標準化推進委員長
常任理事 江黒 純一



流通業界全体の電子商取引の標準EDI(流通BMS)の普及に向けて取り組んでいます。

標準EDI(流通BMS)は電子商取引の標準インフラです。導入することにより、受発注のスピードアップやペーパーレス化のみならず、業務そのものの効率化が図れ、経費が削減されます。

NTTの公衆回線を廃止することが予定されていたり、軽減税率への対応、金融EDIによる電子決済への対応なども視野にいれて検討していかなければなりません。

今から基幹システムの入替え時期なども考慮しながら検討していかないと、必要以上に導入コストがかかってしまいます。

上記のようなことから、すでに導入の検討が多くの企業で行なわれています。

今後、業界標準化推進委員会では、業界統一インフラの推進、導入の強化を図ってまいります。導入方法・すすめ方についてのご相談や委員会へ普及推進活動へのご意見、ご希望をお待ちしております。

これからもご支援、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

<株式会社クスリマルエ 取締役会長>

社会に必要とされるドラッグストアを目指して

副会長兼組織委員長
常任理事 皆川 友夫



会員の皆様方には日頃、組織委員会の諸活動に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

早いもので組織委員長として三期目を迎えました。その間、この業界の大変革期に業界の繁栄を念頭に更なる組織の強化と情報の共有を図り、業界・協会の発展・成長を目標に取り組んで参りました。

組織強化におきましては、地域行政との関係強化として57の支部長が薬務課を訪問し、相互理解と人間関係作りに取り組み、回数を重ねるごとに全国各地において具体的な色々な活動が取り組めるようになってきました。これからは薬務課のみならず色々な行政と取り組み、地域におけるドラッグストアの存在意義を更に高めていきたいと思っております。

私達の業界は少子高齢化・人口減少・異業種との競争激化・社会保障制度の転換期・大変革の時代に、政府の方針として健康寿命延伸・セルフメディケーションの推進、厚生労働省から健康サポート薬局としてドラッグストアに新しい役割・方向性が示されると共に、私達は地域の方々に予防・医療・介護に対して総合健康窓口になり、地域社会に貢献していかなければならないと思います。そこで JACDS では、街の健康ハブステーション構想を策定し発表致しました。これらを出発点から取り組んで頂くために、色々な情報の提供を図っていきたく思いますので、会員の皆様にもご協力をお願いし委員長抱負とさせていただきます。

<株式会社アカカベ 代表取締役会長>

登録販売者の資質向上で業界の発展へ

副会長兼
登録販売者委員長
常任理事 浦上 晃之

今期より「登録販売者制度向上委員会」は、登録販売者の諸問題に広く対応できるように「登録販売者委員会」になりました。

今年度の活動計画としましては、①JACDSの支部長の登録販売者支部長兼任化を定着させる。②登録販売者の資質を向上させる。③行政、企業、地域への登録販売者の更なる活用を提案、推進するとなっております。

組織委員会の支部長が地域の薬務課と良好な関係を築いていることもあり、兼任していただくことで更に登録販売者の組織としてもパイプを強化してまいります。

そして、登録販売者の資質を向上させることは、薬剤師の職能拡大やドラッグストアの信頼を高めることになり、業界と企業の発展にとって重要な要件となります。また、登録販売者の職能の拡大は業界・企業の発展につながります。

今期の登録販売者委員会は、実績を上げるべく他の委員会や常任理事会、関係団体とも連携し、強力に活動を進めて参ります。これからも皆様のご指導、ご支援をよろしくお願い致します。

<ゴダイ株式会社 代表取締役社長>

新時代に向け JACDS の安定した収益基盤の確立へ

執行委員長
常任理事 根津孝一

会員企業の皆様には、平素より当委員会の活動に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当委員会の今年度事業計画は、日本チェーンドラッグストア協会(JACDS)の事業がスムーズに運営できるよう、次の3項目を掲げさせて頂いております。

- ① 協会運営費の安定的収入を確保する(特にドラッグストアショー)
- ② 協会運営費の見直し、削減に取り組む
- ③ ドラッグストア業界研究レポート報告会の収入拡大を目指す

近年、医療・介護保険制度の大きな見直しが検討されています。来年度の医療・介護報酬の同時改定

は、2025年を目途に構築予定の「地域包括ケアシステム」に向け、公的保険外サービス市場の拡大が見込まれています。

そのために現在、衣食住情報などに関わるあらゆる産業界が、この地域包括ケアシステム、またはヘルスケア市場の獲得に向けて動き出しているようです。JACDSでもドラッグストア業界がこの流れに乗り遅れることがないよう、様々なヘルスケア産業化に向けて取り組んでいます。「街の健康ハブステーション」構想はまさにその方向に向けた主事業になります。

いずれにしても協会活動を充実させ、ドラッグストアが新たな時代に対応できる環境を整備するためには、安定した収益基盤の確立が不可欠でございます。今後もこれまで以上に会員企業様のご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。何卒よろしくお願い申し上げます。

<(株)ぱぱす代表取締役会長>

すべてはここから

ドラッグストア薬剤師会
準備委員長
常任理事 小田 兵馬



今期立ち上がる委員会です。JACDSは、発会20年に向け、ドラッグストアが連携、協力し合い、少子高齢・様々な格差に向かって突き進む日本を、なんとか民間力で食い止め、再び生きがいのある納得できる社会にしようと様々な展開を始めました。

これまでセルフメディケーションということをいち早く掲げ、その中心はドラッグストア薬剤師であるとし、やって参りました。その薬剤師が拘わる範疇はドラッグ

ストア商品広きに亘り、また健康・医療情報の幅広い提供、薬事・介護の現場と大いに期待されているところです。言い換えれば、薬剤師の活動が無ければドラッグストアの発展・社会貢献も見込めないということです。しかしこれらのことには法があるものもあれば定めのないものもあり、またこれまでの仕組み・通念もあります。それらが現状にフィットしていなければ覚束なく、そして行動無ければ社会は認めてはくれません。そこで、短期間のうちに問題点を洗い方向付け、「やる気度」を整理することを目指しこの委員会がスタートしました。ご期待、ご協力をよろしく申し上げます。

<(株)小田薬局 代表取締役社長>

セルフメディケーションアワード委員会今年の抱負

S-Mアワード委員長
常任理事 櫻井 清



平素はセルフメディケーションアワード委員会活動に格別のご高配を賜り御礼申し上げます。

少子高齢化時代「健康寿命延伸」のためドラッグストア業界が国民の健康作り産業としてセルフメディケーション(以下SMと略)の推進を行う事が求められてから久しい現状です。また、経営者の皆様のお力をおかりし、生活者への店頭活動でSM啓蒙普及に努めている薬剤師、登録販売者の皆さんを評価、表彰しスタッフの資質向上や動機づけを行う意義を再確認し活動を行ってまいります。優秀作品を内外に発表することは社会的にも業界のアピールにもなります。

今年のSMアワードはパワーアップを図ります。JAPANドラッグストアショーでのイベント開催や、業界紙誌への取材依頼、記事掲載等により、ドラッグストアで

働く専門家に、よりスポットライトが当たるようにいたします。

(1)ドラッグストアショーにおいて朝日新聞と提携した新イベントを行い、受賞者による受賞作品の発表、表彰、シンポジウム等を行います。さらに、今年度の受賞者には、来年9月7日、8日に開催される日本ヘルスケア学会の年次大会において、より深掘りした発表を行っていただくことも検討しています。

(2)2日または3日目に、過去の受賞者を招いて一般来場者向けにドラッグストアをアピールするイベントを行います。過去の受賞者に受賞後の反響や、報告テーマに関するその後の展開など報告いただき、今後のドラッグストアのあり方等を説明し、生活者へドラッグストアの新しい役割、機能をアピールします。

経営者の皆様にはより一層のSMアワードの参加、普及へのご協力をお願いします。

<(株)丸大サクラ牛薬局 代表取締役>

企業団体としての社会貢献をする責任をはたす

社会貢献委員長

常任理事 富山 睦浩



社会貢献委員会は平成19年度に新設され、本年度で10年目を迎えます。チェーンドラッグストアは、社会における認知度が高まり、その影響力も大きくなっています。その分、企業団体としての社会貢献をする責任があります。これまで福祉、環境の分野での活動に取り組んで参りました。

福祉の分野においては、難病の子供たちが安心して、笑顔で楽しく遊ぶことが出来る自然体験施設の運営をする団体「公益財団法人そらぷちキッズキャンプ」に募金活動による支援をしています。昨年11月にそらぷちキッズキャンプは「シリアスファンチルドレンネットワーク」にアジアで正式加盟するなど、世界的にも安心・安全な施設として認められるようになりましたので、今年よりメーカー、卸企業様にも順次御協力をお願いしています。

平成29年7月30日(日)に北海道滝川市そらぷちキャンプ場で行われました寄附金贈呈式に私が協会代表として参加し、募金活動で集まった浄財、1700万円の寄附金を贈呈いたしました。

今回、JACDS青年部会や一部のメーカー、卸企業様にもご参加いただき、キャンプの様子や施設を見ていただき、支援の必要性を知っていただきました。

今後も募金活動を継続して行なって参りますので、本趣旨にご賛同いただき、まだ募金活動を行っていない会員企業様にも是非とも募金箱を店舗に設置していただたいので、ご協力よろしくお願ひ申し上げます。また、メーカー、卸様にもぜひとも御協力をお願い申し上げます。

環境分野においては、環境省、経済産業省の指導のもと、低炭素社会実行計画を策定し、パリ協定(GOP21)における日本の目標値(2030年度に2013年度比-26.0%)をもとに基準値と、2020年度及び2030年度の目標を常任理事会で決定しています。昨年の調査で初めて売上高ベースでのカバー率80%を達成しました。引き続きご協力よろしくお願ひ申し上げます。

<(株)サツドラホールディングス 代表取締役会長>

防犯・有事委員長の抱負

防犯・有事委員長

常任理事 石田 岳彦



防犯・有事委員長としての活動も3年目に入りました。これまで実証実験を行ってきた大量窃盗の情報共有は、いよいよこの秋より全国展開が始まります。また万引き防止キャンペーンも発生が増える年末に向けて対策を実施すべく10月中旬からのキャンペーン開始に向けて準備を進めています。

防犯対策、有事対応の分野では、地道に活動を継続していくことが重要と考えています。会員の皆様により有益な活動となるような委員会運営を行いたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

1. 防犯対策に関する様々な啓発、啓蒙活動

- ・万引き防止キャンペーンを実施(会員への万引き防止ポスターの配布等)する
- ・都道府県警察、関係団体による万引き防止対策会議への参加と連携強化を図る
- ・JACDS 会員企業での大量窃盗情報共有の実施と連携の拡大強化を図る
- ・その他防犯に関する活動の検討を行なう

2. 有事対応に関する様々な啓発、啓蒙活動

- ・有事対応マニュアルの作成を進める
- ・有事発生時の情報共有、意思決定のための衛星電話の定期訓練の実施を継続する
- ・自治体との災害時における物資支援協定の締結について会員企業への啓発を行なう
- ・その他有事対応に関する活動の検討
- ・その他有事対応に関する活動の検討

<ウエルシア薬局(株) 取締役副社長>

法制委員長の抱負

法制委員長
常任理事 関 伸治



東日本ブロック長および法制委員長の任を拝命しております、株式会社セキ薬品の関伸治でございます。

平素は格別のご厚情を深く感謝申し上げます。会員企業様の益々のご発展をお祈り申し上げますとともに、今後とも一層のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

2017 年上半期においては、アジアにおける国際情勢をはじめ度重なる大雨などの天災に見舞われ、ドラッグストア業界を取り巻く環境は、大変険しい時期を過ご

しました。

このような状況の中、内閣府から国民生活に関する世論調査では現状の生活に満足とした方の割合が 73.9%と過去最高となったと公表されました。個人消費や企業における設備投資などポジティブな動きがでていくとのことです。

社会のニーズに応えられるよう、今後も日本チェーンドラッグストア協会としては地域の皆様が安心して健康的な暮らしが実現できるように当協会は尽力していきたいと考えております。

当協会の政策や各事業方針、活動を実現しドラッグストア業界の成長に繋げられるよう会員企業様の役立つ活動をしっかりと行なってまいりますので皆様のご支援、ご協力を心よりお願い申し上げます。

<(株)セキ薬品 代表取締役社長>

「ドラッグストアにおける調剤の更なる拡大を目指して」

調剤推進委員長
常任理事 榎原栄一



2016 年度の調剤報酬改定において薬価見直しが実施され、調剤薬局が収益に苦しむ中、ドラッグストアの調剤シェアが全調剤市場の 10%まで高まってきております。更に 2025 年には調剤シェア 30~40%を目指して協会一丸となって邁進して参りたいと思っております。

その為に、まずは薬剤師の確保や育成に取り組む必要があります。薬科大学および薬学生にこれからもっと地域に貢献、地域の方々の健康寿命延伸に寄

与するドラッグストアについての理解をもっと深めて頂き、結果として薬剤師のドラッグストアへの採用強化に繋げ、そして薬剤師育成に取り組むことで処方箋の応需体制を構築していかなければなりません。

いずれに致しましても、益々進む超高齢社会においてドラッグストアに求められるニーズは更に高まり、それに答えることで地域に信用信頼される次世代の進化したドラッグストアができるものと考えます。

会員の皆様の調剤事業推進においても少しでも委員会として支援ができるように微力ながら努力して参りたいと考えております。

会員の皆様におかれましても、何卒今まで以上のご支援、ご協力の程、宜しく願い申し上げます。

<スギホールディングス(株) 代表取締役社長>

セルフメディケーション推進を促進する政策実現を目指して

政策推進委員長
常任理事 森 信

政策推進委員長兼九州ブロック長を拝命して二期目を迎えることとなりました。これまでに取り組んできたことは(1)消費税の価格表示について(2)セルフメディケーション税制の検証(3)軽減税率の OTC 医薬品対象化についてでした。

ご存知のとおり、消費税増税は延期されました。現在、消費税の価格表示は、各事業者の自由裁量となっておりますが、これを恒久化するには、そろそろ本格的にロビー活動を行う必要があると思っています。また、セルフメディケーション税制は導入されましたが、本当に生活者

が利用しやすい制度になっているのか、その内容および制度そのものの是非の検討が必要になってくると思います。この内容については、OTC医薬品の軽減税率適用もからみ、しっかりとした理論武装をし、セルフメディケーション税制の検証に合わせてロビー活動が必要であると考えます。

今後の取り組み課題としては、協会のテーマでもある「ドラッグストア調剤を推進する制度改革」が上げられます。現在検討されているリフィル調剤、テクニシャン制度、1日40枚規制問題などは政治・制度問題です。関係部署、関連団体と連携を密にし、一つひとつ取り組んでいきたいと思っています。会員企業の皆様のご支援をよろしくお願いいたします。

〈(株)ドラッグストアモリ 代表取締役社長〉

新たな事業推進のために

事業推進委員長
常任理事 貴島 浩史

この度、西日本ブロック長兼事業推進委員長の任を拝命しております、(株)ミック・ジャパンの貴島浩史でございます。

ドラッグストア業界の環境も早いスピードで変化しつつあります。そんな中、業界のさらなる成長の為に活動して行きたいと考えております。

私も第16回ドラッグストアショーの実行委員長の経験をし、現在も JACDS の活動内容も青年部会を通し毎月勉強しております。

西日本ブロック長として組織委員会と各支部長の皆さ

まとの会を重ねていき、さらなる各地域行政の皆さまへドラッグストア業界の認識を高めて頂き、行政との連携をより一層強く図れるようにしていきたいです。またブロック総会では皆様に必要な最新情報をしっかりとお伝えしていきます。

新たにできました事業推進委員会では、街の健康ハブステーション構想のパートナー支援事業の推進を行います。現在だけでも19個のプロジェクトが動いております。今後はこのプロジェクトを前進できるように務めてまいります。

また、2019年6月に JACDS は設立 20 周年を迎えます。今後は記念式典等実施に向け取り組んでまいります。

業界発展に貢献できるよう務めてまいります。今後とも宜しくお願い致します。

〈(株)ミック・ジャパン 代表取締役社長〉

JACDS 薬局・薬剤師強化プロジェクトリーダーに就任に際しての抱負

薬局・薬剤師強化プロジェクト
リーダー
常任理事 後藤 輝明



この度、薬局・薬剤師強化プロジェクトリーダーに就任しましたが諸先輩、会員企業の皆様のご協力をお願いします。

2018年4月の保険と介護保険の同時改定を控え、調剤報酬付け替え(処方箋付け替え)というあってはならないことが起きました。JACDSの青木会長は王道を行くと説いておりますのでこのような事例は発生しないものと確信しております。今後、JACDSのガイドライン等を作成し進めてまいりたいと考えております。

薬学教育に於いては2019年改訂され「10項目の基本的資質、8つの代表的疾患について幅広く学び体験的実習を充実させる」とされており対応できるのはJACDSの企業だと考えており更に諸問題

- ① 指導薬剤師、調整機構との問題
- ② ドラッグストア業界における指導薬剤師の養成
- ③ ドラッグストア企業における実習生の受け入れ態勢について(実習の内容)
- ④ 実務実習費について等を解決し受入れを高めたいと考えております。

薬局数は58,326軒となり今後調剤報酬は減少傾向となり個人薬局との連携も検討する時期に来たと考えております。

先般、緊急避妊薬のスイッチ化は見送られましたが、薬剤師としての職能を広げる観点から残念な状態であり、薬剤師の職能団体としての機能が働いていないと思われこれを改善改革が必要と痛切します。

現在は情報が氾濫している中で、街の先生として再度薬剤師のトリアージ機能を発揮するシーンが到来しました。このチャンスを手の中にする時です。

薬剤師の職能を強化することは薬局の機能強化に繋がります。その為には検体測定室、自己採血検査の展開と今後スイッチ化される薬剤は医師の手から薬剤師へとなる訳ですから積極的にPMSを実施して頂きたいと考えております。

これからも皆様のご協力並びにご指導をお願いします。

<(株)ツルハホールディングス 取締役常務執行役員>

一般財団法人日本ヘルスケア協会主催
**「第1回日本ヘルスケア学会年次大会／
 日本ヘルスケア協会活動発表会」開催報告**

平成29年9月1日(金)、2日(土)の2日間にわたり東京大学 弥生講堂に於いて一般財団法人 日本ヘルスケア協会主催の「第1回日本ヘルスケア学会年次大会／日本ヘルスケア協会活動発表会」が開催されました。台風の接近が心配されましたが、まずまずの天気の中、2日間で、延べ1000人を超える来場者がありました。(JACDS は後援、協力しました)

1日目は、弥生講堂のホールでの発表と、エントランスでのポスターセッションが開催されました。一条ホールでは10時30分から今西会長の挨拶に続き、JACDS 事務総長でもある宗像事務総長による基調講演、その後9名の専門家による研究発表。そして「健康寿命延伸を実現する我が国の政策とヘルスケア産業の課題」と題しシンポジウムが行われました。終日約300席あるホールがすぐに満席となり大勢の見学が出るほどの盛会でした。

ポスターセッションには、公募による31組の医療、健康、生活の各分野の研究内容の発表がありました。ロビーも多くの見学者が集まり掲示者の説明を熱心に聞いていました。

2日目の分科会是一条ホールと別棟のセイホクギャラリーに7会場を設け、実績を挙げている研究会と部会による公開討議が行われました。有識者の生の意見と議論を聞くことができ、聴講者も意見や要望を伝えることができるという機会に、午前中悪天候だったにも関わらず多くの参加者が集まりました。

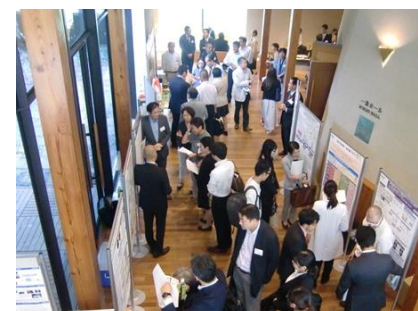
閉会式では各分科会と日本ヘルスケア協会、学会、産業協議会から声明の発表がありました。その後、口頭発表とポスターセッションの表彰式が行われ、口頭発表の部では最優秀賞2名、優秀賞名2名、ポスターセッションの部では最優秀賞2名、優秀賞名10名に賞が贈られました。



▲今西会長 挨拶



▲満席の一条ホール



▲エントランスのポスターセッション



▲口頭発表の受賞者



▲ポスターセッションの受賞者

一般財団法人日本ヘルスケア協会 日本ヘルスケア学会 日本ヘルスケア産業協議会
 における声明

■一般財団法人日本ヘルスケア協会の声明

一般財団法人日本ヘルスケア協会は、ヘルスケアの独創的な研究と事業の推進普及を通じて、健康寿命延伸に寄与し、わが国の優れた医療と介護の制度を維持させ、国民が安心して暮らせる社会を実現する。

■日本ヘルスケア学会の声明

日本ヘルスケア学会は、既存の枠組みにとらわれず、様々な側面から独創的なヘルスケア推進に関する研究を行い、わが国の将来に求められるヘルスケアのあり方について提言およびヘルスケア事業の学術的支援を通じて、国民が安心して暮らせる社会を実現する。

■日本ヘルスケア産業協議会の声明

日本ヘルスケア産業協議会は、1 業界や 1 社の努力では実現困難なヘルスケア事業を、業界連携や企業連携を行うなどの環境整備および推進普及を支援し、わが国の優れたヘルスケア事業の育成を図り、国民が安心して暮らせる社会を実現する。

法制委員会活動報告 健康サポート薬局に関する厚生労働省との意見交換会を開催

去る7月25日、法制委員会(委員長 関 伸治 (株)セキ薬品)では厚生労働省(紀平哲也 医薬食品・生活衛生局 医薬情報室長、ほか)との意見交換会を開催しました。テーマは「健康サポート薬局」。健康サポート薬局になるための諸要件に関する数多くの疑問や意見・要望を国にぶつけ、考えを糺しました。アンケート調査の結果に基づいて業界の実情を訴えることで、一部納得のいく回答を得ることができ、今後の見直しにも期待が持てる意見交換となりました。

以下はその抄録です(○委員発言、●厚生労働省発言)。ご協力ありがとうございました。

—— 24時間対応について

- DSの場合、個人薬局と異なり、従業員をシフトする必要がある。緊急時の対応等薬剤師の負担は大きく、経営者として労務管理に苦慮。要件を見直すべき。
- 輪番対応を認めている。実際は、携帯電話対応が多く、9時10時の間、週に1回程度。実働というよりも姿勢の問題として柔軟に対応可能ではないか。
- SC内にある場合には警備上の問題もあり深夜薬局に戻れない。
- 調剤を必須としていない。他の薬局での調剤も可。
- 本部で一括して電話対応することは認められるか。
- 近隣の薬局のいずれかで対応できる体制であれば可。

—— 薬剤師要件(5年の経験、半年の在職、週32時間勤務)について

- チェーン展開するDSには難しい。スキルアップのためのローテーションは本人のためにも必要。また、女性の活用という観点からも実態に合わない。
- 実態や意見の積み重ねの中で今後見直していく余地はあるだろう。
- 薬剤師個人の要件ではなく薬局全体の要件とするように方向転換すべき。
- 薬剤師の専門性に着目してのこと。医療側からはハコ(薬局)よりもヒト(薬剤師)という要求が強い。要件とは別に十分なかかりつけ機能を発揮している薬局は多い。実績を作っていけば見直しにつながる。

—— 地域活動要件について

- 保健所ごとに判断が異なり、あるところは薬剤師会との連携がなければ認めない。国で統一すべき。
- 先日も、薬剤師会入会は要件でない旨のQ&Aを出した。納得できない事例は、厚生労働省への照会があれば対応する。Q&A発出や個別に指導する。

—— 在宅対応の実績要件について

- 実績でなくても在宅対応可能な体制が整っていればいいのか。医師の指示書と患者の求めがない限り実績を作れない。逆に実績づくりのために在宅を取ってくる薬局もある。弊害の方が大きい。

- 薬局の機能表示上では8割の薬局が在宅可能としながら、実際は2割しか実施していない、頼んだのにできませんと言われたという事例もある。このような実態から、実績が必要と判断した。

—— 健康サポート研修履修要件について

- 地方では、場所も回数も限られている。簡便な研修にならないか。全てeラーニングでいいのでは。
- eラーニングは問題が多い。全てeラーニングというのは無理。

—— OTC薬等の取扱い要件について

- DS併設店側で取り扱っていれば、薬局側になくてもいいのではないか。
- 現行の要件では併設店は想定していないが、今後そうした整理はあり得る。

—— 健康サポート薬局の周知について

- 厳しい要件をクリアしても得られるものはほとんどない。数も1万か所の目標に比べ少ない。要件を下げると同時に、もっと行政としてアピールすべき。
- 広報活動はやっているが、利用者の実感がないとうまくいかない。低レベルの薬局1万よりも高レベルの薬局1千の方が意味がある。この程度かと利用者にも思われたら制度は終わり。もう少し時間かかる。ジェネリックも10年かかった。

——(その他)区分陳列の緩和について

- 同じ薬効群でもリスク分類別に陳列しなければならず、利用者にとっても不便。外箱に確実に表示されており、手にしてリスク分類がわかるというので十分ではないか。ネット販売では最後までクリックしないとリスク区分がわからないような画面設定も多く、不公平。
- リスク区分制度を利用者に周知するという意味合いもあった。リスク区分制度が定着していけば見直しの余地はあるだろう。

文責: JACDS 専務理事 中澤 一隆

城西大学コミュニティーファーマシーインターンシップ

薬学部4年生のドラッグストア体験研修報告

今年で9年目の開催となる城西大学コミュニティーファーマシーインターンシップが開催され、8月6日(土)から8月31日(水)にかけて32名の学生が5日間の店舗研修を実施しました。

店舗研修に先立ち、事前講義が7月10日(月)に開催され、城西大学の細谷先生、ドラッグストア薬剤師会準備委員会の渡邊委員よりインターンシップの目的と意義、諸注意等について講義が行われました。

8月25日(金)には城西大学細谷先生、上田先生、ドラッグストア薬剤師会準備委員会小田委員長による店舗視察が行われ、実習生を受け入れている4店舗において店舗の指導者、実習中の学生から直接話を聞きました。視察には業界専門紙4社の取材があり、記事としてとりあげられる予定です。

■協力企業一覧 (50音順)

ウエルシア薬局(株) (株)ウエルパーク (株)カワチ薬品 (株)キリン堂
(株)ココカラファイン (株)サンキュードラッグ (株)スギ薬局 (株)セキ薬品
(株)トモズ (株)ぱぱす (株)富士薬品 (株)宮本薬局

■城西大学コミュニティーファーマシーインターンシップの概要

1. 対象学生：薬学部薬学科（6年制）4年生
2. 授業科目：コミュニティーファーマシーインターンシップ（選択制）
3. 対象期間：平成29年8月6日(土)～8月31日(水)
4. 研修日数：上記期間の内5日間（1日の勤務時間：原則9時～17時の8時間）
5. インターンシップの研修内容
 - 1) 店内外の業務内容見学あるいは補助業務の実習
 - 2) 挨拶、身だしなみ、基本姿勢
 - 3) 業務に関して、商品の販売全般（陳列・表示・クレーム対応）
 - 4) 企業における講演会などへの参加
 - 5) 調剤業務は見学のみ

■インターンシップへの協力をお願い

このインターンシップはあくまでも大学の講義であり、一般に行われる就職のために行われるものとは性格が異なります。講義の一環である事から原則として交通費は自己負担であり、店舗での勤務についても金銭授受は発生しません。そのため、学生からの実習を受けたい店舗の希望をもとに各企業と調整を行っております。来年も是非ともご協力をお願いいたします。



事前講義で講義を行なう渡邊委員



業界誌による店舗視察の取材

JACDS			
8月 月次活動報告			
日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
8月1日(水) JACDS東京事務所 15:00~17:00	セルフメディケーションアワード検討会	1. セルフメディケーションアワードの開催継続に関する委員の意見の確認 2. セルフメディケーションアワードのこれまでの運営に関する補足 3. 確認事項 1)本年度(第13回)の開催について 2)次年度(第14回)以降の開催について	6名
8月2日(水) JACDS東京事務所 16:00~18:00	第3回防犯・有事委員会	1. (一財)ニューメディア開発協会の実証実験への対応について 2. エス・ビー・ネットワークとの連携について 3. 所轄の警察を中心とした企業を越えた近隣店舗の情報共有について 4. 万引き防止キャンペーンのポスター案について 5. 報告事項 1)災害時物資支援協定の締結推進について 2)大量窃盗情報共有システム全国版の今後の対応について 3)全国万引き犯罪防止機構平成29年度第2回理事会開催について 6. その他	4名
8月4日(金) JACDS東京事務所 12:00~16:30	第4回常任理事会	1. 第3次安倍第3次改造内閣について 2. ドラッグストアにおける調剤応需体制について 3. 薬局・店舗販売業の二重申請の解消について 4. 検体測定室ガイドラインの見直しについて 5. 次世代ドラッグストアビジョンについて 6. 社会貢献委員会報告(そらぶちキッズキャンプ視察&寄付) 7. 組織委員会からの報告—9月並びに2月のブロック総会について 8. 防犯・有事委員会報告 9. 第18回ジャパンドラッグストアショーの概要報告 10. セルフメディケーションアワード委員会からの報告 11. 行政による新しい取組みについて 12. 報告事項 ・厚労省人事異動に伴い、青木会長が挨拶訪問 ・要指導医薬品ネット裁判の公判結果について ・「食と健康」に関する実証実験について ・顔認証の実証実験について(防犯関係) ・日本ヘルスケア協会の新会長と活動発表会について 13. 今後のスケジュール	16名
8月5日(金) JACDS東京事務所 16:30~18:00	第108回JACDS記者意見交換会	1. 第179回DMS定例会 上半期政策セミナー開催報告 7月28日(金)13:00~19:00ホテルグランドパレス 2. スイッチOTC化は4成分が妥当評価 3. そらぶちキッズキャンプ寄付金贈呈式 4. 「街の健康ハブステーション構想」について 5. 平成29年度城西大学ファーマシーインターンシップについて 6. JAHと連携「JAH活動発表会&第1回日本ヘルスケア学会年次大会」後援 9月1日(金)2日(土)東大・弥生講堂にて開催 7. 今後の実施計画 1)ブロック総会(正会員のみのみ) 9月19(火)東日本、20(水)中部、21(木)西日本、22(金)九州 2)横浜市都筑区民まつりにおける「健康フェスタ」について 8. 宗像の視点 9. 次回の開催案内	31名
8月25日(金) 10:00~16:30	城西大学コミュニティファーマシー インターンシップ 店舗視察	1. インターンシップ受け入れ店舗での店舗責任者、実習生からのヒアリング実施 2. 視察実施店舗 1)どらっくばばす下赤塚店 2)ミヤモトドラッグ 新成増店 3)セキ薬品 戸田公園店 4)ウエルシア薬局さいたま新都心けやき広場店	4名
8月25日(金) JACDS東京事務所 15:00~16:00	第114回定例会合同記者会	1. 日本チェーンドラッグストア協会から 1)処方せん付け替えによる調剤報酬不正請求問題の注意喚起について 2)登録販売者に対する研修の実施の徹底について 3)「街の健康ハブステーション構想」について 4)平成29年度城西大学ファーマシーインターンシップについて 5)JAHと連携「JAH活動発表会&第1回日本ヘルスケア学会年次大会」後援 6)今後の実施計画 7)宗像の視点 8)次回の開催案内 2. 日本ヘルスケア協会から 活動報告 3. 日本医薬品登録販売者協会から 今後の活動 資質向上活動報告及び個店とチェーンの連携について 4. 日本置き薬協会から ミャンマー研修団「富山のくすり」を学ぶ 「富山・ミャンマー伝統医薬品・プライマリーヘルスケアシンポジウム2017」報告 5. 日本薬業研修センターから 今後の地域連携への対応能力向上に役立つ 各地で実施中「健康サポート薬局研修」	22名

協会からのお知らせ

次々ページ以降に各項目の詳細資料を掲載しています。

1. 登録販売者試験受験対策支援

☆平成 29 年度 登録販売者試験情報(平成 29 年 8 月 7 日一般社団法人 日本薬業研修センター調べ)を掲載しました。【資料 後頁 1 ページ分あり】

☆登録販売者試験受験対策 2016 年実施過去問題集の完売に伴う対応について

2016 年実施過去問題集は大変な好評をもって完売いたしました。希望者には、2015 年実施過去問題集を販売いたします。2015 年実施過去問題集と 2016 年実施過去問題集は、問題出題範囲の内容は変わっておらず、2017 年の登録販売者試験に活用できる内容です。

URL http://www.jacds.gr.jp/tourokuhanbaisya/moushikomi_2017.xls

☆ヘルス&ビューティ用語事典、ドラッグストア・流通用語事典も引き続き販売しております。

ご案内 URL: <http://www.jacds.gr.jp/yougo/yougoannai.pdf>

申し込み用紙 URL <http://www.jacds.gr.jp/yougo/yougomoushikomi.pdf>

2. 第13回セルフメディケーションアワード作品募集のご案内

第13回セルフメディケーションアワードでは、これまでの「ドラッグストアに従事する専門家の資質向上、自己啓発への動機づけ」、「会員企業間でのセルフメディケーション推進活動の競争とノウハウの共有」といった目的に加え、「街の健康ハブステーション構想」の実践や実現に向けた提案について協会内外に広くアピールを行なうために、これまでの開催方法を大きく見直して今回の開催を行ないます。

★☆☆今回のリニューアルポイントについて★☆☆

グランプリ候補作品の発表、最終審査と表彰方法を変更します。

(1) 最終審査を2月10日(土)に実施します。

- ・グランプリ候補者の発表と審査委員による質疑応答による選考を行います。
- ・最終審査は業界紙誌の記者にも取材していただきます。

(2) ドラッグストアショーにおいて新イベントを行い、受賞者による受賞作品の発表、表彰、シンポジウム等を行います。

(3) 第13回の受賞者には、2018年9月に開催される日本ヘルスケア協会の学会発表でも発表を行っていただくことを検討します。

【留意事項】

このリニューアルに伴い、応募締切がこれまでの1月15日から、12月15日へと1カ月早くなりますのでご注意ください。皆様からの、たくさんのご応募をお待ちしております。

【資料:後頁 2 ページ分あり】

3. 「コンシェルジュマスター研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会の基本方針にも掲げられ、業界をあげて取り組む「街の健康ハブステーション」構想にかかせないのは、健康案内人「コンシェルジュマスター」の育成です。日本薬業研修センターでは、

生活者の健康寿命延伸に貢献できる「コンシェルジュマスター」を養成する「コンシェルジュマスター研修」をスタートしました。生活者の健康寿命延伸のため、ドラッグストアで様々な健康と美容の相談や要望、悩みに対応していく重要な役割を担うため、「コンシェルジュマスター研修」をご活用下さい。

【資料：後頁 2 ページ分あり】

4. 「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会と日本薬業研修センターが協力して実施する厚生労働省の「健康サポート薬局研修」についてご案内いたします。

【資料：後頁 6 ページ分あり】

5. 介護情報提供員の募集について

「介護」に関する様々な内容の概要や介護情報へのアクセス手段等の説明を行うサポートは、店舗の信頼をより高めるものです。ぜひ、地域生活者の信頼を勝ち得ることができる「介護情報提供員」を養成し、今後、介護に関する情報提供体制の環境づくりにご活用願います。

【資料：後頁 2 ページ分あり】

6. 薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内

薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務です。本研修は、厚生労働省に提出し確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。【資料：後頁 2 ページ分あり】

7. 「アドバイザー養成講座」受講生を募集中

ヘルスケアアドバイザー、ビューティケアアドバイザーの 10 月生、漢方アドバイザーの 8 月生の受講生募集中です。一人でも多くの方が受講し、各店頭でのアドバイスのスキルアップを目指してください。

【資料：後頁2ページ分あり】

8. ダブルライセンス認定制度を実施

JACDS では、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者でアドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方に新しい認定名を付け、生活者の信頼や本人の自信を高める人材育成につなげています。ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成の制度として、ご活用ください。

【資料：後頁2ページ分あり】

9. 一般財団法人 日本ヘルスケア協会 ご案内

健康食品・介護食品の新しいマーケット創造はリアル店舗でないと実現しません。この研究会はスーパーマーケットやドラッグストアの企業や団体が参画し、メーカー・卸・サポート企業が協働することで健康食品市場を拡大させる唯一の研究会です。

【資料：後頁5ページ分あり】

10. 「薬剤師賠償責任保険」のご案内

薬局(店舗販売業)契約、勤務薬剤師契約ともに毎月、中途加入が可能です。別紙詳細を参照のうえ、ぜひご加入ください。

【資料:後頁3ページ分あり】

11. 「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援について

引き続き、JACDSではそらぶちキッズキャンプ募金を支援しています。ご協力をお願いします。

【資料:後頁1ページ分あり】

平成29年度 登録販売者試験情報

一般社団法人 日本薬業研修センター調べ(平成29年8月16日)

都道府県	試験日	合格発表日	受験手数料	公示日
北海道	8月30日(水)	10月2日(月)	¥18,100	
青森県	8月30日(水)	10月2日(月)	¥17,600	
岩手県	8月30日(水)	10月2日(月)	¥17,600	
宮城県	8月30日(水)	10月2日(月)	¥17,600	
秋田県	8月30日(水)	10月2日(月)	¥17,600	
山形県	8月30日(水)	10月2日(月)	¥17,600	
福島県	8月30日(水)	10月2日(月)	¥17,600	
茨城県	9月7日(木)	10月6日(金)	¥15,000	
栃木県	9月7日(木)	10月6日(金)	¥15,000	
群馬県	9月7日(木)	10月6日(金)	¥15,000	
埼玉県	9月10日(日)	10月10日(火)	¥15,000	
千葉県	9月10日(日)	10月10日(火)	¥14,000	
東京都	9月10日(日)	10月10日(火)	¥13,600	
神奈川県	9月10日(日)	10月10日(火)	¥14,200	
新潟県	9月7日(木)	10月6日(金)	¥15,000	
富山県	9月6日(水)	10月20日(金)	¥15,000	
石川県	9月6日(水)	10月20日(金)	¥15,000	
福井県	8月20日(日)	10月6日(金)	¥13,000	
山梨県	9月7日(木)	10月6日(金)	¥14,000	
長野県	9月7日(木)	10月13日(金)	¥15,300	
岐阜県	9月6日(水)	10月20日(金)	¥15,000	
静岡県	9月6日(水)	10月20日(金)	¥15,000	
愛知県	9月6日(水)	10月20日(金)	¥15,000	
三重県	9月6日(水)	10月20日(金)	¥15,000	
滋賀県	8月20日(日)	10月6日(金)	¥14,000	
京都府	8月20日(日)	10月6日(金)	¥13,000	
大阪府	9月7日(木)	10月20日(金)	¥13,000	
兵庫県	8月20日(日)	10月6日(金)	¥13,000	
奈良県	8月29日(火)	10月13日(金)	¥13,000	
和歌山県	8月20日(日)	10月6日(金)	¥13,000	
鳥取県	11月1日(水)	12月12日(火)	¥14,000	
島根県	11月1日(水)	12月12日(火)	¥14,000	
岡山県	11月1日(水)	12月12日(火)	¥14,120	
広島県	11月1日(水)	12月12日(火)	¥15,000	
山口県	11月1日(水)	12月12日(火)	¥14,070	
徳島県	10月24日(火)	12月1日(金)	¥15,000	
香川県	10月24日(火)	12月1日(金)	¥15,000	
愛媛県	10月24日(火)	12月1日(金)	¥15,000	
高知県	10月24日(火)	12月1日(金)	¥15,000	
福岡県	12月17日(日)	1月30日(火)	¥13,000	
佐賀県	12月17日(日)	1月30日(火)	¥13,000	
長崎県	12月17日(日)	1月30日(火)	¥13,000	
熊本県	12月17日(日)	1月30日(火)	¥13,000	
大分県	12月17日(日)	1月30日(火)	¥13,000	
宮崎県	12月17日(日)	1月30日(火)	¥13,000	
鹿児島県	12月17日(日)	1月30日(火)	¥13,000	
沖縄県	12月17日(日)	1月30日(火)	¥13,000	

※詳細は各都道府県に確認願います。

第13回

JACDSは専門知識を活かし
地域の生活者に貢献する
専門家を応援します!

13th
SELF
MEDICATION
AWARD

セルフメディケーション アワード

作品大募集!!



募集期間
2017年 2017年
9/15 ~ 12/15
(金) (金)
必着



2018年2月10日(土)、
最終選考会でグランプリが決定します!!

受賞者は第18回JAPANドラッグストアショーにおいて発表と表彰、シンポジウムに参加

募集対象とテーマ

次の内容について、専門家としての資格を活用して実践した事例・成果について、あるいは応募者の立場や資格にもとづいた提言、等に関する論文を募集します。

- 薬局・ドラッグストアで働く専門家／
薬科大薬学生・薬業専門学校生／
その他医薬関係専門家
- 一般生活者
・ドラッグストアの
ここが便利、ここが不満
(今後期待する事)
- ・街の健康ハブステーション構想の
実現に向けた取り組みの紹介や提言
- ・ドラッグストアにおける
セルフメディケーションの推進について

表彰と報奨

グランプリ
賞金
30万円
1作品

準グランプリ
賞金
10万円
「個人の活動部門」
「団体の活動部門」
各1作品

..... 応募詳細は裏面をご覧ください

第13回セルフメディケーションアワード 作品応募要項

応募方法

- 協会ホームページにアップした応募票、応募用原稿データをダウンロードしてご利用ください。
- 必要事項を入力した応募票と論文を入力した応募用原稿データをE-mailにて送信下さい。
送付先: sec@jacds.gr.jp
件名: 第13回セルフメディケーションアワード作品応募係
- 手書き原稿の受付は行なっておりませんのでご了承ください。
- CD-R等に記録したデータを送付される場合は、以下の郵送先は以下の通りです。
〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10楓第2ビル4階
日本チェーンドラッグストア協会
第13回セルフメディケーションアワード作品応募係

募集期間

2017年9月15日(金)～2017年12月15日(金)(必着)。

募集テーマ

次の内容について、専門家としての資格を活用して実践した事例・成果について、あるいは応募者の立場や資格にもとづいた提言、等に関する論文を募集します。

- 「街の健康ハブステーション構想」の実現に向けた取り組みについて
- ドラッグストアにおけるセルフメディケーションの推進について
- 一般生活者向けテーマ
「ドラッグストアのここが便利、ここが不満(今後期待する事)」

論文のタイトル(表題)は、過去受賞作品のタイトルを参考に上記のテーマについて自由に設定して下さい。

<参考:過去の受賞作品のタイトル例>

- 「ドラッグストアならではの美容と健康のサポートを目指して」
- 「地域に必要とされるドラッグストア ～健康寿命を延ばす店づくり～」
- 「私を支えた『接客ノート』とお礼状」
- 「在宅医療においてドラッグストアの薬剤師だからできること」
- 「気軽に相談できるドラッグストア
～あなたを心配する人がここにいますよ～」
- 「セルフメディケーションを活かした在宅を目指して
～二年目薬剤師の在宅への挑戦～」
- 「超高齢社会の中でドラッグストアの管理栄養士ができること」

応募資格(カテゴリー)

- 薬局・ドラッグストア業界従事者
(JACDS認定アドバイザー、薬剤師、登録販売者、栄養士・管理栄養士等々)
※応募区分(個人の活動部門/団体の活動部門)を設け、個人の活動と企業や店舗による団体の活動を分けて審査を行います。応募票の際は応募区分の明記をお願いします。
- 薬学生、薬業専門学校生
(薬科大学、薬学部、薬業専門学校に在籍する学生)
- 一般生活者、その他医薬関係専門家

JACDS認定アドバイザーの方々へ

- 応募条件を満たしたアドバイザーの方へは認定更新のためのポイントを30ポイント付与します。
- 複数のアドバイザー認定を保有する場合、2つめ以降は各10ポイント付与となります。
- ※応募票に必ず各アドバイザーの認定番号を記入下さい。

応募条件

- 次の条件を満たしている事を確認の上、ご応募下さい。条件に満たない場合、虚偽の事実が判明した場合は応募や受賞を取り消すことがあります。
- 応募者自身のオリジナル作品であること(公私を問わずその他の論文募集に応募していないこと)。
- 一般生活者を除き、所属する企業や学校、団体等から作品応募について了解を得ていること。
- 文字数:2000文字以上4000文字程度まで。
- 図表、写真などは字数に含まませんが、適宜、文中に配置して下さい。
- 応募票に必須項目として記載されている項目は必ず記入して下さい。

審査方法

- 応募された論文をもとに審査を行い、グランプリ候補作品、優秀賞、佳作等の選考を行います。
- グランプリ候補作品は、応募論文及び、2018年2月10日(土)に開催される最終選考会での発表および質疑応答により審査を行い、グランプリ、準グランプリ、特別賞を決定します。
※グランプリ候補作品の論文を作成した方には2018年1月中旬に通知を行なう予定です。
※当日、最終選考会の会場にて発表が行える方がグランプリ候補として作品がノミネートされます。
※最終選考会には一般には公開を行わず、候補者と審査委員と報道関係者の参加で行います。
※受賞者には第18回JAPANドラッグストアショーのイベントにおいて発表と表彰、シンポジウムへ参加いただけます。

表彰と報奨

- グランプリ:賞金30万円 1作品
- 準グランプリ:賞金10万円 個人の活動部門/団体の活動部門 各1作品
※審査結果によっては受賞作品のない部門も生じます。
- 特別賞(JACDS会長賞、実行委員長賞等):賞金5万円
※上記の賞は、2018年2月10日(土)に開催される最終選考会に開催される最終選考会において発表が行われた作品が対象です。
※本アワードの趣旨から、薬学生、薬業専門学校生、一般生活者、その他医薬関係専門家の作品はグランプリ、準グランプリの対象外となります。
- 優秀賞:賞金3万円
- 佳作:賞金1万円
※優秀賞、佳作は各カテゴリー全体を通して合わせて5～10作品程度が表彰される予定です(審査結果によっては受賞作品のないカテゴリーも生じます)。
※薬学生(薬業専門学校生)の受賞者には賞金相当額の図書カードを報奨とします。
- 奨励賞:図書カード 千円分
※薬学生(薬業専門学校生)を対象に、優秀賞、佳作に準じるレベルの5～10作品程度が表彰される予定です。

その他

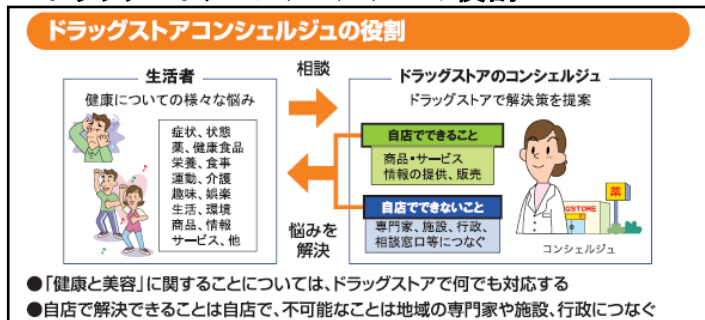
- 応募作品の返却は行ないません。
- 応募者の氏名、所属、作品についてJACDS協会報、業界紙・誌、等を通じ外部に公表を行います。
- 応募作品の著作権は日本チェーンドラッグストア協会に帰属します。
- 内容について事務局より問い合わせを行なう場合があります。
- 誤字、脱字がある場合は事務局にて修正を行います。
- 審査内容や経過の詳細、結果などに対する異議申し立ては一切、受け付けいたしません。
- 受賞作品について報道関係者から個別に取材が依頼される場合があります。業界、企業のアピールにもなりますので積極的な協力をお願いします。
※プライバシー等の問題から取材をお断りすることは差し支えありません。

幅広い健康づくりのためのプログラムを学習できる 「コンシェルジュマスター研修」実施中

日本チェーンドラッグストア協会の基本方針にも掲げられ、業界をあげて取り組む「街の健康ハブステーション」構想にかかせないのは、健康案内人「コンシェルジュマスター」の育成です。

日本薬業研修センターでは、生活者の健康寿命延伸に貢献できる「コンシェルジュマスター」を養成する「コンシェルジュマスター研修」を実施しております。生活者の健康寿命延伸のため、ドラッグストアで様々な健康と美容の相談や要望、悩みに対応していく重要な役割を担うため、「コンシェルジュマスター研修」をご活用下さい。

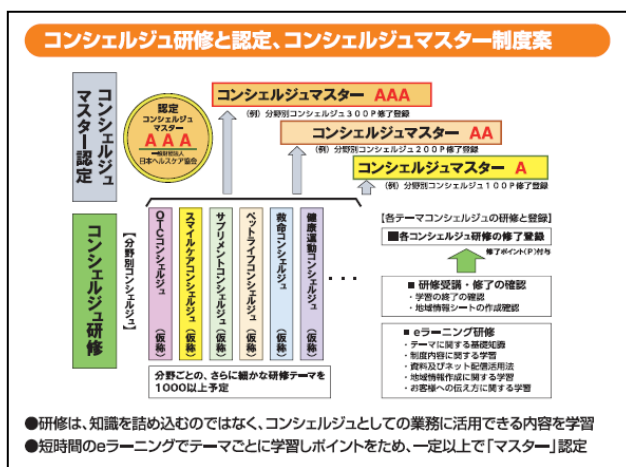
■ ドラッグストアコンシェルジュの役割 ■



健康維持や健康づくりにかかわる相談ごとは、幅広くあります。薬やサプリメント、食事、運動、介護、環境、趣味など、日常生活にかかわる数多くの相談に、ドラッグストアで対応しなければなりません。

生活者からの相談に、自店で取扱っている商品やサービスを提供して悩みを解決したり、自店では解決できない場合は、地域の専門家や相談窓口の紹介を行うことが重要です。

■ コンシェルジュ研修と認定 ■



日本薬業研修センターでは、コンシェルジュ研修として、1000以上の幅広い健康に関わる研修テーマを用意し提供していきます。

医薬品やスマイルケア、ペットなどの分野ごとに細かなテーマの研修を用意し、テーマを修了するごとに内容に応じて数ポイントが付与されます。

ポイント数により、「コンシェルジュマスターA」、「コンシェルジュマスターAA」、「コンシェルジュマスターAAA」の称号が、一般財団法人日本ヘルスケア協会（認定委員会）より与えられます。

■ 会員向けコンシェルジュ学習内容 ■

コンシェルジュマスター研修のコンテンツ内容	
コンテンツの範囲	健康と美容およびその周辺テーマに関するコンテンツに特化した内容
提供する3つの情報	「基本情報」と「コンシェルジュ研修情報」「商品・サービス情報」の3情報提供
・基本情報	基本用語、成分、疾病や症状対応、使用方法等に関する情報提供
・コンシェルジュ研修情報	各テーマごとに、コンシェルジュ機能を修得できる情報
・商品・サービス情報	メーカー協力による商品紹介（法律に抵触しない範囲・方法で）
地域情報の収集	店舗周辺の専門施設や機関、組織、サービス事業者、行政窓口などを調べて記録
添付情報	公的資料、協力者制作資料、動画、メーカーCM等をリンク、情報精度を高める情報

会員向けコンシェルジュ研修は、知識を詰め込むことを目的にしておらず、生活者の悩みと一緒に解決する方法を探せることを目的としています。そのため学習内容は、相談窓口としての一定の基礎知識や書籍、データなどの資料を活用し悩みを解決する方法の提案を行うための学習となっております。

また、自店で解決できない相談には、地域の専門家や施設などを紹介、案内できるような知識情報をまとめたフォームや資料の作成を行います。

「コンシェルジュ研修コース」テーマ(一例紹介、1000コンテンツを予定)

各テーマは、それぞれ複数のコンテンツで構成されています。

★■オリエンテーション講座		■ベビーケア	コンテンツ
テーマ	■食と健康	コンテンツ	
	食と栄養	食と健康の分類/食品表示と景表法/プロテイン活用法/他	
	★スマイルケア食	そしゃく・えん下・とろみ調整食品/水分補給と脱水症/口腔ケアと関連商品/その他	
	★スマイルケア食「赤」	摂食・えん下と誤えん・誤嚥性肺炎	
	機能性表示食品	機能性表示食品制度/NMCDの正しい活用法/他	
その他	疾病別・状態別おいしい食事ネットサービス/その他		
テーマ	■ヘルスケア	コンテンツ	
	正しい薬の飲み方・使い方	服用の現状/薬の正しい服用方法/薬を飲み込むメカニズムと服薬補助ゼリー	
	医薬品	成分と薬効/医薬品の提供制度/漢方医薬品の活用法/その他	
	ヘルスケア用品	応急処置法、テーピング法、用品の正しい活用法/他	
	サポート用品	オーラルケア法/スキンケア法/部位別管理法/その他	
テーマ	■ビューティケア	コンテンツ	
	化粧品	メイクの基本/TPOメイク法/フェイスマッサージ法/その他	
	ビューティケア用品	スキンケア用品活用法/メイク用品使用方法/その他	
	サポート用品	美顔用品活用法/用途別サポート用品活用法/その他	
テーマ	■加齢生活ケア	コンテンツ	
	加齢用品	加齢の基本知識/尿漏れパット使用法/TPO対処法/その他	
	介護用品	介護の基本知識/紙おむつの正しい選び方と使い方/その他	
	サポート用品	疾病・怪我予防用品使用法/介助・介護用品使用法/他	
テーマ	■健康維持生活	コンテンツ	
	健康運動	ながら筋トレ体操/ながら生活運動/高齢者と運動/その他	
	ペット飼育	ペットフード知識/ペットの健康と飼育/ペットと社会/その他	
	救急救命	心肺停止状態蘇生法/AED機器使用法/予防法/その他	
テーマ	■健康関連制度	コンテンツ	
	薬機法	医薬品の分類/販売制度/薬局許可/店舗販売業/調剤業務/他	
	医療費控除制度	医療費控除/セルフメディケーション税制/その他	
テーマ	■その他	コンテンツ	
	社会保障制度	国民医療費/健康保険制度/健康寿命延伸政策/その他	
	部位別ケア	ネイルケア・ネイルアート法/ヘアメイク法/膝・腰元気法/他	
テーマ	■その他	コンテンツ	
	部位別対処法	フットケア・管理法/毎日の肌管理法/受診勧奨法/その他	
	美と健康管理	検査数値の読み方/検査機器の正しい使い方と管理法/他	
	地域情報	分野別関係機関・施設・行政等の把握/地域健康情報/その他	
その他	疾病の診療所・病院・専門病院の治療/関係機関の仕事/その他		

■ コンシェルジュ研修受講方法 ■

学習方法：eラーニング(セルメ・プラザから学習できます)

年会費：2017年12月までは無料で受講が可能

受講対象者：登録販売者、薬剤師、など主に店舗販売従事者向け(以下の方には特典有)。

申込方法：受講を希望される企業の方は、日本薬業研修センター事務局まで、お問合せ下さい。

申込フォームをお送りしますので、企業で取りまとめてお申込み下さい。

※日登協A会員の方でセルメ・プラザに登録されている方は、すでにコンシェルジュ研修はアップされています。

※日登協A会員の方でも、JACDS認定アドバイザーの方は、ポイント加算を行うため、

申込フォームにお名前とアドバイザー認定番号を記入下さい。

	特典	コンシェルジュ会員申込
日登協A会員	無料で受講できます。 (2018年以降も無料で受講できます。)	不要です。セルメ・プラザに登録後、自動的にセルメ・プラザの教育コースのページに「コンシェルジュマスター研修」をアップします。
JACDS認定アドバイザー	オリエンテーション講座受講後、マスターA認定が交付され、その後無料で受講できます。 (2018年以降も無料で受講できます。)	日本薬業研修センターにご連絡下さい。ポイント加算を行います。

コンシェルジュ研修受講申込・問合せ先：日本薬業研修センター

TEL:045-478-5453 FAX:045-478-5461 Mail:cme@yakken-ctr.jp

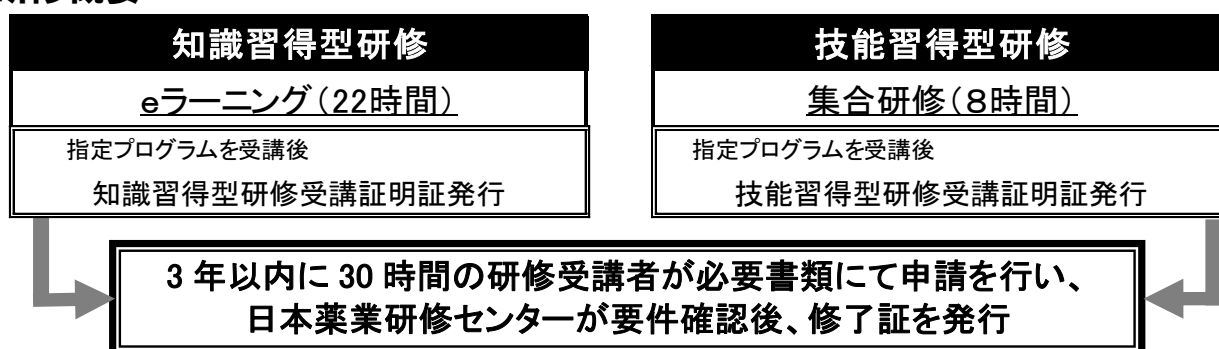
～厚生労働省基準に適合し、実践に活用できる～ 「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会では日本薬業研修センターと協力し、2016年4月からスタートしました、地域における薬局機能向上に向けた厚生労働省の「健康サポート薬局制度」に求められている研修を実施しております。

本研修で使用するテキストは、地域の健康情報拠点薬局として必要な知識を、地域住民目線で分かりやすく説明できるテキストとなっているため、より実務に役立つ研修となっております。今後の地域連携への対応能力の向上や、OTC薬の適正な販売と情報提供に活用いただける研修内容となっている本研修に、ぜひお申込み下さい。

なお、日本薬業研修センターが行う健康サポート薬局に係る薬剤師研修プログラムは、厚生労働省の指定確認機関(公益社団法人日本薬学会薬学教育委員会第三者確認委員会:委員長 赤池昭紀)による確認の結果、適合とされました。

■研修概要



■研修内容と実施形式、学習方法

1) 知識習得型研修

eラーニングで実施します。

研修内容	時間数	実施形式と学習方法
知識習得型研修		eラーニング
①講座: 地域住民の健康維持・増進	2時間	[学習の流れ] ①講座から順番にテキストを学習する。 (PDFのテキスト) ↓ 各講座ごとにテキスト学習終了後、確認試験実施。 70%以上の合格ラインを目指す。 ↓ 合格したら、次の講座に進む。 ↓ ※順番通りの学習となり、確認試験を実施していないと次に進めない仕組みとなっている。 確認試験は、13回(各講座1回) *第1講座のみ、食事バランスシートの作成・提出有
②講座: 要指導医薬品等概説-1	8時間	
③講座: 要指導医薬品等概説-2		
④講座: 要指導医薬品等概説-3		
⑤講座: 健康食品、食品	2時間	
⑥講座: 禁煙支援	2時間	
⑦講座: 認知症対策	1時間	
⑧講座: 感染対策	2時間	
⑨講座: 衛生用品、介護用品等	1時間	
⑩講座: 薬物乱用防止	1時間	
⑪講座: 公衆衛生	1時間	
⑫講座: 地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	1時間	
⑬講座: コミュニケーション力の向上	1時間	

2) 技能習得型研修

内容により3つの区分に分け、実施します。1日8時間のスケジュールを組み、3区分の研修を行いますので、1つだけでも複数でも受講できます。

研修内容		時間数	実施形式と学習方法
技能習得型研修			講義と演習(グループ討議形式)
I 研修:	健康サポート薬局の基本理念	1時間	ビデオ、グループ討議、総評
II 研修:	薬局利用者の状態把握と対応	4時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評
III 研修:	地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	3時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評

※知識習得型研修と技能習得型研修は、どちらを先に受講してもかまいません。

ただし、最初に受講した研修から3年以内にすべての30時間の研修の受講を終了して下さい。

■研修形式と受講料、入金時期

1) 研修形式

本研修の研修形式は次の2通りです。

A研修	研修センターまたは、受講者が所属する企業・団体以外が日程・会場を設定し開催する研修
B研修	受講者が所属する企業・団体が日程・会場を設定し開催する研修※

※B研修は、団体、企業の状況、希望にあわせて、企業・団体に所属する薬剤師が受講しやすくすることを目的としています。B研修の会場費、講師料等は当該企業・団体で負担いただきます。受講者が所属する企業・団体が実施する研修に企業・団体がとりまとめて、申込をした場合は以下の各項目のB研修の受講料が適用されます。

2) 受講料と入金時期

※JACDS会員企業に勤務の方は、協力団体会員価格で受講いただけます。

(税込)

受講料と入金時期	JACDS会員価格(協力団体会員価格)※ (申込:企業・団体一括、個人)			一般価格 (申込:企業・団体一括、個人)			
	A研修	B研修	入金時期	A研修	B研修	入金時期	
★技能習得型	I・III	2,250円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金	3,750円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金
	II	2,250円	1,500円		3,750円	1,500円	
知識習得型	1,500円	1,000円	事前入金	2,500円	1,000円	事前入金	
計	6,000円	4,000円		10,000円	4,000円		

★技能習得型研修受講料 I・IIIは、2講座あわせた金額です。どちらのみ受講の場合でも指定の金額が必要ですよ。

① **B研修を実施する企業・団体に所属している場合でも、他企業・他団体が実施するB研修を受講する場合は、A研修の料金が適用されます。**

② 受講料の中に、修了証交付費用(各自がネットからダウンロード)が含まれています。別途、紙媒体の修了証の作成を希望の場合は、1枚 500円で作成し、郵送します。

③ 入金確認後、会員番号とパスワードをご連絡します。

知識習得型研修の受講は、知識習得型研修の受講料が入金された翌月から受講できます。技能習得型研修は、受講人数が30名以上参加いただける見込みがある会場から随時開催します。B研修につきましては、人数に制限はありません(30名未満でも可)。

【振込先】 みずほ銀行 虎ノ門支店 普)2966970 一般社団法人 日本薬業研修センター
シャ)ニホンヤクギョウケンシュウセンター

■技能習得型研修開催予定

現在、以下の地区で受講者を募集しております。

この日程で申込を希望の方は、後頁の申込書①に必要事項を記入のうえ、お申込み下さい。

他地区での受講を希望の場合、または知識習得型研修を先に受講希望の場合は、後頁の申込書②に必要事項を記入のうえ、お申込み下さい。

〔2017年9月～10月開催 技能習得型研修開催予定日程・地区〕

今後、この日程以外に開催希望者が多く集まった地区について、開催します。

No.	開催日	地区	会場	研修時間
1	9月3日(日)【開催済】	大阪府大阪市	日邦・大阪センター	9時～17時40分予定 I 研修: 9時～10時 「健康サポート薬局の基本理念」 III 研修: 10時10分～13時10分 「地域包括ケアシステムにおける 多職種連携と薬剤師の対応」 II 研修: 13:40分～17時40分 「薬局利用者の状況把握と 対応」
2	9月10日(日)【開催済】	愛知県名古屋市	日邦・名古屋連絡所	
3	2017年9月24日(日)	北海道札幌市	日邦・札幌出張所	
4	2017年10月15日(日)	福岡県福岡市	日邦・福岡営業所	
5	2017年9月22日(金)	東京都文京区	MK御茶ノ水ビル	9時30分～19時(予定)

※日程、会場、開催時間は変更になる場合があります。

※【開催予定】全国主要都市での開催を調整中です。開催地区のご要望等御座いましたら、ご連絡下さい。

※各会場、30名以下の場合は開催を見合わせる場合があります。

※III研修「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応」につきましては、同一の都道府県参加者によるグループディスカッションを行います。同一都道府県の参加が少ない場合は、参加を見合わせていただく場合があります。

■申込・受講の流れ

〔技能習得型研修〕

募集・申込

- ・研修センターHPで技能習得型研修の開催日程をご案内しますので、日程をお選びください。
- ・希望地区の開催が決まっている場合は、日程と地区を選び、お申込み下さい。
- ・開催が決まっていない場合は、希望の地区を記載の上、お申込み下さい。日程が決まり次第、ご連絡します。

参加希望者の多い地区から随時開催します。研修の開催状況は、研修センターのホームページ(<http://www.yakken-ctr.jp/kensup>)でご案内します。



HPに掲載している申込書などからお申込み下さい。企業で申込の場合は、できるだけ受講者の受講状況管理のため、企業で取りまとめてお申込み下さい。



受講開始

- ・技能習得型研修の開催が決まったら案内を送付します(案内は、すべてメールで送信します)。

技能習得型研修の開催地区が決まったら、事務局から連絡させていただきます。
※研修受講前に、できるだけ地域包括支援センターを訪ね、配布資料や実際の活動についての調査を行ってください。

〔知識習得型研修〕

受講申込・受講開始

- ・知識習得型研修は、技能習得型研修とは別にお申込みができます。
- ・申込書と入金確認後、受講用のIDとパスワードを送ります。

知識習得型研修は、研修用のホームページ(セルメプラザ)でeラーニングの受講を行います。手続き完了後、知識習得型研修実施用のご案内を送付します。

■申込方法

1)別紙の「健康サポート薬局研修申込書」に、必要事項を記入の上、メールまたはFAXにてお申込下さい。

●2017年9月～10月 技能習得型研修開催予定地区をお申込みの方 … 後頁申込書①⑨

●開催が決まっていない地区、または先に知識習得型研修の受講をお申込みの方 … 後頁申込書②

・最初に、受講人数と技能習得型研修の希望地区についてお知らせください。

希望地区が未定の方は、blankでも構いません。

・企業申込の場合は、後日、受講者の名前と薬剤師登録番号の一覧表をデータで送付してください。

・できるだけ、受講者の受講状況管理のため、企業取りまとめにて企業一括申込みをお願いします。

2)企業一括申込の場合は、技能習得型研修のB研修での実施を検討して下さい(A研修の受講も可能です)。

・希望の地区、日程での開催が可能となり、費用の軽減化が可能となるB研修での実施については、以下の「■B研修実施について」をご覧くださいか、事務局までお問合せ下さい。

3)技能習得型研修の開催地区については、A研修の場合は、原則参加希望者が30名以上になった時に開催日程を決定します(B研修につきましては、人数に制限はありません)。

・申込時の希望地区で開催が決まっていない場合は、開催が決定次第、ご連絡させていただきます。

・研修センターのHPでも開催日程地区の一覧表を作成し、閲覧できるようにします。

・Ⅲ研修については、勤務先が同一都道府県の方々でのグループ研修を行いますので、同一都道府県の参加者が少ない場合、参加を見合わせていただくことがあります。

■申込手続きの流れ

1)企業申込の場合

①申込書に、受講希望者数を記入し、FAX、またはメールにてお申し込みください。

②事務局より、ご記入頂いた連絡先メールアドレスへ会場別受講申込者一覧のデータを送付します。

③開催日の2週間前までに受講案内を企業宛にメールにて送付します。

当日の受付時に必要となりますので、受講者へお渡しください。

④後日、参加した受講者数をもとに請求書を作成し、企業担当者様へ送付いたします。

2)個人申込の場合

①申込書に必要事項を記入し、FAX、またはメールにてお申し込みください。

②事務局より、ご記入頂いた連絡先メールアドレスへ受付完了と振込先をご案内します。

開催の2週間前までに、お振込み願います。

③入金確認後、開催日の2週間前までに受講案内をメールにて送付します。

■B研修実施について (詳細は日本薬業研修センターHPをご参照下さい)

団体、企業の状況、希望にあわせて、日程、会場、講師、監査員の手配を当該団体・企業で行うことにより、費用の軽減化を図り、受講の機会を増やします。ぜひ、B研修実施をご検討下さい。

・講師は研修センターの認定が必要となり、薬局実務実習の認定指導薬剤師の方、企業内の薬剤師研修や事業研修等のカリキュラム作成や講師経験を有している方、行政の保健分野に従事した経験を有する方などが対象となります(研修センターに講師を有料で依頼することも可能です)。

・公募が原則ですので、開催会場の席数の10%以上は公募枠となり、B研修実施団体・企業に所属以外の受講者の受け入れをお願いします。公募は、研修センターが行います。

・実施団体・企業には、参加された当該団体・企業所属以外の人数分の還付金をお支払します。

申し込み・
問合せ先

一般社団法人 日本薬業研修センター <http://www.yakken-ctr.jp>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-478-5453 FAX:045-478-5461 E-mail:support@yakken-ctr.jp

<http://www.yakken-ctr.jp/kensup> (健康サポート薬局研修サイト)

FAX送信先: 045-478-5461 (日本薬業研修センター行)

9月～10月開催「健康サポート薬局研修」 申込書①

企業 申込	フリガナ 会社名			
	フリガナ 担当者名		部署名 役職	
	住 所	(〒 -)		
	連絡先TEL		連絡先FAX	
	連絡先 E-mail(PC)			
個人 申込	フリガナ 氏名		連絡先 E-mail(PC)	
	住 所	(〒 -)		
	連絡先FAX		薬剤師 登録番号	
	所属先名 (所在地)			都道 府県 区市 町村

※個人申込の方は、所属先の都道府県と区市町村をご記入下さい。企業申込の方は、後日お名前とともにご連絡願います。

■ 研修申込み (受講希望人数を記入して下さい。個人申込の方も受講する研修すべてに「1」と記入して下さい。)

※各会場、30名以下の場合は開催を見合わせる場合があります。

No.	開催日	地 区	会 場	受講人数			知識習得型研修	
				I 研修	II 研修	III 研修	人数	開始希望月
1	2017年9月24日(日)	北海道札幌市	日邦・札幌出張所	名	名	名	名	
2	2017年10月15日(日)	福岡県福岡市	日邦・福岡営業所	名	名	名	名	
3	2017年9月22日(金)	東京都文京区	MK御茶ノ水ビル	名	名	名	名	

研修時間は、No1～5は、9時～17時40分、No6は、9時30分～19時を予定しております。

III研修につきましては、同一の都道府県参加者によるグループディスカッションを行います。

同一都道府県の参加が少ない場合は、参加を見合わせていただく場合があります。

■ 申込手続きの流れにつきましては、前頁に記載の申込手続きの流れをご参照下さい。

会場設営、およびグループ分けの都合上、**開催2週間前までに**
申込み者のご連絡をお願いいたします。

受講者が確定できない場合は、参加枠の確保にも対応いたします。詳しくは事務局へご相談下さい。

問合せ先: 日本薬業研修センター <http://yakken-ctr.jp>
電話 045-478-5453 Email: support@yakken-ctr.jp

※個人情報につきましては、日本薬業研修センターが厳重な管理体制の元で保管し、健康サポート薬局研修会実施の目的のみで使用します。企業申込の方は、登録の内容について企業担当者に連絡する場合がございます。

※III研修では勤務先所在地ごとにグループ分けを行いますので、店舗所在地の都道府県名をご記入下さい。

店舗が移動になった場合は、ご連絡下さい。

健康サポート薬局研修 申込書② FAX 送信先:045-478-5461(日本薬業研修センター行)

企業 申込	フリガナ 会社名			
	フリガナ 担当者名		部署名 役職	
	住 所	(〒 -)		
	連絡先TEL		連絡先FAX	
	連絡先 E-mail(PC)			
個人 申込	フリガナ 氏名		連絡先 E-mail(PC)	
	住 所	(〒 -)		
	連絡先FAX		薬剤師 登録番号	
	所属先名 (所在地)		都道 府県	区市 町村

※個人申込の方は、所属先の都道府県と区市町村をご記入下さい。企業申込の方は、後日お名前とともにご連絡願います。

■ 申込手続きの流れ

- 1) 知識習得型研修と技能習得型研修と、どちらを先に受講してもかまいません。
- 2) 現在、開催が決定している地区については、日本薬業研修センターのホームページでご案内しております。それ以外の地区、日程をご希望の方は、申込書に希望地区と人数をお知らせください。申込み地区と人数により、技能習得型研修の開催地区、日程を決めます。
- 3) 参加希望を出していただいた地区が、開催候補地区となった場合、詳しい案内と申込確定のための案内書をメールにて、ご案内させていただきます。

■ 申込書記入について(受講希望地区と人数の記入をお願いします)

- 1) 企業申込の方は、A研修での受講か、B研修での受講が選択して下さい。地区ごとに、実施方法が異なっても構いません。個人申込の方は、すべてA研修での受講となります。
- 2) III研修については、勤務先が同一都道府県の方々でのグループ研修を行いますので、同一都道府県の参加者が少ない場合、参加を見合わせていただくことがあります。
- 3) 技能習得型研修の参加希望者が30名以上集まり次第、開催地区として決定します。

※健康サポート薬局の研修を修了するためには、技能習得型研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲと知識習得型研修の受講が必要です。

		技能習得型研修							知識習得型研修			
		実施形式		研修名			地区名 (都道府県)	人数			人数	開始 希望月
		A研修	B研修	I	II	III		I 研修	II 研修	III 研修		
〔記入例〕	企業		○	○	○	○	神奈川県	20~25	20~25	15~20	20~25	H29.4頃
			○			○	静岡県			3~5		
		個人	○		○	○	○	大阪府	1	1	1	1

※個人情報につきましては、日本薬業研修センターが厳重な管理体制の元で保管し、健康サポート薬局研修会実施の目的のみで使用します。企業申込の方は、登録の内容について企業担当者に連絡する場合がございます。

※III 研修では勤務先所在地毎にグループ分けを行いますので、店舗所在地の都道府県名をご記入下さい。店舗が移動になった場合は、ご連絡下さい。

ドラッグストアの新しい役割となる JACDS 認定「介護情報提供員」 受講者募集中

超高齢社会の日本では、ドラッグストアは地域の生活支援はもとより、高齢者の新たなニーズを発掘し、新しい役割を担っていくことが重要です。JACDSでは、複雑な介護サービスについて、その地域にあった適正な情報を提供できる専門家を育成する「介護情報提供員制度」を実施しています。「介護」に関する様々な内容の概要や介護情報へのアクセス手段等の説明を行うサポートは、店舗の信頼をより高めるものです。ぜひ、地域生活者の信頼を勝ち得ることができる「介護情報提供員」を養成し、今後、介護に関する情報提供体制の環境づくりにご活用願います。

■ 受講資格

JACDS「ヘルスケアアドバイザー」認定者または受講者

- ※「ヘルスケアアドバイザー」受講者は、認定後に介護情報提供員の認定が行われます。
- ※以前認定者で更新手続きを行わなかった「未更新者」や講座の受講が修了できなかった「未修了者」の方は、再認定および再受講の方法を用意していますので、事務局までお問い合わせ下さい。

■ 受講料

eラーニング … 無料

ネット環境が整っていない方には、別途郵送通信（受講料・税込2570円）も用意しています。

■ 認定方法

eラーニングでテキストを学習後、地域の介護相談内容と相談先一覧マップの作成により、合否判定。

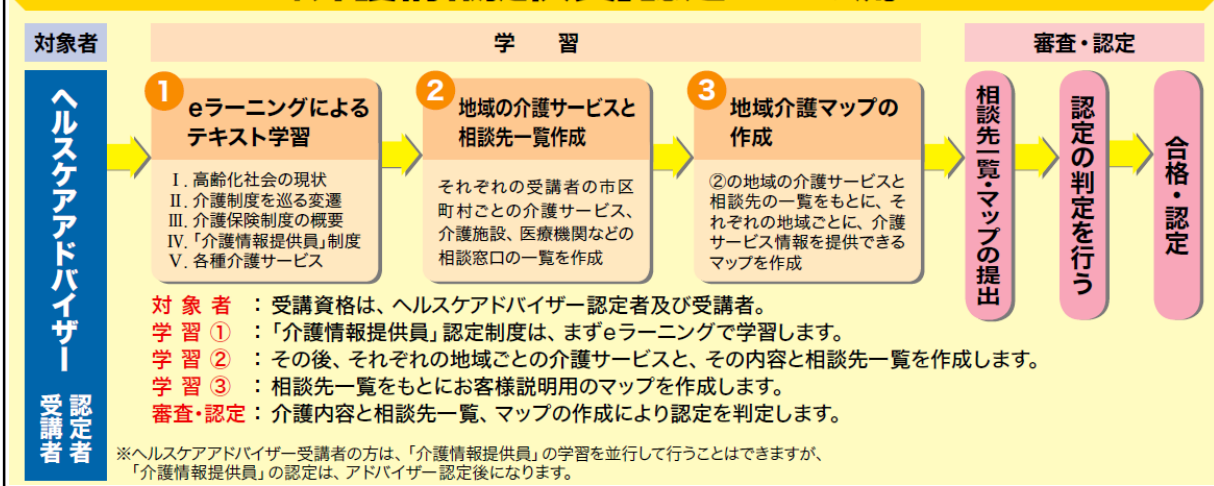
■ 主なカリキュラム

テキスト学習

- I. 超高齢社会を取り巻く日本の現状
- II. 介護制度を巡る変遷
- III. 介護保険制度の概要
- IV. 「介護情報提供員」制度
- V. 各種介護サービス
- VI. サンプル 添削レポートー地域の相談窓口を把握しよう

介護の相談内容と主な相談先一覧の作成
地域の介護マップの作成

「介護情報提供員」認定までの流れ



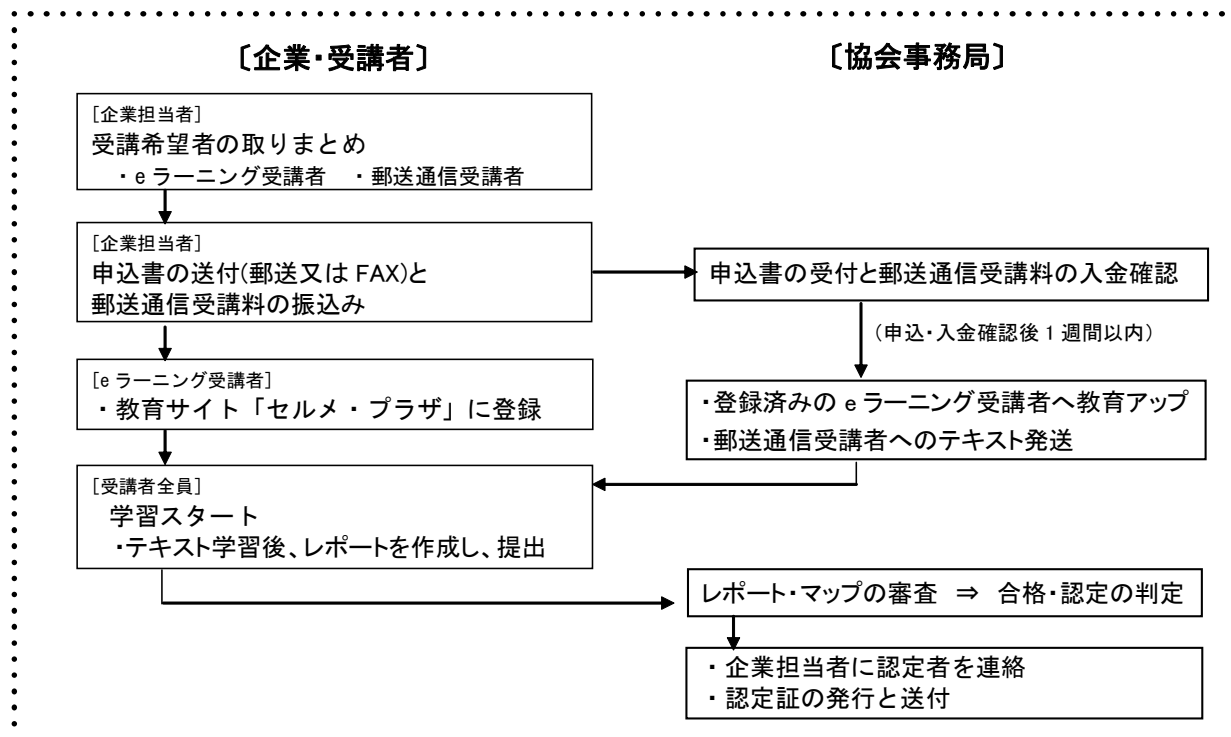
■ 学習の狙い

- ① 高齢化社会の現状と介護制度についての概要を学ぶ。
- ② 介護・福祉に関わる施設、専門家の役割、サービスについて学ぶ。
- ③ 地域の実情に合わせた介護・福祉施設、サービスについて学ぶ。
- ④ 地域の介護事業計画、福祉事業計画、医療計画等について学び、各市町村における介護、福祉、医療施設等の役割を学び、それらとの協力、連携について考える。
- ⑤ 顧客からの介護に関わる幅広い相談を受けた際に、適切な相談窓口を紹介できる資質を備える。
- ⑥ ドラッグストアが地域住民の安心・安全を高めるために、地域の介護・福祉事業者とネットワークを図り、ドラッグストアの新たな役割を創造する。

「介護情報提供員 申込」について

介護情報提供員の企業一括申込みから受講・認定までの流れは以下の通りです。

企業での介護情報体制づくりのためにも、企業で取りまとめたお申込みをお願いします。



「介護情報提供員」の役割

介護情報提供員の役割は、地域ごとの介護サービスとその特徴、それぞれの相談窓口を知り、顧客に適正に相談窓口を提供することです。これから地域包括ケアシステム

の中で、介護、医療、生活支援、予防など分野をシームレスにネットワーク化していく上で、極めて重要な役割が担えるものと期待されます。

受講・申込みにつきましては、ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問い合わせ下さい。

**お申し込み
お問い合わせ先**

JACDS ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒 222-0033 横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-478-5451 FAX. 045-478-5461 e-mail info@hbc-ctr.gr.jp

薬剤師資質向上研修 通信研修・集合研修 募集のご案内

● 資質向上研修の実施は開設者の義務

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。)に伴う体制省令により、薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務になります。(体制省令 第2条第1項第7号、および第2条第2項)

薬機法では、薬局、店舗販売業の許可の基準に関して、体制省令で定める基準に適合しないときは改善命令等に該当する場合があります、研修の実施は許可要件となります。

(薬局:薬機法第5条第1項第2号 店舗販売業:薬機法第25条第2項第2号)

● 継続的な資質向上研修を実施中

本研修は、厚労省に提出し、確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。

■ 薬剤師資質向上研修概要(通信研修と集合研修の2つから構成されています)

通信研修(1年間)	集合研修(前期・後期開催)
eラーニング ※1) パソコンを使用し、ネットを通じたテキスト学習と自動採点の問題回答に取り組む	1日 ※2) (年1回以上参加下さい) 最新情報やネット形式では学習しにくい内容をスクール形式で学習
年間プログラム ①症状・部位別医薬品通信研修 12回 ②ヘルスケア実践セミナー 12回	①薬事行政情報 ②医薬品販売業に係る法規と制度 ③専門家のための技術・知識 ④確認試験
指定プログラムを修了 1) 通信研修受講証明証を発行	年1回以上の受講 2) 集合研修受講証明証を発行
※パソコンによるネット環境がなく、通信研修が受講できない場合は、郵送による通信教育も用意しています。 (テキスト代、送料等の実費を含み、3,600円)	※1地区50名以上の参加希望者がいた場合に、開催します。

資質向上研修受講証明証の発行

(3)法律が求める資質向上研修受講証明証を発行

(1)と(2)両方をもとに、体制省令に対応する資質向上研修の受講証明証を発行します。

※必要に応じ、都道府県(保健所)へ資質向上研修を修了した薬剤師の名簿提出等の対応を実施

※通信研修受講中で、受講証明を発行出来ない方へは、求めに応じ、受講歴の証明を発送

■ 受講費用

1) 通信研修 2,570 円 (税込)

受講対象者: JACDS 勤務薬剤師会に加入している薬剤師の方
※郵便による通信研修の場合、テキスト、送料等を含め 3,600 円(税込)

2) 集合研修 3,000 円 (税込)

受講対象者: 日本薬業連絡協議会に加盟する団体に加入している企業に勤務している薬剤師の方
※テキスト代を含みます。 ※昼食は各自でご用意願います。

通信研修と集合研修は個別に受講費用が必要となります。

通信研修 集合研修 合計
(2,570 円)+(3,000 円) = (5,570 円)

郵送通信 集合研修 合計
(3,600 円)+(3,000 円) = (6,600 円)

カリキュラム

1) 通信研修

□症状・部位別医薬品通信研修				※基礎講座1から順番に、毎月1テーマずつ学習します。 eラーニング受講の場合は、毎月2テーマまで学習できます。			
○基礎講座		20	咳②	40	爪から見える病気②	17	強心薬・高コレステロール改善薬・貧血薬(前半)
1	胃腸症状	21	禁煙①	41	すり傷・切り傷・やけど①	18	強心薬・高コレステロール改善薬・貧血薬(後半)
2	疲労・虚弱	22	禁煙②	42	すり傷・切り傷・やけど②	19	抗アレルギー薬・鼻炎薬・点鼻薬(前半)
3	目の症状	23	肩こり①	○応用講座		20	抗アレルギー薬・鼻炎薬・点鼻薬(後半)
4	かぜ症候群	24	肩こり②	1	胃腸薬(前半)	21	解熱鎮痛薬・生理痛専用薬(前半)
5	一般用検査薬	25	頭痛①	2	胃腸薬(後半)	22	解熱鎮痛薬・生理痛専用薬(後半)
6	アレルギー症状	26	頭痛②	3	便秘薬(前半)	23	睡眠改善薬・眠気防止薬・小児鎮静薬(前半)
7	動悸・更年期症状①	27	腰痛・関節痛①	4	便秘薬(後半)	24	睡眠改善薬・眠気防止薬・小児鎮静薬(後半)
8	動悸・更年期症状②	28	腰痛・関節痛②	5	止瀉薬・整腸薬(前半)	25	皮膚疾患薬(前半)
9	痛み(解熱鎮痛薬)①	29	口内炎①	6	止瀉薬・整腸薬(後半)	26	皮膚疾患薬(後半)
10	痛み(解熱鎮痛薬)②	30	口内炎②	7	滋養強壮薬(前半)	27	口腔内薬・うがい薬・オーラルケア用品(前半)
11	精神神経症状①	31	乗物酔い①	8	滋養強壮薬(後半)	28	口腔内薬・うがい薬・オーラルケア用品(後半)
12	精神神経症状②	32	乗物酔い②	9	目薬(前半)	29	痔疾薬(前半)
13	虫さされ①	33	スキンケア①	10	目薬(後半)	30	痔疾薬(後半)
14	虫さされ②	34	スキンケア②	11	検査薬(前半)	31	鎮咳去痰薬(前半)
15	オーラルケア①	35	育毛・発毛①	12	検査薬(後半)	32	鎮咳去痰薬(後半)
16	オーラルケア②	36	育毛・発毛②	13	かぜ薬(前半)	33	禁煙補助薬(前半)
17	痔の症状①	37	水虫①	14	かぜ薬(後半)	34	禁煙補助薬(後半)
18	痔の症状②	38	水虫②	15	女性用薬・ハーブ医薬品(前半)	35	外用消炎鎮痛薬(前半)
19	咳①	39	爪から見える病気①	16	女性用薬・ハーブ医薬品(後半)	36	外用消炎鎮痛薬(後半)

□ヘルスケア実践セミナー	
1月	オーラルケア対策
2月	水虫対策
3月	アイケア対策
4月	禁煙対策
5月	香り・リラクゼーション対策
6月	セルフチェックと生活習慣病対策
7月	アンチエイジング・シルバー対策
8月	胃腸対策
9月	かぜ対策
10月	花粉症対策
11月	スキンケア対策
12月	ヘアケア対策

※学習月の内容を学びます

○症状・部位別医薬品通信研修は、テーマごとに病理・薬理・対処法や主な薬効を学習し、情報提供のために必要なポイントを学習します。
○ヘルスケア実践セミナーは、仕事で活かせる売場づくりや販売促進方法なども含めた内容を学習します。

※通信研修は、eラーニングと郵送通信の内容は、同一です。応用講座のカリキュラムは、継続します。

2) 集合研修

スケジュール(予定)	
60分	薬事行政情報
60分	医薬品販売業に係る法規と制度 (昼食 30分)
60分	専門家のための技術・知識① (休憩 10分)
80分	専門家のための技術・知識② (休憩 10分)
80分	専門家のための技術・知識③
20分	確認試験

終了 ※昼食は各自でご対応願います。

研修内容

1. 薬事行政情報
リスク区分等の変更があった医薬品等、最新の情報について説明します。
2. 医薬品販売業に係る法規と制度
最新の法規と制度について説明します。
3. 専門家のための技術・知識①②③
専門家として実践力をつける知識を学習します。
4. 確認試験
筆記による確認試験を行います。

※内容、スケジュールについては変更になる場合があります。

申込方法

1) 通信研修

※毎月20日を受付締切とし、翌日より開始できます。随時申込みを行っております。

・通信研修は研修用ホームページ(セルメブラザ: <http://www.selme.jp>)にて実施します。

2) 集合研修

1地区50名以上の参加希望者がいた場合に開催いたします。

・受講をご希望の方は、事務局までお問い合わせ下さい。

研修内容
問い合わせ先

日本チェーンドラッグストア協会 JACDS 勤務薬剤師会

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F TEL:045-474-1311 FAX:045-474-2569

募集締切日 2017年10月20日

第34期
(2017年10月生)
募集中

セルフメディケーションを支える新しい認定制度

— ドラッグストアに求められている人材 —

地域生活者の健康を守る相談役として活躍できます

ヘルスケアアドバイザー

養成講座

ヘルスケアアドバイザーの目的

わが国は本格的な少子・高齢化時代を迎え、急速に高齢者人口比率が拡大しています。それに伴い、疾病構造も大きく変化し、急性疾患から生活習慣病を中心とした慢性疾患が急増しています。ヘルスケアアドバイザーは、これらの疾病構造の変化に十分対応し、地域の生活者が健康で活力ある社会の実現と、セルフメディケーションの受け皿として貢献することを目的としています。

ヘルスケアアドバイザーは何ができるか

地域に暮らす方々の健康維持・増進のために病気や薬・栄養・食事・運動などの正しい知識を習得し、病気の予防や改善について、生活者自らが判断できるための適正なアドバイスができるようになります。

ヘルスケアアドバイザーの狙い

ヘルスケアアドバイザー認定制度は、日本チェーンドラッグストア協会の設立当初から、会員企業の従業員・販売員の資質向上と人材育成を図るために、会員各社から最も多くあがっている要望事項の一つです。ドラッグストアの役割や機能を十分活かし、ヘルスケアを担う人材育成を図り、地域生活者の健康維持・増進、および病気や医薬品、栄養、食事等の指導を通じ、ドラッグストアが地域住民からより高い信頼を得ることを狙いとしています。

養成方法	通信教育、DVD学習
養成期間	12ヶ月
教材内容	テキスト：6分冊 DVD：1枚 添削問題：12回
認定方法	学科試験
受講料	会員企業価格 62,640円(税込)
募集締切	2017年10月20日

主なカリキュラム
ヘルスケアに関する基礎知識編
・体の構造と働き ・医薬品
・栄養、食生活、運動
・病態生理 ・関係法規、制度
・自己責任とセルフメディケーション
ヘルスケアに関する実践知識編
・病気とヘルスケア ・薬とヘルスケア
・体の症状とヘルスケア
・ことごとヘルスケア
・代替・補完医療 ・妊娠、出産、育児
・介護 ・応急処置
ドラッグストアの対応に関する知識・技術編
・対応に関する知識
・ドラッグストアに関する基礎知識
DVD
・対応基本技術編

受講・申込みの詳細については、パンフレットをご覧いただくか、各社の人事・教育部・HBCA養成講座担当者、またはヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問合せください。

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会

ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F

Tel.045-478-5451 Fax.045-478-5461

E-mail : sec@jacds.gr.jp hp : http://www.jacds.gr.jp (日本チェーンドラッグストア協会)

E-mail : info@hbc-ctr.gr.jp hp : http://www.hbc-ctr.gr.jp (H&BC人材育成センター)

第26期生
(2017年12月生)
募集中

募集締切日 2017年11月20日 ※お申込みをご希望の方は
お問い合わせ下さい

高齢化社会が求める新しい認定制度

— 予防・未病改善で、健やかな生活支援 —

漢方の知識で健康づくりをサポートします

漢方アドバイザー

養成講座

漢方アドバイザーの目的

漢方アドバイザー認定制度は、東洋医学への関心が高まる中、漢方についての正しい知識を普及する人材を育成します。

新しい漢方の可能性について学び、一般生活者の正しくかつ効果的な漢方利用に貢献していくことを目的としています。

漢方アドバイザーは何ができるか

漢方の考え方や治療法などについて幅広く学習し、生活者の健康維持・増進、病気の予防や体質改善のアドバイスができるようになります。

また、症状別に多くの人に対応できる製剤化された漢方薬・サプリメントについてのアドバイスができるようになります。

漢方アドバイザーの狙い

予防・未病の改善を重点においている漢方の考え方は、セルフメディケーションの推進において、非常に有効と期待されています。

漢方の考え方や知識を習得し実践することは、体質改善、免疫能力の向上、健康増進や病気の予防や治療に効果をもたらします。これにより、高齢化社会が急速に進むわが国において、国民のさらなる健やかな生活を支援することを狙いとしています。

養成方法	通信教育、DVD学習
養成期間	10ヶ月
教材内容	テキスト：5分冊＋別冊1冊 DVD：1巻 添削問題：10回
認定方法	学科試験
受講料	会員企業価格 101,800円(税込)
募集締切	2017年11月20日(第26期)

主なカリキュラム

漢方に関する基礎知識編

- ・ 中医薬学小史
- ・ 中医薬学基礎知識
- ・ 中医診断学概要
- ・ 中薬の基本知識(上)

漢方に関する実践知識編

- ・ 中薬の基本知識(下)
- ・ 常用中薬
- ・ 常用の方剤(上)
- ・ 常用の方剤(下)
- ・ 食物の医療・保健作用
- ・ 病気と中医弁証治療

(別冊：一般用漢方製剤の承認基準概要)

DVD

- ・ 漢方の世界「中医薬学基礎講座」

(編集・監修：国立北京中医薬大学)

受講・申込みの詳細については、パンフレットをご覧いただくか、各社の人事・教育部・HBCA養成講座担当者、またはヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問合せください。

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会

ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F

Tel.045-478-5451 Fax.045-478-5461

E-mail : sec@jacds.gr.jp hp : http://www.jacds.gr.jp (日本チェーンドラッグストア協会)

E-mail : info@hbc-ctr.gr.jp hp : http://www.hbc-ctr.gr.jp (H&BC人材育成センター)

専門領域をさらに広げた人材として高く評価

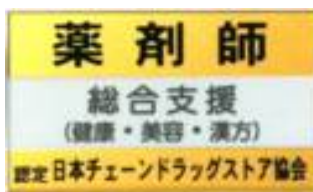
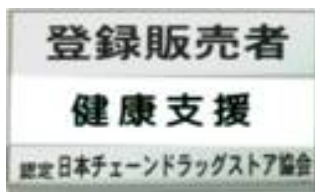
ダブルライセンス認定制度

これからのドラッグストアは、セルフメディケーションの推進のための知識や技術を習得し、生活者の生活をより健やかにするための人材が重要です。

JACDSでは、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者で各種アドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方を、「ダブルライセンス認定者」として新しい認定名をつけ、生活者にアピールしています。

ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成制度として、ご活用ください。

●認定者の方には新しい認定名のネームプレートを発行します（配布物1）



対象者と新しい認定名

●それぞれ取得したアドバイザーにより、専門領域の支援名をつけます

ヘルスケアアドバイザー	…	健康支援
ビューティケアアドバイザー	…	美容支援
ベビーケアアドバイザー	…	育児支援
漢方アドバイザー	…	漢方支援

（表①）

●薬剤師・登録販売者で1つのアドバイザーを取得した場合

	薬剤師	登録販売者
ヘルスケアアドバイザー取得	健康支援 薬剤師	健康支援 登録販売者
ビューティケアアドバイザー取得	美容支援 薬剤師	美容支援 登録販売者
ベビーケアアドバイザー取得	育児支援 薬剤師	育児支援 登録販売者
漢方アドバイザー取得	漢方支援 薬剤師	漢方支援 登録販売者

●薬剤師・登録販売者で複数のアドバイザーを取得した場合、アドバイザーが複数認定を受けた場合

総合支援（支援名）※1 + 資格・認定名※2

※1：支援名 → 取得したアドバイザーにより支援名をつけます。表①を参照ください。

※2：資格名・認定名 → 薬剤師、登録販売者、アドバイザー

- 例** ヘルスケアアドバイザーと漢方アドバイザーを持っている薬剤師
総合支援（健康・漢方）薬剤師
ビューティケアアドバイザーとベビーケアアドバイザーを持っているアドバイザー
総合支援（美容・育児）アドバイザー

一般財団法人 日本ヘルスケア協会

活動の紹介と入会のご案内

一般財団法人日本ヘルスケア協会は、超高齢社会における健康寿命延伸とヘルスケア産業育成の実現を目指す、ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者が集まった民間唯一の団体です。

当協会は、ヘルスケア産業育成のために次の事業を実践します。

1. ヘルスケアに寄与する制度、社会システム、事業等の研究と政策建議、提言を実践します
2. ヘルスケア産業育成および事業推進に向けた事業連携と、実現のための支援活動を実践します
3. 社会的価値を有する、ヘルスケアに寄与する業界および企業活動への支援を実践します
4. ヘルスケア推進に寄与する制度や事業、システム等を生活者に啓発並びに普及推進するための活動を実践します
5. その他、ヘルスケアの推進および産業育成に関する事業を実践します



一般財団法人 日本ヘルスケア協会
Japan Association of Health care Initiative

■ ごあいさつ



一般財団法人
日本ヘルスケア協会
会長 **今西 信幸**
(学校法人 東京薬科大学
理事長)

我が国の健康政策は、これまでの「生命寿命延伸医療政策」から「健康寿命延伸健康政策」への転換を図り、これを実現する「ヘルスケア産業」を育成する方針が出されました。

この政策を受け、各省庁および地方行政において様々な施策や検討が行われており、民間企業や団体においても多くのヘルスケアに寄与する事業が行われています。また、官民や産学が連携した、ヘルスケア推進団体も多く誕生しています。しかし、この政策に反発する反対勢力が強く、確実にヘルスケアに寄与する施策や事業、活動がほとんど実践できない状況にあります。

新しい政策や事業を実現するためには、そのための新しいロジックや枠組みなどの環境整備が不可欠ですが、それはまだ整っていない状況にあります。

そこで、健康寿命を延伸させるヘルスケア産業界の意見を政策に反映し、しかもその振興および推進を支援する第三者機関が熱望され、よりよい日本の社会づくりに貢献するために「一般財団法人日本ヘルスケア協会」を発足いたしました。

ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者の多くの方々に、当協会活動にご参加いただきますようお願い申し上げます。



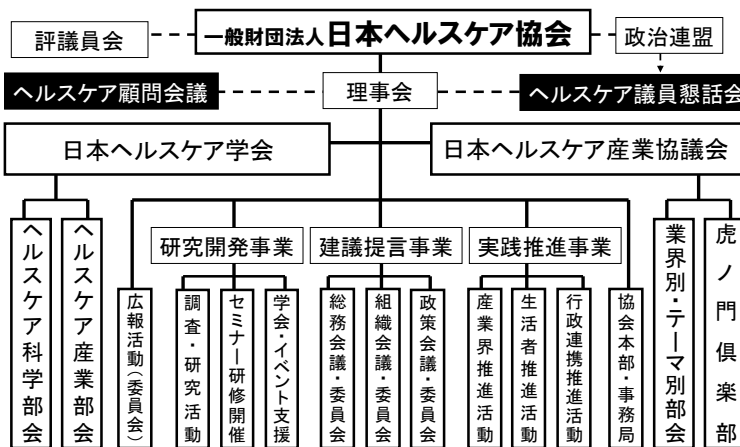
一般財団法人
日本ヘルスケア協会
理事長 **松本 南海雄**
(株)マツモトキョシホールディングス 代表取締役会長)

■ 日本ヘルスケア協会の目的——健康寿命延伸とヘルスケア産業の育成を図ります。

- 1) わが国のヘルスケアを実践する新しいロジックや環境を整備します
- 2) ヘルスケア産業育成と効果的かつ効率的の実践を実現します
- 3) 健康寿命延伸を実現し、現行の医療制度を維持させます
- 4) 社会制度に関する不安を解消し、国民の幸福に寄与します

■ 日本ヘルスケア協会と構成する組織の概要——ヘルスケア推進の民間唯一の組織です。

「一般財団法人日本ヘルスケア協会」組織概要



○日本ヘルスケア学会 会長(2会長制)



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
ヘルスケア産業部会 部会長
上原 征彦
(昭和女子大学現代ビジネス研究所
特命教授)



(一財)日本ヘルスケア協会 会長
ヘルスケア科学部会 部会長
今西 信幸
(東京薬科大学 理事長)

○日本ヘルスケア産業協議会 会長



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
池野 隆光
(ウエルシアホールディングス(株)
代表取締役会長)

■ 日本ヘルスケア協会の構成組織

◎ 日本ヘルスケア学会

わが国のヘルスケア推進に関する科学分野と産業分野のあり方について、現実的かつ臨牀的な論議と技術の研究を行い、独立性を保ちかつ客観的に、わが国の国民や国政、産業界に提言します。

◎ その他

ヘルスケア顧問会議、ヘルスケア議員懇話会が提案、意見、指導、アドバイスを送ってくれます。

◎ 日本ヘルスケア産業協議会

ヘルスケア産業に関する各業界および研究機関が部会を構成し、各部会に関係団体や関係企業が所属し、それぞれの業界や企業が有するヘルスケア活動を行うための問題や課題を解決する活動を行います。

■ 日本ヘルスケア協会の主な活動——強力な推進力・実践力を発揮します。

◎研究、協議活動

部会、研究会が個々の課題解決に向け、検討会を行なっています。そして、年1回発表会を行います。

ヘルスケア推進に関する①政策および施策、社会環境に関する研究、②産業、企業活動、サービスに関する研究、③生活者への啓発、普及、推進に関する研究、④その他の研究を行い、その実現のための協議を行います。



活動方針発表会 1000人を超える関係者が集合

◎建議・提案活動

ヘルスケア推進に寄与し社会的価値のある政策や施策、事業について、関係行政や関係機関にその実現に向けた建議や提言、提案を力強く行ってゆきます。



ジャパンドラッグストアショーでヘルスケア事業推進内容を発表



ライフスタイルビジョン for シニアを開催

◎業界基準向上認定活動

優れた取組みについて認定する活動をしています(優良配置販売業者、コンシェルジュ、救急救命AED指導員など)。

◎ロビー活動

制度や規制、事業推進などに関するヘルスケア推進の環境整備について、関係者に力強く働きかけ、問題の解決や新しい施策の実現を図ります。

ヘルスケア議員懇話会(会長:林芳正参議院議員)では、われわれの提案に賛同し、直接、塩崎厚労大臣に、検体測定室の見直しを要望。今秋を目途に改正が実現!



要望書を手渡すヘルスケア議員懇話会の面々

◎業界、事業連携活動

優れた政策や施策および各業界や企業のヘルスケア推進活動やサービスを、より効果効率的に実現するために、関係する機関や業界、企業に連携を図ってまいります。



東京薬科大学で「医療コミュニケーション」講座を受託、実施



救急救命・AED指導員養成講習を実施



「ながら筋トレ体操」を開発。普及推進を目指す

◎啓発、普及推進活動

各業界や企業が提供する優れたヘルスケア推進活動やサービスについて、行政や業界、マスコミ等とも連携し、生活者への啓発と普及推進を行います。

◎各種ヘルスケアイベントへの協力活動

学術大会や健康イベントの開催など、ヘルスケア推進およびヘルスケア産業育成の活動にも協力。



ペット飼育のメリットを啓発するパンフレットを作成



機能的表示食品フォーラムに協力



日本医真菌学会総会・学術大会
区民公開シンポジウムに協力

■ 会員のメリット——貴業界・貴社の問題・課題を解決します。

1) 各業界および企業の商品、サービスの推進に関する支援

ヘルスケア推進に寄与する各業界および各社の商品、サービスの普及や推進に関する内容を相談し、実現に向けたアドバイスや支援を得ることができます。

また、必要に応じて連携すべき業界や企業、有識者等の紹介も行います。(但し、販売先の斡旋、紹介は行いません)

2) 日本ヘルスケア産業協議会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

各業界や企業が、推進したいテーマについて、部会を通じて実現することができます。また、各業界や企業で抱えている問題の解決に向けて部会で協議し、その実現に必要な政策提言や関係業界・機関との連携、普及推進策を図ってゆきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

3) 日本ヘルスケア学会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

日本ヘルスケア産業協議会の部会だけでなく、学術的研究のテーマについては、日本ヘルスケア学会の部会活動にも参加することができます。制度や産業育成、マーケティング等に関する研究は、ヘルスケア産業部会に参加いただきま

す。また、予防や医療、介護、専門家等に関する研究は、ヘルスケア科学部会に参加していただけます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

4) 協会の主催するイベント等に会員価格で参加

日本ヘルスケア協会および日本ヘルスケア産業協議会、日本ヘルスケア学会が主催するイベントやセミナー、学術大会等に会員価格で参加することができます。最新情報をいち早く知ることができ、ヘルスケアの研究や産業に携わる方の活動や仕事に大いに役立ちます。

5) 日本ヘルスケア協会の会員限定HPにアクセスが可能

会員限定ホームページにアクセスし、新制度や運用の最新情報や各部会での活動(会員公表分)、会員サービス情報などを入手することができます。また、各会員の持つ疑問や相談、要望についてもご連絡いただけます。迅速に誠意をもって対応いたします。

6) その他

限定出版物の会員価格での購入など、多くの会員サービス事業を増やしてまいります。会員の皆様の要望があればぜひお寄せください。

■ 入会申し込み要領

会員の種別(「虎ノ門倶楽部」は別に定めます)

- 1) 法人会員：本会の目的に賛同し、入会した法人(企業)
- 2) 個人会員：本会の目的に賛同し、入会した個人
- 3) 特別会員：本会の目的に賛同し、特別に入会を招聘された法人、個人
- 4) 登録協力団体会員：本会の目的に賛同し、登録した協力団体

年会費(入会金はありません)

- 1) 法人会員：一口10万円/年一口以上
- 2) 個人会員：3千円(人/年)
- 3) 特別会員：会費なし
- 4) 登録協力団体会員：会費なし
但し、登録協力団体会員からの活動費用賛助、活動協力はお受けいたします。ご協力ください。

備考

- ※会計年度は4月1日より翌年3月31日までですが、当面の間、会費を納入した翌月から12カ月分(1年間)を年会費とします。
- ※会費は理事会の決定により、変更される場合があります。会員には事前に連絡を行います。
- ※個人会員、特別会員、登録協力団体会員は、協議会および学会の各部会への参加を希望される場合、部会長の特別推薦、または招へいが必要などの制限がありますのでご了承ください。

■ 入会申し込み手順

- 1) 同封の「入会申込書」(申込書はホームページからもダウンロード可能)に必要事項を記入して、団体、法人内容のわかるもの(ご案内やパンフレットなど)を添えて、協会事務局まで郵送する。FAXまたはメールでも申込みが可能。
- 2) 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
- 3) お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

■お振込み先

- 振込み口座
みずほ銀行新横浜支店普通：1692873
- 振込み口座名
一般財団法人 日本ヘルスケア協会
※恐れ入りますが、振込み手数料はご負担願います。

一般財団法人 **日本ヘルスケア協会** Japan Association of Health care Initiative

(2015年11月設立)

(本部) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目15-10 名和ビル3階
TEL03-5510-7274 FAX03-3504-8103 <http://www.jahi.jp> E-Mail: info@jahi.jp
(横浜事務所) 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階(NRKグループ内)
TEL045-474-2521 FAX045-474-2520

FAX:045-474-2520 または E-mail:info@jahi.jp

一般財団法人日本ヘルスケア協会(J A H I)入会申込書

私は、一般財団法人 日本ヘルスケア協会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

①申込日と、該当する会員区分を、チェックしてください。

申込日 年 月 日

会員区分 法人会員 個人会員 (どちらか一方をしてください)

②法人会員にお申込みの方はA欄の太線枠内、個人会員にお申込みの方はB欄の太線枠内に、もれなくご記入ください。

【A欄】法人会員の申込み記入欄

法人情報	法人名	(フリガナ) 氏名		
	代表者	(フリガナ) 氏名	役職名	
	法人所在地 (連絡先)	〒		
	業種	TEL: FAX:		
連絡先情報	担当者	(フリガナ) 氏名	役職名	
	担当者所在地 (連絡先)	〒		
		TEL: FAX: E-mail:		
年会費 (一口10万円/年 一口以上) ※申込口数と合計金額を記入				請求書 (どちらかに○)
申込口数 → 口、合計金額(年会費) → 万円				必要 ・ 不要

【B欄】個人会員の申込み記入欄

本人情報	氏名	(フリガナ)	勤務先名 (学校名)	
	住所 (連絡先)	〒		
		TEL: FAX: E-mail:		
年会費	3千円(人/年)		請求書(どちらかに○)	必要 ・ 不要

(注) 1) 入会金はありません 2) 会計年度は4月1日より翌年3月31日まで

◆入会申し込み手順

(入会申込書はホームページからもダウンロードすることができます)

1. 入会申込書に必要事項を記入し、法人案内等を添えて協会事務局まで郵送 (FAXまたはメールでも可) する。
2. 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
銀行口座：みずほ銀行 新横浜支店 (普通) 1692873 口座名義：一般財団法人日本ヘルスケア協会
※恐れ入りますが、振込手数料は御社でご負担願います。
3. お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

※事務局入力欄(何も記入しないでください)

・備考欄 会員 No.

--	--	--	--	--	--	--	--

受付	法人案内	入金			
/		/			

日本チェーンドラッグストア協会 「薬剤師賠償責任保険」について

当団体保険制度の特色

本制度は当協会正会員（従業員・使用人を含む）、正会員企業に勤務する薬剤師及び登録販売者の方が、ドラッグストア特有の次の事故等により、お客様の身体に障害を与えたり、お客様の持ち物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

また、本保険制度は契約者を日本チェーンドラッグストア協会、被保険者を各正会員とする団体契約のため、加入者数により団体割引が適用されるのが特長です。

■薬剤師業務に関する事故

- 医薬品等の販売に起因する賠償事故
- 調剤業務に起因する賠償事故

■店舗等の施設に関する事故

- 店舗等施設の構造上の欠陥や管理の不備に起因する賠償事故
【薬局および店舗販売業契約のみ対象】
- 店舗等施設において行う薬剤師業務以外の仕事の遂行に起因する賠償事故

■人格権侵害に関する事故

- 不当な身体の拘束等による名誉毀損やプライバシーの侵害による賠償事故

ご加入にあたって

◆ご加入いただける方

- 日本チェーンドラッグストア協会の正会員のみ
 - ・契約者：日本チェーンドラッグストア協会
 - ・被保険者（補償の対象となる方）：会員各社（使用人を含む）
および勤務する薬剤師・登録販売者（各々契約が必要）

◆保険期間

- 平成29年2月15日午後4時から平成30年2月15日午後4時まで

◆保険適用地域

- 日本国内のみ

補償内容と保険料

【薬局および店舗販売業契約】

1店舗あたり年間保険料

区分		支払限度額			免責金額
		1名	1事故	保険期間中	
業務危険			1億円	3億円	3万円
施設危険	対人	5,000万円	5,000万円		3万円
	対物		5,000万円		3万円
人格権侵害		業務危険:1事故1億円 保険期間中3億円 免責金額3万円 施設危険:1名5,000万円 1事故5,000万円 免責金額3万円 ※業務危険の支払限度額または施設危険の対人賠償支払限度額と共有となります。			
保険料(注)		3,460円			

【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】

1名あたりの年間保険料

区分		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	
業務危険	支払限度額	1事故	1,000万円	3,000万円	1億円
		保険期間中	3,000万円	9,000万円	3億円
	免責金額		0円	0円	0円
人格権侵害		※各タイプの業務危険の支払限度額と共有となります。			
保険料(注)		1,260円	1,420円	1,610円	

中途加入手続き

◆毎月25日締切り、翌月15日からの加入となります。

◆加入依頼書の送付先：

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4F

日本チェーンドラッグストア協会事務局（薬剤師賠償責任保険担当）

◆保険料を下記口座へお振込みください。

振込先：（銀行名・支店名）三井住友銀行 新横浜支店

（口座番号）普通口座 0406415

（口座名義）日本チェーンドラッグストア協会

【中途加入保険料表】平成29年

■薬局および店舗販売業契約(1店舗あたり保険料)

＜補償内容＞

業務危険: 1事故1億 保険期間中3億 免責3万

施設危険: 対人1名5,000万 1事故5,000万 免責3万/対物1事故5,000万 免責3万

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一

＜年間保険料＞

3,460円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)
2月27日	3月15日	11	3,170
3月27日	4月15日	10	2,890
4月25日	5月15日	9	2,600
5月25日	6月15日	8	2,300
6月26日	7月15日	7	2,010
7月25日	8月15日	6	1,740
8月25日	9月15日	5	1,450
9月25日	10月15日	4	1,160
10月25日	11月15日	3	870
11月27日	12月15日	2	580
12月25日	1月15日	1	290

■勤務薬剤師・勤務登録販売者契約(1名あたり保険料)

＜補償内容＞

Aタイプ: 業務危険1事故1,000万円 期間中3,000万円 免責0

Bタイプ: 業務危険1事故3,000万円 期間中9,000万円 免責0

Cタイプ: 業務危険1事故1億 期間中3億 免責0

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約と同一

＜年間保険料＞

Aタイプ: 1,260円

Bタイプ: 1,420円

Cタイプ: 1,610円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)		
			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
2月27日	3月15日	11	1,160	1,300	1,480
3月27日	4月15日	10	1,050	1,180	1,340
4月25日	5月15日	9	950	1,070	1,210
5月25日	6月15日	8	840	950	1,070
6月26日	7月15日	7	740	830	940
7月25日	8月15日	6	630	710	810
8月25日	9月15日	5	530	590	670
9月25日	10月15日	4	420	470	540
10月25日	11月15日	3	320	360	400
11月27日	12月15日	2	210	240	270
12月25日	1月15日	1	110	120	130

日本チェーンドラッグストア協会はそらぷちキッズキャンプ を応援しております

難病とたたかう子どもたちの医療ケア付自然体験施設

そらぷちキッズキャンプ

難病の子供たちへの 応援募金ありがとうございました！

平成28年度（平成28年4月～平成29年3月）募金金額のご報告

募金額合計 1,787万4,903円

平成29年4月30日現在

平成28年度そらぷちキッズキャンプ活動報告

計10回のキャンプを実施（夏季7回、冬季3回）し、難病とたたかう子どもと家族に対し、かけがえのない時間を提供することができました。家族で参加のキャンプ、子どもだけ参加のキャンプ、グループによる参加のキャンプを実施しました。

（年間参加者264名。うち病児105名）

10月には広報PRイベントを実施、キャンプ場を一般公開し、そらぷちキッズキャンプを知ってもらいイベントして、300名の方にご参加いただきました。

参加した子どもたちや家族の想いととも、心より御礼を申し上げます。ありがとうございました。

平成29年度そらぷちキッズキャンプ活動計画

年間を通じて計11回（夏季8回、冬季3回）のキャンプ事業を実施します。全国各地から、難病とたたかう子どもと家族を、北海道のキャンプ場に招待する計画で、参加者は年間約300名、うち病児は約100名となる予定です。また、日本初の医療ケア付キャンプ場として、これまでの実績を情報発信し、難病の子どもの支援を啓発する国際シンポジウムの開催を計画しています。

シリアスファンチルドレンズネットワークに正式加盟

2016年11月にそらぷちキッズキャンプは、俳優の故ポールニューマンが設立した難病の子供の国際的キャンプ団体、シリアスファンチルドレンズネットワークのアジア（中東を除く）で唯一の正会員として、認可・加盟いたしました。

そらぷちキッズキャンプについて

北海道滝川市で日本国内に約20万人いるといわれている小児がんや心臓病などの難病とたたかう子どもたち。「そらぷちキッズキャンプ」は医療施設を完備し、特別に配慮されたキャンプ施設や自然体験プログラムを設けた、子どもたちの夢のキャンプを創っています。詳しい内容は下記ホームページをご覧ください。

<http://www.solaputi.jp/what/index.html>



夏キャンプでの集合写真

冬キャンプでの家族写真

医療ケア付キャンプ場の施設群（夏キャンプ）

JACDS 日本チェーンドラッグストア協会

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第二ビル四階

TEL: 045-474-1311 / FAX: 045-474-2569

<http://www.jacds.gr.jp>

行政からのお知らせ

次ページ以降に各項目の該当資料を収載しています。

【厚生労働省】

1. 第一類医薬品の販売等における情報提供の取扱について

—医薬・生活衛生局(8月4日)

「平成28年度医薬品販売制度実態把握調査結果について」によると、第一類医薬品の販売について、店舗販売並びにインターネット販売において、ルールの徹底に置いての課題が見られました。改正薬事法は遵守率100%が本来の姿であります。周知をよろしく願います。【資料:後頁2ページ分あり】

2. 登録販売者に対する研修の実施について(周知依頼)—医薬・生活衛生局(8月24日)

登録販売者に対する外部研修の自主点検について、ならびに登録販売者に対する研修の実施について周知の依頼を依頼されました。後頁をご参照下さい。周知をよろしく願います。

【資料:後頁14ページ分あり】

3. 平成29年度「『見える』安全活動コンクール」の実施等について(協力依頼)

—労働基準局(8月30日)

コンクールの実施の周知を依頼されました。後頁をご参照下さい。周知をよろしく願います。

【資料:後頁4ページ分あり】

4. 無期転換ルールの円滑な導入に向けた取組に関する要請書—労働基準局(9月7日)

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルールです。平成30年4月から本格的に発生します。目を通していただき、周知をよろしく願います。【資料:後頁11ページ分あり】

5. 長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組に関する要請書の送付について

—労働基準局(9月8日)

11月は「過労死等防止啓発月間」です。厚労省では特に「過重労働解消キャンペーン」を行いません。周知啓発の依頼がきております。よろしく願います。【資料:後頁7ページ分あり】

6. 腸管出血性大腸菌感染症・食中毒の予防対策等の啓発の徹底について

—健康局、医薬・生活衛生局(9月13日)

O157の感染により、1名死亡した痛ましい事故が起こりました。いまだ感染経路がはっきりせず、調査中ではありますが、食中毒予防対策の周知をよろしく願います。【資料:後頁1ページ分あり】

【経済産業省】**7. ドラッグストア販売統計月報について—経済産業省(6月分)**

ドラッグストア販売統計月報(確定版)の6月分がアップされていますのでお知らせします。対象となっている企業様には引き続き販売等のデータ提供をよろしくお願い申し上げます。【資料:後頁15ページ分あり】

【農林水産省】**8. 情報システムを運用する関係団体等への周知について**

—食料産業局(8月7日)

「キャッシュDNSサーバー」を運用している会員企業様のみ対象です。本年9月19日までに適切な設定更新等の措置を講じないと、使用ができなくなる可能性があります。運用・保守を委託している事業者に対応を依頼して下さい。よろしくお願い致します。【資料:後頁13ページ分あり】

9. 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の一部変更の閣議決定及び公示について

—農林水産省(9月13日)

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標量の変更及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正を踏まえた用語の整理です。

詳しくは、以下のURLをご覧ください。

(掲載URL:<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku.html>)

【資料:後頁1ページ分あり】

事務連絡

平成29年8月4日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

第一類医薬品の販売等における情報提供の取扱について

一般用医薬品の販売又は授与（以下「販売等」という。）については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第36条の10第1項において、薬局開設者又は店舗販売業者が第一類医薬品を販売等する場合には、その薬局又は店舗において医薬品の販売等に従事する薬剤師に、必要な情報を提供させなければならないことが定められています。しかしながら、「平成28年度医薬品販売制度実態把握調査結果について」（平成29年8月4日付け薬生総発0804第1号・薬生監麻発0804第3号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長・医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長連名通知）によると、第一類医薬品の販売については、薬局開設者及び店舗販売業者に義務付けられている事項のうち、一部の事項で店舗（店頭）販売の方が遵守されている割合が高く、インターネット販売における販売ルールの徹底に課題が見られております。

また、今般、法第36条の10第1項の規定の例外を定める法第36条の10第6項の考え方について問い合わせがあったことから、下記のとおり改めて考え方をお示しいたしますので、貴管下の薬局及び店舗販売業者に対する適切な指導等をお願いします。

記

1. 法第36条の10第1項に定めるとおり、薬局開設者又は店舗販売業者は、第一類医薬品を販売等する場合（薬剤師等に販売等する場合を除く。）には、薬剤師にその適正な使用のために必要な情報を、当該第一類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者又は当該第一類医薬品を使用しようとする者の状況に応じて個別に提供させなければならないこと。

2. この情報提供義務の適用の例外に関する法第36条の10第6項の規定は、例えば、第一類医薬品を購入し、又は譲り受ける者から、継続使用の場合であるから説明を要しない旨の意志の表明があり、応対する薬剤師が適正使用が可能と認めた場合等を想定したものであること。このため、第一類医薬品を販売等する場合には、原則、薬剤師に必要な情報を提供させなければならないこと。

3. なお、これらの取扱は、インターネットの販売サイトで特定販売を行う場合においても同様であり、「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律等の施行等について」（平成26年3月10日付け薬食発0310第1号厚生労働省医薬食品局長通知）で既に示しているとおり、例えば、第一類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者からの連絡に対して、電子メール等を自動で返信したり、一律に一斉送信したりすることのみをもって行うことは、薬剤師による当該第一類医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該第一類医薬品を使用しようとする者の状況に応じた個別の情報提供とは認められないこと。また、電子メール等で情報提供を行う場合においても、購入者が薬剤師から情報提供を受けていることがわかるよう、情報提供を行った薬剤師の氏名を確実に伝えさせること。

薬生総発0824第2号

平成29年8月24日

日本チェーンドラッグストア協会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長

(公 印 省 略)

登録販売者に対する研修の実施について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、別添のとおり、各都道府県等衛生主管部（局）長あて通知しましたので、御了知いただくとともに、貴会会員に周知いただきますようお願いいたします。

薬生総発0824第1号

平成29年8月24日

各

都	道	府	県		
保	健	所	設	置	市
特	別	区			

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公 印 省 略)

登録販売者に対する研修の実施について

薬局開設者並びに店舗販売業者及び配置販売業者（以下「一般用医薬品販売業者等」という。）は、一般用医薬品の情報提供その他の一般用医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理を確保するため、登録販売者に対しては、一定の水準以上の研修を実施し、その質の向上を図る必要があるとされています。

また、地域包括ケアシステムを構築する上で、国民の自発的な健康管理や疾病予防の取り組みを促進することは重要であり、登録販売者には、第2類医薬品及び第3類医薬品の販売、情報提供等を担う立場から、地域住民の健康を支える役割の一端を担うことが求められています。

加えて、平成29年1月より、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品の購入費用について、新たな所得控除を受けることを可能とする、セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の運用が始まり、セルフメディケーションに対する関心が高まっています。一般用医薬品は、その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがあるものであり、その販売等を担う登録販売者は、購入者からの相談等に適切に対応するために、研修の受講等により、医薬品の適正使用に関する知識と理解を深める必要があります。

このため、登録販売者に対する研修の実施については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（平成26年8月19日付け薬食発0819第1号厚生労働省医薬食品局長通知）等で示しているところですが、登録販売者に対する研修の実施を徹底させるため、改めて、下記について貴管内関係団体、関係機関等に周知徹底をお願いいたします。

記

1. 「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令」（昭和39年厚生省令第3号）第1条第1項第14号、第2条第1項第9号及び第3条第1項第5号において、一般用医薬品販売業者等は、医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理を確保するため、薬剤師、登録販売者及び一般従事者に対する研修を実施することが義務付けられていること。
2. 一般用医薬品販売業者等は、第2類医薬品及び第3類医薬品の販売、情報提供等を担う立場にある登録販売者に対して、専門性、客観性、公正性等の確保の観点から、自ら登録販売者に対し研修を適切に行うことに加え、「登録販売者に対する研修の実施について」（平成24年3月26日付け薬食総発 0326 第1号医薬食品局総務課長通知）で示している「登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン（薬局開設者並びに店舗販売業及び配置販売業が委託して行う外部研修について）」（以下「外部研修ガイドライン」という。）に従い、毎年、全ての登録販売者に対して都道府県等に届出を行った外部の研修実施機関が行う研修を受講させる必要があること。
3. 一般用医薬品販売業者等は、外部研修実施機関における研修について、外部研修ガイドラインに従い、研修の専門性、客観性、公正性の確保ができる都道府県等に届出を行った外部研修実施機関による研修を受講させること。

また、登録販売者においては、第2類医薬品及び第3類医薬品の販売、情報提供等を担うのに際して、医薬品等の有効性及び安全性その他これらの適正な使用に関する知識と理解を深めるとともに、これらの適正な使用に関する事項に関する正確かつ適切な情報の提供に努める必要があることを踏まえ、自ら積極的に研修を受講する必要があること。
4. 外部研修実施機関においては、外部研修ガイドラインで示す事項を満たしていることを自主的に点検するとともに、研修が充実したものとなるよう、定期的かつ計画的に見直しをするよう努めること。また、自治体に対して、外部研修ガイドラインで毎年、定期的かつ継続的に行うこととなっている研修の実施方法、実績（実施日、受講者名簿等）等の情報を提供すること。
5. 都道府県等においては、改めて、一般用医薬品販売業者等による登録販売者の研修が適切に実施されるよう、一般用医薬品販売業者等や外部研修実施機関に対し、外部研修ガイドラインの周知徹底を行うこと。また、外部研修実施機関から実施する研修の概要の届出を受ける場合には、外部研修ガイドラインで示す事項を満たしていることを確認するとともに、外部

研修実施機関に対し、毎年、研修の実施方法、実績（実施日、受講者名簿等）等の報告を求めること。さらに、許可申請、許可更新及び薬事監視等の際には、都道府県等に届出を行った外部研修実施機関の発行した外部研修の修了証等を確認すること等により登録販売者が研修を適切に受講していることを確認し、必要に応じて指導を行うこと。

また、外部研修実施機関からの報告内容及び一般用医薬品販売業者等における外部研修の受講状況の確認結果を厚生労働省に報告していただきたく、その方法については、追って連絡する。

事 務 連 絡

平成29年8月24日

日本チェーンドラッグストア協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

登録販売者に対する外部研修の自主点検について

標記について、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）薬務主管課あて、別添のとおり連絡しましたので、その内容について御了知の上、貴会傘下関係者に周知いただきますようお願いいたします。

(別添)

事務連絡

平成29年8月24日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

登録販売者に対する外部研修の自主点検について

登録販売者の資質向上を図るため、「登録販売者に対する研修の実施について」（平成29年8月24日付け薬食総発0824第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知）により、改めて、登録販売者に対する研修の実施徹底をお願いしているところです。

今般、薬局開設者並びに店舗販売業者及び配置販売業者（以下「一般用医薬品販売業者等」という。）並びに外部研修実施機関が自主的に点検する項目を「登録販売者に対する研修の実施について」（平成24年3月26日付け薬食総発0326第1号医薬食品局総務課長通知）で示している「登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン（薬局開設者並びに店舗販売業者及び配置販売業者が委託して行う外部研修について）」（以下「外部研修ガイドライン」という。）に従い、下記のとおり、参考にまとめましたので、貴管内関係団体、関係機関等に周知徹底をお願いいたします。

記

1. 外部研修実施機関

外部研修ガイドラインで示す事項を満たしていることを別紙1及び別紙2により、自主的に点検するとともに、研修が充実したものとなるよう、定期的かつ計画的に見直しをすること。

また、都道府県等を実施する研修の概要を届け出る際には、例えば、別紙1及び別紙2で確認した内容を併せて提出することなどにより、外部研修ガイドラインで示す事項を満たしていることを明らかにすること。

2. 一般用医薬品販売業者等

一般用医薬品の販売に従事するすべての登録販売者に対して外部研修ガイドラインを満たす外部研修を受講させていること等を別紙3及び別紙4により確認すること。

3. 都道府県等

外部研修実施機関から届出を受けるに当たっては、届出に必要な事項を示すこと。なお、現に活用されている例を別紙5として示すので参考とされたい。

外部研修実施機関の自主点検表

確認項目	
1	外部研修の実施機関
	研修の専門性・客観性・公正性を確保しているか。
	登録販売者の職能に応じた相当の研修実績を有しているか
2	外部研修の実施体制
	(1)客観性の確保(次の者の参画を求めているか)※
	①教育
	②学術関係者
	③消費者等
	(2)実施要領を定めているか
	①企画・運営
	②実施形式
	③内容
	④時間数
	⑤修了証の交付
	(3)専門性の確保
	研修の講師は、専門的な技術・知識を有しているか
	(4)公正性の確保(次の情報を公表すること等により透明性を確保しているか)
	研修の実施方法
	実績等
	(5)自治体への届出
	実施する研修の概要を届け出ているか
	研修の実施方法、実績等の情報も提供することが可能か
3	外部研修の形式
	(1)講義(集合研修)形式を基本としたカリキュラムを12時間以上組んであるか
	(2)遠隔講座・通信講座を行う場合、講義(集合研修)の時間数を超えていないか
4	外部研修の内容
	必要な教材を用意し、研修の内容に①から⑦が含まれているか
	①医薬品に共通する特性と基本的な知識
	②人体の働きと医薬品
	③主な一般用医薬品とその作用
	④薬事に関する法規と制度
	⑤一般用医薬品の適正使用と安全対策
	⑥リスク区分等の変更があった医薬品
	⑦その他登録販売者として求められる理念、倫理、関連法規等
5	外部研修の実施頻度
	毎年、定期的かつ継続的に行われているか
6	外部研修の終了認定及び修了証の交付
	研修参加者の研修修了にあたり、次のことを実施しているか
	①研修参加者の研修内容の修得の確認(例 テスト等)
	②研修参加者に修了証を交付
	③修了認定(適切に行うこと)
	④研修参加者の氏名、研修内容等を適切に記録・保存

※別紙2により確認すること

一般用医薬品販売業者等の自主点検表

確認項目	
1 外部研修の受講対象者	一般用医薬品の販売に従事するすべての登録販売者を外部研修の受講対象としているか
2 外部研修の時間数	毎年、少なくとも計12時間以上、定期的かつ継続的に研修を受講させているか (研修は、講義(集合研修)を基本とし、遠隔講座・通信講座による研修を行う場合には、その時間数が講義(集合研修)の時間数を超えないこと)
3 外部研修の実施内容等	外部研修実施機関は、外部研修ガイドラインを満たしており、都道府県等に届出を行っていることを確認しているか
4 外部研修の修了認定の確認等※	外部研修の受講対象者が研修を受けたことを修了証等で確認し、その旨を適切に記録・保存しているか

※別紙4により外部研修の受講対象者の研修受講結果を記録すること。
都道府県等による、許可申請、許可更新の受付又は薬事監視等の際に、登録販売者が研修を適切に受講していることを確認するため、都道府県等に届出を行った外部研修実施機関の発行した外部研修の修了証等を提示する必要があります。

外部研修実施機関届出事項

事 項	<ol style="list-style-type: none">1. 登録販売者の資質の向上のための外部研修実施機関が、外部研修を実施しようとするとき2. 1. により届け出た内容に変更があったとき
根拠法令	体制省令 第1条、第2条、第3条 通 知 「登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン」 (平成24年3月26日付け薬食総発0326第1号)
提出部数	1部 (別記様式)
添付書類	<ol style="list-style-type: none">1. 外部研修実施要領2. カリキュラム (研修時間、研修概要がわかるもの)3. 外部講師の所属、氏名及び略歴
そ の 他	<ol style="list-style-type: none">1. 添付書類は、この届出書の届出日においてインターネットにより一般に閲覧が可能な書類について、届出書にその旨及びホームページアドレスが付記されたときは省略することができる。

(別記様式)

外部研修実施機関届出書

年 月 日

様

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

住 所 〒

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

氏 名

印

「登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン」(平成 24 年 3 月 26 日付け薬食総発 0326 第 1 号)に基づき、実施する外部研修の概要を下記のとおり届け出ます。

記

外部研修 実施機関	名 称	
	所在地	〒
研修実施 責 任 者	氏 名	
	電話番号	
研修実績		
研修の専門性・客観性・公平性の確保の方法		
研修実施方法、実績等の情報の公開		(公開内容) (公開方法)
研修の形式		集合研修 _____ 時間 (年間) 遠隔・通信講座 _____ 時間 (年間) (遠隔・通信講座の方法)
研修の内容		(内容) (教材)

研修の実施頻度		
研修の修了認定の方法		
研修実施情報の記録・保存		(保存方法) (保存期間)
研修に関する 問い合わせ先	部署等	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
ホームページアドレス		
備 考		

※添付書類確認欄

(インターネットにより一般に閲覧が可能な場合は、ホームページアドレスを記載すること。)

外部研修実施要領	
カリキュラム	
研修講師の所属、氏名及び略歴	

※記入上の注意

- ・ 欄が不足する場合は別紙とすること。
- ・ 本様式の内容を具備しているときは、任意様式によることができる。

基安発 0830 第 1 号
平成 29 年 8 月 30 日

日本チェーンドラッグストア
協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公 印 省 略)

平成 29 年度「『見える』安全活動コンクール」の実施等について
(協力依頼)

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、事業場・企業(以下「事業場等」という。)の安全活動の活
性化を目的として、昨年度に続き、平成 29 年度「見える」安全活動コンクール
を実施します(参考：平成 29 年 8 月 30 日付け報道発表(別添))。

については、本コンクールの実施について、下記のとおり広報に御協力くださ
いますようお願いいたします。

記

1 ホームページ上での周知

貴団体のホームページ内に「『見える』安全活動コンクール」特設ページ
や厚生労働省の報道発表ページへのリンクを設定し、厚生労働省が「『見え
る』安全活動コンクール」への応募を受付中であることと、「あんぜんプロ
ジェクト」への参加事業場等を募集中であることについて、周知いただきま
すよう、ご協力をお願いいたします。

(参考)「『見える』安全活動コンクール」特設ページ

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/concour/oubo.html>

厚生労働省報道発表ページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000175799.html>

2 リーフレットを活用した周知

「『見える』安全活動コンクール」と「あんぜんプロジェクト」の周知用
のリーフレットをお送りいたします。

当該リーフレットを活用して、傘下団体及び会員等に対して、コンクールへの応募・投票や、「あんぜんプロジェクト」への参加の呼びかけにご協力をお願いいたします。

なお、一昨年度よりあんぜんプロジェクトの参加事業場等に対し、STOP！転倒災害プロジェクトとのコラボステッカーを配布しておりますので、併せて周知をお願いいたします。

(参考)リーフレット掲載ページ(別途、郵送でお送りいたします)

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/leaflet_2017.pdf

報道関係者 各位

平成 29 年 8 月 30 日 (水)

【照会先】

労働基準局安全衛生部

安全課

課 長 井上 仁

主任中央産業安全専門官 高橋 洋

課長補佐 和田 訓

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5482)

(直通電話) 03(3595)3225

平成 29 年度「『見える』安全活動コンクール」を実施します

～「見える」安全活動の創意工夫事例を募集（9月1日～10月31日）～

厚生労働省では9月1日から、労働災害防止に向けた事業場・企業（以下「事業場等」という。）の取組み事例を募集・公開し、国民からの投票により優良事例を選ぶ平成 29 年度「『見える』安全活動コンクール」を実施します。

このコンクールは、安全活動に熱心に取り組んでいる事業場等が国民や取引先に注目される運動（「あんぜんプロジェクト」）の一環として実施するもので、平成 23 年度より実施しており、今年度で7回目となります。

応募期間は、9月1日（金）から10月31日（火）までとしており、応募事例は「あんぜんプロジェクト」のホームページに掲載し、平成 29 年 12 月 1 日（金）～平成 30 年 1 月 31 日（水）の間に実施する投票の結果に基づいて、優良事例を3月上旬に発表する予定です。

「見える」安全活動とは、危険、有害性について、通常視覚的に捉えられないものを可視化（見える化）すること、また、それを活用することによる効果的な取り組みを言います。さらに、自社の安全活動を企業価値（安全ブランド）の向上に結びつけ、一層、機運を高めることも狙いとしています。

厚生労働省では、コンクールの実施を通じて、引き続き「労働災害のない職場づくり」に向けて取り組んでいきます。

1 趣旨・目的

労働災害は長期的には減少傾向にあり、平成 28 年の労働災害については、死亡災害は 2 年連続で過去最少となりました。しかしながら、休業 4 日以上の死傷災害は前年より 1.4%増加しました。死傷災害が増加している第三次産業においては、多店舗展開企業等の傘下の店舗等に安全担当者がおらず、安全活動が低調となっていることなどが考えられます。

こうした状況の中、厚生労働省では、安全活動に熱心に取り組んでいる企業が国民や取引先から注目される運動（「あんぜんプロジェクト」）を積極的に展開しています。その一環として、事業場・企業（以下「事業場等」という。）における安全活動の活性化を図るため、「見える」安全活動コンクールを開催します。

このコンクールでは、事業場等で実施されている労働災害防止のための安全活動の「見える化」の取組事例を募集し、広く国民から投票を募り、安全活動優良事例選考委員会（仮称）において評価、選考を行うことにより優良事例を決定することで、事業場等の安全活動の「見える化」への取り組みを活性化することを目的としております。

また、このコンクールに応募された取組事例は、現場の安全活動の取り組みに活用できるよう、「あんぜんプロジェクト」ホームページ上で継続的に公開します。業種の制限はなく、全業種が対象です。奮ってご応募ください。

2 実施スケジュール（予定）

募集期間：平成 29 年 9 月 1 日（金）～平成 29 年 10 月 31 日（火）

投票期間：平成 29 年 12 月 1 日（金）～平成 30 年 1 月 31 日（水）

結果発表：平成 30 年 3 月上旬

3 取組事例の応募方法

「あんぜんプロジェクト」ホームページ上の「『見える』安全活動コンクール」特設ページから、申請書をダウンロードし、電子メールに添付して応募してください（腰痛対策等の労働衛生分野も対象になります）。

詳しくは下記 URL から「『見える』安全活動コンクール」特設ページをご覧ください。

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/concour/oubo.html>

4 取組事例への投票方法

平成 29 年 12 月 1 日（金）から、「『見える』安全活動コンクール」特設ページ内の「応募作品」ページから誰でも簡単に投票できます（締め切り：平成 30 年 1 月 31 日（水））。

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/concour/2017/list.html>

5 参考

(1) 平成 29 年における労働災害発生状況について（平成 29 年 7 月末）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei11/rousai-hassei/>

(2) あんぜんプロジェクト周知用リーフレット

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/leaflet_2017.pdf

平成 29 年 9 月 1 日

関係団体 各位

無期転換ルールの円滑な導入に向けた取組に関する要請書

労働基準行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、我が国では約 1,500 万人の方が有期労働契約で働き、その約 3 割が通算 5 年を超えて有期労働契約を繰り返し更新している実態にあり、雇止めの不安の解消、処遇の改善が課題となっております。

平成 25 年 4 月に施行の改正労働契約法第 18 条で規定された無期転換ルールは、雇止めの不安などを解消し、安心して働き続けることができる社会を実現することで、労働者は長期的なキャリア形成を図ることができ、また、企業にとっても優秀な人材の確保が可能となるものです。

平成 29 年 3 月 28 日に決定された「働き方改革実行計画」には、「労働契約法に基づく無期転換ルールの円滑な適用」が盛り込まれており、厚生労働省としても、無期転換ルールの周知を進めるため、これまで以上に様々な取組を行っております。

こうしたなか、法律に基づく無期転換申込権が発生する平成 30 年 4 月まで残り半年となりますが、企業における無期転換ルールの認知度や対応状況は十分とはいえず、無期転換ルールを避けることを目的とした雇止めの発生が懸念されるなど、無期転換ルールへの対応が喫緊の課題となっております。

無期転換ルールへの対応にあたっては、労使が十分話し合った上、中長期的な観点から人事制度のあり方を検討し、就業規則などの関係諸規程を整備する必要がありますが、検討には一定の時間を要することから、企業においては早急な対応が求められます。また、無期転換ルールへの計画的な対応と、紛争を未然に防止するため、無期転換申込権や構築した人事制度について、事前に労働者へ説明することも重要です。

さらに、無期転換ルールの適用を避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではなく、慎重な対応が必要です。

これらを踏まえ、より一層の周知啓発に取り組むため、本年 9 月から 10 月を「無期転

換ルール取組促進キャンペーン」期間と定め、使用者団体をはじめとする関係団体に対し、無期転換ルールの周知に関する要請等を行うほか、関係機関と連携しながら周知を図るなど、無期転換ルールの周知及び円滑な導入の促進を図ることとしたところです。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、会員企業・団体等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

厚生労働大臣

加藤勝信

「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」のご案内

有期契約労働者の無期転換ポータルサイト ~無期転換を円滑にサポートします~

厚生労働省
Quality of Health, Labor and Safety

契約社員、アルバイトなどの方はこちら > 事業主や人事労務担当者の方 >

無期転換の概要 導入ポイント 導入企業事例 導入支援策 Q&A

9月、10月は「無期転換ルール取組促進キャンペーン」期間です。

平成30年4月まであとわずか!

無期転換ルール取組促進キャンペーン

無期転換ルールに基づく本格的な無期転換申込権の発生が見込まれる平成30年4月まで、残り約半年となりました。厚生労働省は、平成29年9月、10月を「無期転換ルール取組促進キャンペーン」と定め、無期転換ルールの集中的な周知啓発を図るため、以下の取組を実施します。

厚生労働省の取組

- ①使用者団体などに対する周知・啓発への協力要請
- ②都道府県労働局における特別相談窓口の設置

特別相談窓口はこちら [120KB]

③専用リーフレットの作成・配布

専用リーフレットのダウンロードはこちら [1.34MB]



企業が無期転換ルールへの対応をするにあたって

企業が無期転換ルールへの対応をするにあたっては、中長期的な人事戦略・人材活用を念頭に置いた人事制度の検討や、就業規則などの関係諸規程の整備などに一定の時間を要することから、早急に対応を検討する必要があります。また、無期転換ルールの適用を避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではなく、慎重な対応が必要です。



もっと知りたい方は

- ・そもそも無期転換ルールって何？というあなたは・・・無期転換ルールの概要はこちら
- ・何から手を付けたら良いかわからない企業の皆さまは・・・導入のポイントはこちら
- ・他の会社はどうなっているのかな・・・導入企業事例はこちら
- ・何か支援はないのかな・・・導入支援策はこちら
- ・無期転換ルールについて相談したい・・・特別相談窓口はこちら [120KB]



○無期転換ルールの概要

○無期転換制度の導入のポイント

○無期転換制度導入企業の事例紹介

○厚生労働省が行っている支援策

○よくある質問に関するQ&A

○特別相談窓口のご案内

「無期転換ルール取組促進キャンペーン」特設ページも開設しています

「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」

<http://muki.mhlw.go.jp>

無期転換サイト

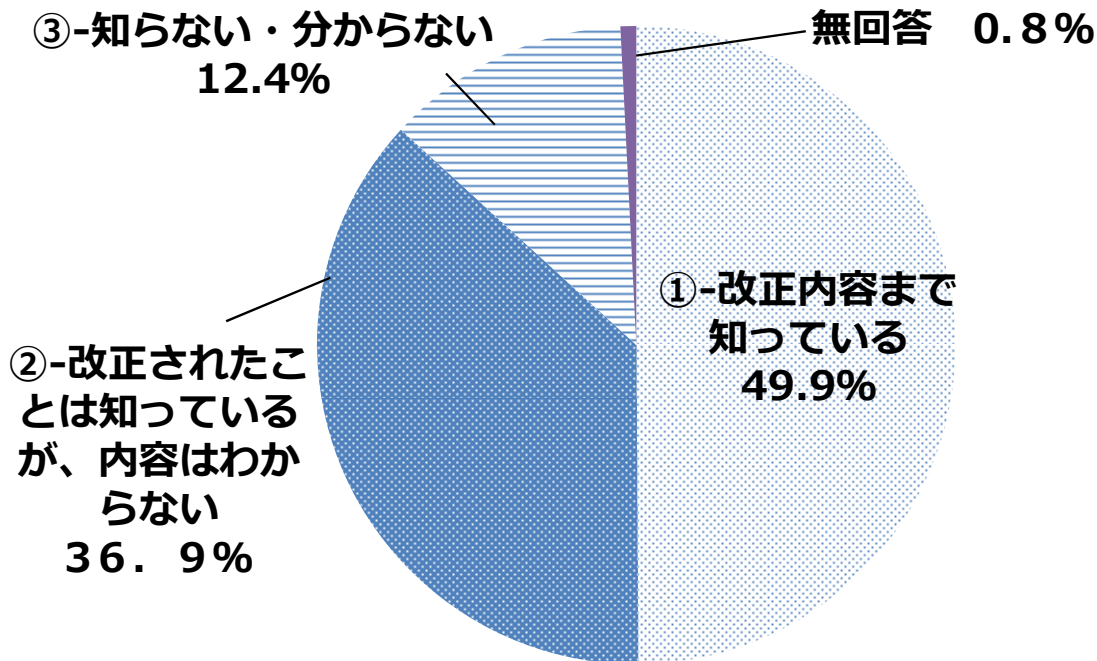
検索



改正労働契約法の認知度について

「改正労働契約法とその特例への対応状況及び多様な正社員の活用状況に関する調査」
独立行政法人労働政策研究・研修機構（2017年6月）

- **約半分の企業(②+③)が未だ無期転換ルールの内容を知らない状況**
(他方、9割弱の企業(①+②)が「改正されたこと」は知っている状況)



調査の概要

1 調査対象

常用労働者10人以上を雇用している
全国の民間企業30,000社

2 調査時点

平成28年10月1日時点

3 有効回収数

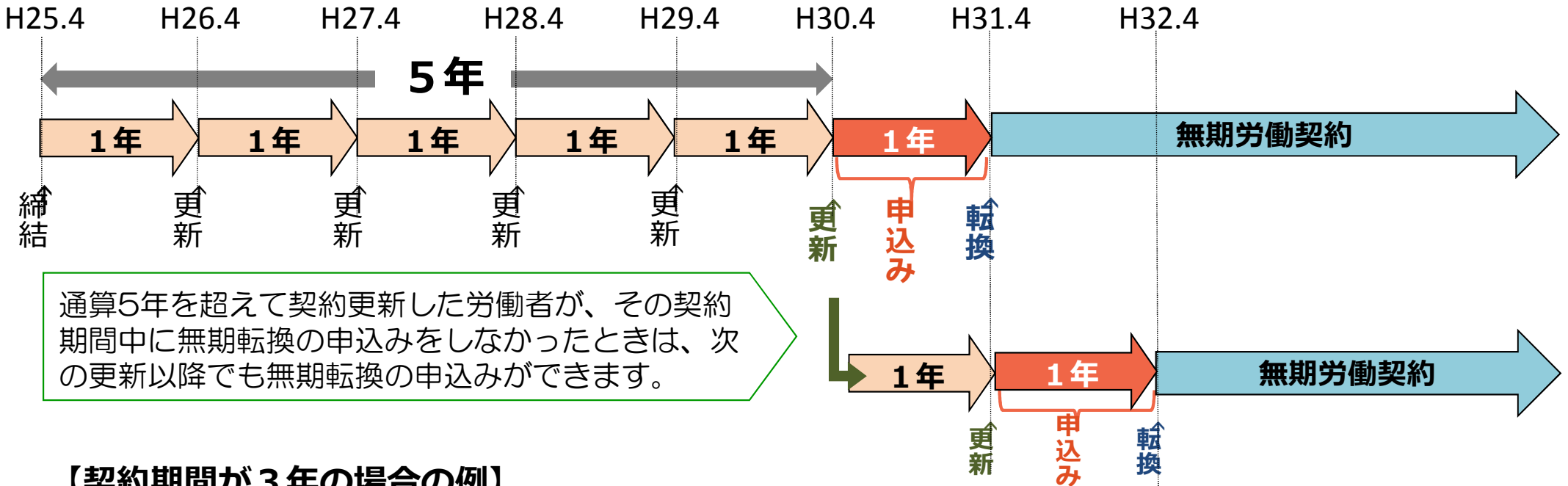
9,639社(有効回収率32.1%)
※うち常用労働者49人以下の企業
からの回答:3,505社(36.4%)

- 労働契約法が改正されたことについての情報入手先としては主に以下のとおりであった。
- ・新聞報道やホームページ等での紹介(49.3%)
 - ・社会保険労務士や弁護士等からの情報提供(30.9%)
 - ・人事労務関係の雑誌、団体冊子等の媒体(29.2%)
 - ・行政が主催するセミナー(20.8%) など
- ※「労働契約法が改正されたことを知っている」と回答した企業3,557社の回答(複数回答)

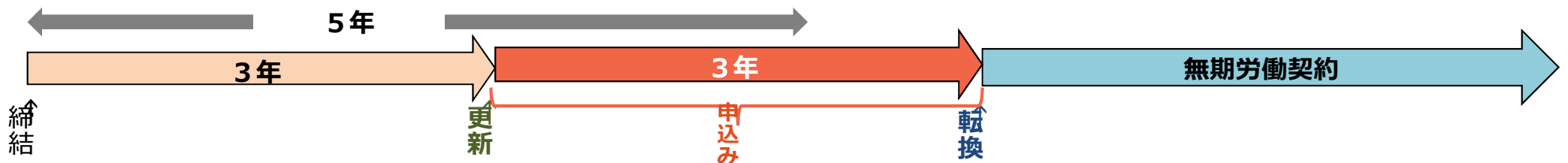
無期転換ルール概要

- 有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルール。
（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）
- ※ 通算契約期間のカウントは、平成25年4月1日以後に開始する有期労働契約が対象です。平成25年3月31日以前に開始した有期労働契約は、通算契約期間に含めません。

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



【契約期間が3年の場合の例】



無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。別段の定めをすることにより、変更可能。

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法の概要

有期の業務に就く高度専門的知識を有する有期雇用労働者等について、労働契約法に基づく無期転換申込権発生までの期間に関する特例を設けるもの。【施行日：平成27年4月1日】

主な内容

1 特例の対象者

- I) 「5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務」に就く高度専門的知識等を有する有期雇用労働者
- II) 定年後に有期契約で継続雇用される高齢者

2 特例の効果

特例の対象者について、労働契約法に基づく無期転換申込権発生までの期間（現行5年）を延長
→次の期間は、無期転換申込権が発生しないこととする。

① Iの者：一定の期間内に完了することが予定されている業務に就く期間（上限：10年）

② IIの者：定年後引き続き雇用されている期間

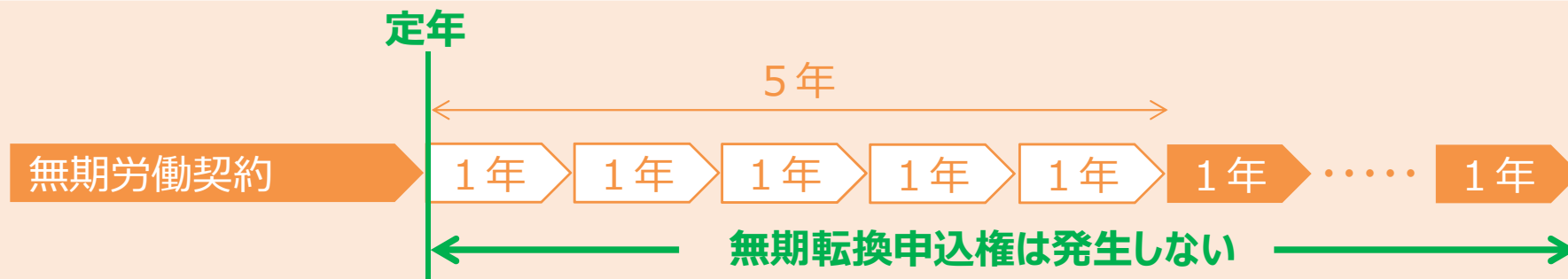
※特例の適用に当たり、事業主は、

① Iの者について、労働者が自らの能力の維持向上を図る機会の付与等

② IIの者について、労働者に対する配置、職務及び職場環境に関する配慮等

の適切な雇用管理を実施し、本社・本店を管轄する都道府県労働局に認定申請を行う必要がある。

【定年後に有期契約で継続雇用される高齢者の場合】



(※) 高年齢者雇用安定法に規定する特殊関係事業主（いわゆるグループ会社）に定年後引き続き雇用される場合も対象

都道府県労働局における「無期転換ルール特別相談窓口」一覧

労働局	担当部署	電話番号	所在地
北海道労働局	雇用環境・均等部	011-709-2715	札幌市北区北8条西2丁目1番1 札幌第1合同庁舎9階
青森労働局	雇用環境・均等室	017-734-4211	青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎2階
岩手労働局	雇用環境・均等室	019-604-3010	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階
宮城労働局	雇用環境・均等室	022-299-8844 (022-299-8834)	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第四合同庁舎8階
秋田労働局	雇用環境・均等室	018-862-6684 (018-883-4254)	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎4階
山形労働局	雇用環境・均等室	023-624-8228 (023-624-8226)	山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階
福島労働局	雇用環境・均等室	024-536-4609	福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階
茨城労働局	雇用環境・均等室	029-277-8295	水戸市宮町1丁目8番31号 茨城労働総合庁舎6階
栃木労働局	雇用環境・均等室	028-633-2795	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎3階
群馬労働局	雇用環境・均等室	027-896-4739	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階
埼玉労働局	雇用環境・均等室	048-600-6210	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクセス・タワー16階
千葉労働局	雇用環境・均等室	043-221-2307 (043-221-2303)	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎1階
東京労働局	雇用環境・均等部	03-3512-1611	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階
神奈川労働局	雇用環境・均等部	045-211-7380 (045-211-7358)	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階
新潟労働局	雇用環境・均等室	025-288-3527	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館3階
富山労働局	雇用環境・均等室	076-432-2740	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎5階
石川労働局	雇用環境・均等室	076-265-4429	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎6階
福井労働局	雇用環境・均等室	0776-22-3947	福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎9階
山梨労働局	雇用環境・均等室	055-225-2851	甲府市丸の内一丁目1-11 1階
長野労働局	雇用環境・均等室	026-227-0125	長野市中御所1-22-1 長野労働総合庁舎2階
岐阜労働局	雇用環境・均等室	058-245-1550	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜地方合同庁舎4階
静岡労働局	雇用環境・均等室	054-252-5310	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階
愛知労働局	雇用環境・均等部	052-219-5509	名古屋市中区栄二丁目3番1号 名古屋広小路ビルディング11階
三重労働局	雇用環境・均等室	059-226-2110 (059-226-2318)	津市島崎町327番2 津第2地方合同庁舎2階
滋賀労働局	雇用環境・均等室	077-523-1190 (077-522-6648)	大津市梅林1丁目3-10 滋賀ビル5階
京都労働局	雇用環境・均等室	075-241-3212	京都市中京区両替町御池 上ル金吹町451 1階
大阪労働局	雇用環境・均等部	06-6949-6494	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8階
兵庫労働局	雇用環境・均等部	078-367-0820	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15階
奈良労働局	雇用環境・均等室	0742-32-0210	奈良市法蓮町387番地 奈良第三地方合同庁舎2階
和歌山労働局	雇用環境・均等室	073-488-1170 (073-488-1020)	和歌山市黒田二丁目3-3 和歌山労働総合庁舎4階
鳥取労働局	雇用環境・均等室	0857-29-1709	鳥取市富安2丁目89-9 鳥取労働局庁舎2階
島根労働局	雇用環境・均等室	0852-31-1161 (0852-20-7009)	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階
岡山労働局	雇用環境・均等室	086-224-7639	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階
広島労働局	雇用環境・均等室	082-221-9247	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館5階
山口労働局	雇用環境・均等室	083-995-0390	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館5階
徳島労働局	雇用環境・均等室	088-652-2718	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階
香川労働局	雇用環境・均等室	087-811-8924	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎2階
愛媛労働局	雇用環境・均等室	089-935-5222	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階
高知労働局	雇用環境・均等室	088-885-6041	高知市南金田1番39号 労働総合庁舎4階
福岡労働局	雇用環境・均等部	092-411-4894 (092-411-4764)	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館4階
佐賀労働局	雇用環境・均等室	0952-32-7167	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎3階
長崎労働局	雇用環境・均等室	095-801-0050	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル3階
熊本労働局	雇用環境・均等室	096-352-3865	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階
大分労働局	雇用環境・均等室	097-532-4025 (097-536-0110)	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階
宮崎労働局	雇用環境・均等室	0985-38-8821	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎4階
鹿児島労働局	雇用環境・均等室	099-223-8239	鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階
沖縄労働局	雇用環境・均等室	098-868-4380	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階

はじまります、「無期転換ルール」

平成30年4月まで
あとわずか！

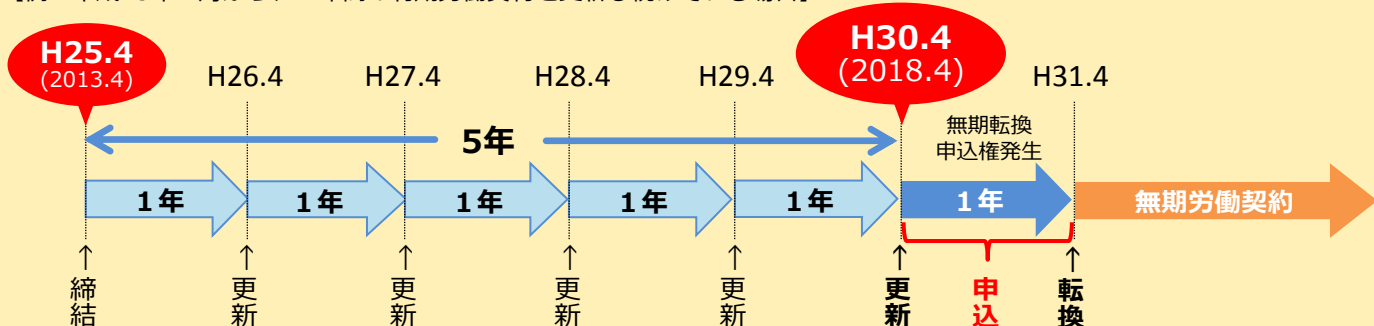
無期労働契約への申込権が本格的に発生する平成30年4月まで、いよいよ残り半年。

平成29年9月、10月は「無期転換ルール取組促進キャンペーン」期間です。

無期転換ルールとは？

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【例：平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則の改定などが必要です。

対象となる労働者

原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。

企業の皆さまへ（特に有期契約労働者を雇用している場合はご注意ください）

- ▶ 無期転換ルールへ対応する準備はお済みですか？
- ▶ 無期転換ルールへの対応は、中長期的な人事管理も踏まえ、無期転換後の役割や労働条件などを検討し、社内規定を整備するなど、一定の時間を要します。
- ▶ まだ準備が進んでいない場合は早急に取りかかりましょう。

有期労働契約で働く皆さまへ

- ▶ 平成30年4月以降、有期労働契約で働く多くの方に、無期転換申込権の発生が見込まれます。
- ▶ 期間の定めのない労働契約に転換することで、雇用が安定し、安心して働き続けることに繋がります。
- ▶ まずはこのようなルール・権利について知り、自身のキャリア形成の選択肢の1つとしてご検討ください。

雇止め について

無期転換ルールの適用を避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期労働契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

まずは都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にご相談ください。

「無期転換ルール」の導入手順

STEP 1 有期契約労働者の就労実態を調べる

まずは、自社で働いている有期契約労働者の現状を把握しましょう。

- ◇ 有期契約労働者の人数、職務内容、月や週の労働時間、契約期間、更新回数、勤続年数（通算契約期間）、今後の働き方やキャリアに対する考え、無期転換申込権の発生時期などを把握しましょう。



【活用できる厚生労働省の支援策】

- 労働契約等解説セミナー ● 有期契約労働者の円滑な無期転換のためのハンドブック

STEP 2 社内の仕事を整理し、無期転換後に任せる仕事を考える

次に、無期転換後にどのように活躍してもらうか考えましょう。

- ◇ 効果的な人事管理を行うため、中長期的な視点を持って検討しましょう。具体的には、無期転換後の労働条件の検討にあたり、①仕事の内容を分類し、②有期契約労働者の転換後の役割について整理しましょう。
- ◇ 有期契約労働者が無期転換した場合、従来の「正社員」との関係で役割や責任を明確にしておかないと、トラブルが発生する恐れがあります。労働条件を検討する際には、その点にも注意が必要です。

【活用できる厚生労働省の支援策】

- キャリアアップ助成金 ● 先進的に無期転換ルール等を導入している企業事例集
- シンポジウム ● 中小企業に対するコンサルティング

STEP 3 適用する労働条件を検討し、就業規則を作成する

- ◇ STEP 2において無期転換後の有期契約労働者の役割を明確にした上で、無期転換後の労働条件などの制度設計を行い、それに従って、就業規則を整備（既存の就業規則の改定、新規作成等）しましょう。
- ◇ 無期転換者用の就業規則を作成した場合には、これらの規定の対象となる社員を、正社員の就業規則の対象から除外しておく必要があります。そのため、正社員の就業規則の見直しも併せて検討しましょう。

【活用できる厚生労働省の支援策】

- 無期転換ルール、多様な正社員に関するモデル就業規則

STEP 4 運用と改善を行う

- ◇ 無期転換をスムーズに進める上で大切なのは、制度の設計段階から労使のコミュニケーションを密に行うことです。
- ◇ また、無期転換申込権について、有期契約労働者に対して事前に説明することが適切です。
- ◇ なお、有期労働契約から無期労働契約への転換時には、勤務地の限定がなくなったり、時間外労働が発生するなど、働き方に変化が生じる場合があります。このため、転換後も、円滑に無期転換が行われているかを把握し、必要に応じて改善を行う必要があります。

「無期転換ルール」Q&A

Q1

「無期転換ルール」は何のためにあるの？

A1. 有期労働契約で働く人の約3割が、通算5年を超えて有期労働契約を繰り返し更新している実態にあり、それによって生じる雇止めの不安の解消が課題となっています。また、有期労働契約であることを理由として不合理な労働条件が定められることのないようにしていく必要もあります。

無期転換ルールは、こうした問題に対処し、働く人が安心して働き続けることができる社会を実現するためのものです。

Q2

無期転換ルールの対象となる契約期間はいつから数えるの？

A2. 通算契約期間のカウントは、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約が対象です。平成25年3月31日以前に開始した有期労働契約は、通算契約期間には含まれません。

Q3

無期転換の申込みの方法は？

A3. 申込みは、口頭で行っても法律上は有効です。しかし、口頭での申込みは、後日、申込みをしたかどうかの争いが生じやすいという問題がありますので、労働者の方には、できるだけ書面で申込みを行うことをお勧めします。また、申込みを受けた事業主の方には、その事実を確認するための書面を労働者に交付しておくことをお勧めします。申込みの書面については、以下を参考にしてください。

無期労働契約転換申込書

殿

申出日 平成 年 月 日

申出者氏名 _____ 印

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が5年を超えますので、労働契約法第18条第1項に基づき、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）への転換を申し込みます。

無期労働契約転換申込み受理通知書

殿

受理日 平成 年 月 日

職氏名 _____ 印

あなたから平成 年 月 日に提出された無期労働契約転換申込書について受理しましたので通知します。

Q4

無期転換後の労働条件は？

A4. 無期転換ルールによって、契約期間は有期から無期に転換されますが、無期転換後の給与などの労働条件は、就業規則等で別段の定めがある部分を除き、直前の有期労働契約と同一の労働条件となります。したがって、無期労働契約に転換された労働者に対して、どのような労働条件を適用するかを検討した上で、別段の定めをする場合には、適用する就業規則にその旨を規定する必要があります。ただし、無期転換にあたり、職務の内容などが変更されないにもかかわらず、無期転換後の労働条件を低下させることは、無期転換を円滑に進める観点から望ましいものではありません。

また、特に定年など、有期契約労働者には通常定められていない労働条件を適用する必要がある場合には、適切に設定の上、あらかじめ明確化しておく必要があります。

有期契約労働者の無期転換ポータルサイト

無期転換ルールの概要や厚生労働省で行っている支援策、先進的な取組を行っている企業事例のほか、無期転換後の受け皿の1つとなる「多様な正社員」の導入の際に参考となるモデル就業規則などを掲載しています。<http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換サイト



キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者などの労働者の、企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対する助成制度として、キャリアアップ助成金を設けています。

キャリアアップ助成金の活用にあたっての要件などについては、以下のWebサイトでご確認いただけます。

※無期転換ポータルサイトの「導入支援策」からもご覧いただけます。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

※キャリアアップ助成金に関するお問合せ先については「雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧」をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html>

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）の問い合わせ先

北海道労働局	011-709-2715	石川労働局	076-265-4429	岡山労働局	086-224-7639
青森労働局	017-734-4211	福井労働局	0776-22-3947	広島労働局	082-221-9247
岩手労働局	019-604-3010	山梨労働局	055-225-2851	山口労働局	083-995-0390
宮城労働局	022-299-8844	長野労働局	026-227-0125	徳島労働局	088-652-2718
秋田労働局	018-862-6684	岐阜労働局	058-245-1550	香川労働局	087-811-8924
山形労働局	023-624-8228	静岡労働局	054-252-5310	愛媛労働局	089-935-5222
福島労働局	024-536-4609	愛知労働局	052-219-5509	高知労働局	088-885-6041
茨城労働局	029-277-8295	三重労働局	059-226-2110	福岡労働局	092-411-4894
栃木労働局	028-633-2795	滋賀労働局	077-523-1190	佐賀労働局	0952-32-7167
群馬労働局	027-896-4739	京都労働局	075-241-3212	長崎労働局	095-801-0050
埼玉労働局	048-600-6210	大阪労働局	06-6949-6494	熊本労働局	096-352-3865
千葉労働局	043-221-2307	兵庫労働局	078-367-0820	大分労働局	097-532-4025
東京労働局	03-3512-1611	奈良労働局	0742-32-0210	宮崎労働局	0985-38-8821
神奈川労働局	045-211-7380	和歌山労働局	073-488-1170	鹿児島労働局	099-223-8239
新潟労働局	025-288-3527	鳥取労働局	0857-29-1709	沖縄労働局	098-868-4380
富山労働局	076-432-2740	島根労働局	0852-31-1161		

平成 29 年 9 月 8 日

経営者団体の長 殿

厚生労働省労働基準局監督課

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組に関する要請書の送付について

労働基準行政の運営につきまして、平素より格別の御協力を頂き感謝申し上げます。

平成 26 年 11 月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11 月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの原因である長時間労働の削減等、過重労働解消にむけた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

つきましては、貴団体におかれましても、過重労働解消キャンペーンの趣旨を御理解いただき、傘下の団体・企業等への周知啓発に御協力いただきますようお願い申し上げます。

【担当者】

厚生労働省労働基準局監督課
特定分野労働条件対策係

川鍋

【連絡先】

03-5253-1111

(内線 5542)

平成 29 年 9 月 8 日

経営者団体の長 殿

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」 に向けた取組に関する要請書

働く方の健康の確保を図り、労働の質を高め、生産性を向上しつつ、ワーク・ライフ・バランスを改善し、女性や高齢者をはじめとする全ての人々が働きやすい社会に変えていくためには、長時間労働を是正することが重要です。

しかしながら、我が国においては、依然として長時間労働の問題が認められるとともに、年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまっており、長時間労働の削減を始めとした働き方の見直しが求められています。

こうした中、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」や、平成 29 年 3 月 28 日に内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」で決定された「働き方改革実行計画」などにおいて、働き方改革の実行・実現のため長時間労働の是正に向けた取組を強化する旨が盛り込まれました。

この長時間労働の問題について、厚生労働省においては、

- ① 著しい過重労働や賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導の強化
- ② 休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を 2 つの柱として、省を挙げて取り組んでいるところです。

また、平成 26 年 11 月に施行された「過労死等防止対策推進法(平成 26 年法律第 100 号)」において、11 月は過労死等防止啓発月間とされております。

そのため、本年も、昨年に引き続き 10 月を「年次有給休暇取得促進期

間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することといたしました。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。このため、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るための施策や、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための施策等、各々の企業の実情に応じた取組を行うことが望まれます。具体的には、経営トップによるメッセージの発信、朝型勤務やフレックスタイム制、年次有給休暇の計画的付与制度などの導入、ノー残業デーや年次有給休暇取得奨励日の設定、年次有給休暇取得計画の策定、年次有給休暇取得による連休の実現（「プラスワン休暇」）のほか、ボランティア休暇をはじめとする働く方々の実情に応じた特別な休暇制度の導入等が挙げられます。

これまでも貴団体からは、傘下団体・企業等への働き方改革や夏の生活スタイル変革に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところでありますが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

厚生労働大臣

加藤勝信

毎年11月は

「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「**過労死等防止啓発月間**」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死とその防止に対する理解を深めて「**過労死ゼロ**」の社会を実現しましょう。

※「過労死等」とは、①業務における過重な負荷による脳・心臓疾患を原因とする死亡、②業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡、③これらの疾患のことです。



過重労働解消キャンペーンのほか、
「**過労死等防止対策推進シンポジウム**」を開催します。

「過労死の問題を一緒に考えてみませんか？」

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に全国47都道府県において計48回開催します。

また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。

■過労死等防止対策推進シンポジウム

参加費は無料で、どなたでもご参加いただけます。

開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、詳細は専用ホームページでご確認ください。

■専用ホームページ(お申し込みはこちらから)

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



■専用フリーダイヤル

0120-976-344 (月～金 9:00～17:30)

11月は

トップが決意を持って、
長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。

「過重労働解消キャンペーン」期間です。

あなたの職場、 働き過ぎていませんか？



あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか？
効率の良い仕事をする環境がありますか？
健康なからだ、適切な労働時間、健全な労働環境。
この機会に一度、見直してみませんか？

無料 過重労働等に関する相談はこちら
「**過重労働解消相談ダイヤル**」

なくしましょう 長い残業
0120-794-713
10月28日(土) 9:00～17:00

専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン 検索



STOP 11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

過重労働

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

知っていますか？

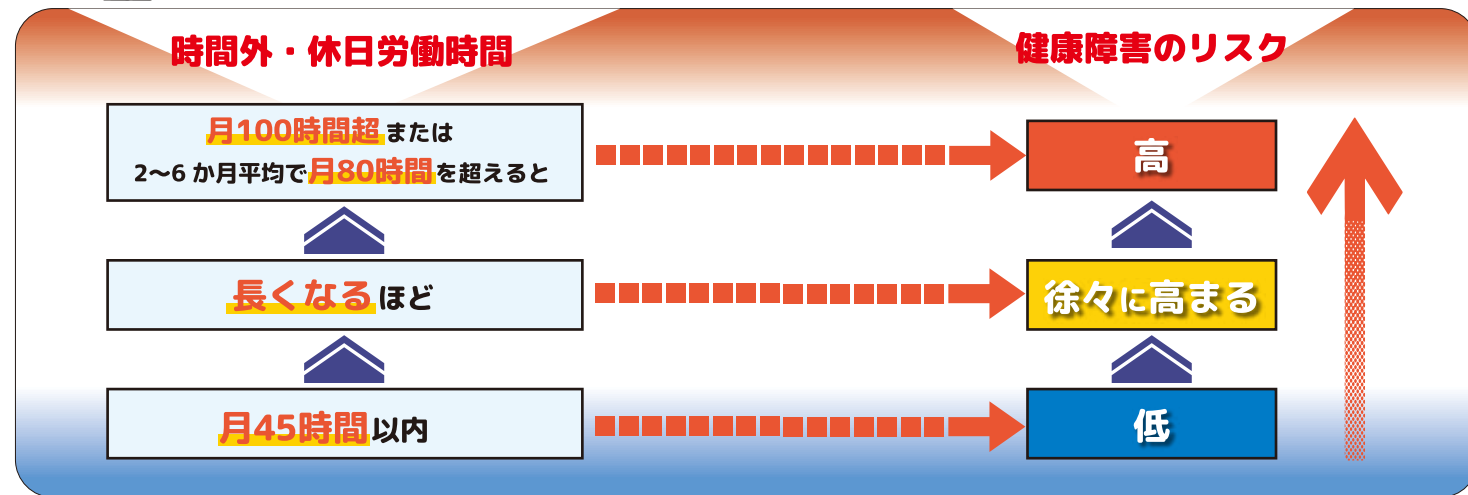


労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



(上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握^{※1}し、次の措置を講じましょう。

過重労働による健康障害の防止するために^{※2}

- ①時間外・休日労働時間を削減しましょう。
 - 36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)で定める延長時間は、限度基準^{※3}に適合したものとする必要があります。
 - 特別条項付き協定^{※4}により月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
 - 休日労働についても削減に努めましょう。
- ②年次有給休暇の取得を促進しましょう。
 - 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用などにより、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。
- ③労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。
 - 健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
 - 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

賃金不払残業の解消するために^{※5}

- ①職場風土を改革しましょう。
- ②適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ③労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)
 ※2 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成18年3月、厚生労働省)
 ※3 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)
 ※4 「臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合に、特別条項付き協定を結ば、1年の半分を超えない範囲で、限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。」
 ※5 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

これらについて、あなたの職場で守られているか疑問のある方は

平成29年10月28日(土) **休日電話相談** ▶ **0120-794-713** にご相談ください。

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

- ① 労使の主体的な取組を促します。
使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。
- ② 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。
都道府県労働局長が管内の企業を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。
- ③ 重点監督を実施します。
長時間の過重な労働による過労死などに関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ監督指導を行います。
- ④ 電話相談を実施します。
「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。
実施日時：平成29年10月28日(土) 9:00～17:00 **0120-794-713**

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間 平日8:30～17:15)
 労働条件相談ほっとライン **0120-811-610** (月～金 17:00～22:00、土・日 10:00～17:00)
 労働基準関係情報メール窓口(情報提供) **労働基準 メール窓口**

企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。

企業の労務担当責任者などを対象に、9月から11月にかけて、全都道府県で合計66回、「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施します。

【専用ホームページ】 <http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>



健感発 0913 第 1 号
薬生食監発 0913 第 3 号
平成 29 年 9 月 13 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

腸管出血性大腸菌感染症・食中毒の予防対策等の啓発の徹底について

腸管出血性大腸菌による食中毒等の調査及び感染予防対策の啓発については、平成29年9月1日付け健感発0901第2号及び薬生食監発0901第3号厚生労働省健康局結核感染症課長及び厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知に基づき対応いただいているところです。

本日、前橋市において、同市が8月30日に公表した、関東地方を中心に発生している同一遺伝子型の腸管出血性大腸菌0157の食中毒事案に関連して、新たに確認された2人の患者のうち、1人が死亡した旨の報道発表がありました。

本事案については、引き続き原因等について調査中ですが、腸管出血性大腸菌による感染予防対策及び食中毒予防対策のため、下記のとおり、医療機関に対する情報提供及び食品等事業者に対する注意喚起等について、特段のご対応方よろしく願います。

記

- 1 腸管出血性大腸菌に関し、改めて感染予防策や治療法等について、「溶血性尿毒症症候群の診断・治療ガイドライン」(溶血性尿毒症症候群の診断・治療ガイドライン作成班編集)(<http://minds.jcqh.or.jp/n/med/4/med0182/G0000665/0001>)等も参考の上、確認を行うことを医療機関に対し情報提供すること。
- 2 腸管出血性大腸菌による食中毒は、無症状病原体保菌者が調理中に食品を汚染する場合や汚染された食品の殺菌不足等により発生しており、家庭内の二次感染の報告もあることから、改めて、腸管出血性大腸菌による感染予防対策、食中毒予防対策に関する関係事業者への普及啓発、注意喚起等の指導の徹底を図ること。

商業動態統計月報

Monthly Report on the Current Survey of Commerce

平成 2 9 年 6 月 分

June, 2017

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ

Research and Statistics Department
Minister's Secretariat
Ministry of Economy, Trade and Industry

商業動態統計調査 -利用上の注意-

本月報の内容は、商業動態統計調査（以下、「本調査」という。）の結果によるもので、その概要は次のとおりである。

1. 調査の目的

全国の商業を営む事業所及び企業の販売活動などの動向を明らかにすることを目的としている。

2. 根拠法規

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、商業動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令第17号)に基づいて実施している。

3. 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売業, 小売業」(平成25年10月改定)のうち代理商, 仲立業を除く全国の事業所(企業)である。

4. 調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省から委任を受けた都道府県が調査員を通じて対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。ただし、百貨店・スーパー、コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア及びホームセンターの企業本部については、経済産業省が対象企業又は対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。

5. 調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、四半期(3月、6月、9月及び12月)末日現在である。

6. 標本設計

本調査は、平成24年経済センサス-活動調査の対象事業所を母集団とし、標本理論に基づいて抽出された事業所を対象として平成27年7月分から実施している。標本は、下記のとおり個別標本と地域標本の2種類から構成されている。なお、標本の抽出に当たっては、業種別に目標精度が5%以下(卸売業は8%以下)(標準誤差率表示)となるように設計されている。

(1) 個別標本

①個別標本は全ての卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所(百貨店・スーパーを含む)を対象としている。なお、企業調査の対象企業傘下の事業所については、標本設計の対象から除外している。

②業種別、従業者規模別に標本抽出枠(以下「セル」という)を設定し、セルごとに標本数を決定している。

(2) 地域標本

①地域標本は調査区(143調査区)を指定し、その調査区内の従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所を除く)を対象としている。

②調査区は平成24年経済センサス-活動調査の調査区をもとに商業動態統計調査用の調査区を作成し、層別(4層)に抽出を行っている。

7. 調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁1～4票の7種類に区分される。

(1) 甲票の対象範囲

従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び従業者200人以上の卸売事業所で、経済産業大臣が指定する事業所。

(2) 乙票の対象範囲

① 甲票の対象を除いた卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所のうち、丙票対象及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除いた小売事業所で経済産業大臣が指定する事業所。

② 経済産業大臣が指定する調査区内に所在する従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除く)。

(3) 丙票の対象範囲

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパー(11.(3)参照)に該当する、経済産業大臣が指定する事業所。

(4) 丁1票の対象範囲

一定規模以上のコンビニエンスストア(日本標準産業分類 細分類5891)のチェーン企業本部で、経済産業大臣が指定する企業。

(5) 丁2票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類5931-電気機械器具小売業(中古品を除く)又は細分類5932-電気事務機械器具小売業(中古品を除く)に属する事業所(売場面積500㎡以上の家電大型専門店)を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(6) 丁3票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6031-ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(7) 丁4票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6091-ホームセンターに属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内 容 例 示
AV家電	テレビ・プロジェクタ（CRT、液晶、PDP）、ビデオディスク、BD・DVD（再生専用、録画再生機）、BS・CS機器、ステレオ、スピーカ、AV編集機器、ラジオ・ポータブルオーディオ、GPSナビゲーション、ヘッドホン、マイクロホン、AV接続機器、電子楽器、VTR、携帯オーディオ機器、ホームオーディオ機器、メディアクリーナなど
情報家電	パソコン・パソコン周辺機器（デスクトップ型・ノート型パソコン、タブレット端末、モニタ、プリンタ等）、ゲーム関連機器、電子手帳・辞書、コピー・シュレッダーなど
通信家電	移動体通信機器（携帯電話機、パーソナル無線、データ通信カード・端末）、電話機・FAXなど
カメラ類	ビデオカメラ・デジキ、デジタルスチルカメラ（コンパクト型、一眼レフ）、カメラアクセサリ、交換レンズなど
生活家電	家事・調理家電（洗濯機・衣類乾燥機、ふとん乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、炊飯器、電子レンジ、オープンレンジ、食器洗い機・乾燥機、電磁調理器、クッキングヒーター、ホームベーカリー、トースター、電子炊飯ジャー、ジャーポット、電気ケトル、コンロ・ガステーブル、電気プレート・鍋、ジューサー・ミキサー類、コーヒーマーカー、もちつき機、精米機、家庭用ゴミ処理機、浄水器・カートリッジ、アイロン・ズボンプレスサ、クリーナ、スチーム・高圧洗浄クリーナ、掃除機等） 理美容・健康関連（シェーバー、ドライヤー・ヘアサロン、フェイスケア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電気測定器具（電子血圧計、電子体温計、電子歩数計等）、フィットネス機器、電気マッサージ器具・治療器、吸入器等） 空調・季節家電（エアコン、冷風機・冷風扇、扇風機、換気扇、空気清浄機・除湿機・加湿器、石油暖房器具、温水ルームヒータ、電気温風機・電気ストーブ、家具調こたつ、電気カーペット、電気掛・敷毛布等）
その他	温水洗浄便座、24時間風呂、モニタ付ドアホン、火災警報器、照明器具、電池、管球、配線器具、自然冷媒ヒートポンプ給湯器など

(6) 第6部 ドラッグストア販売

本統計表は、丁3票（7. (6)参照）について集計した表である。

①本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内 容 例 示
調剤医薬品	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬
OTC医薬品	医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）など 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）など
ヘルスケア用品 （衛生用品）・介 護・ベビー	ヘルスケア（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等） 介護（大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等）
健康食品	健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティー ケア（化粧品・ 小物）	化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティーケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等）
トイレタリー	歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）など
家庭用品・日用 消耗品・ペット 用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレトーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等） ペット・ペット用品（愛玩用・鑑賞用（動物、魚類、鳥類、爬虫類等）、愛玩用・鑑賞用飼料（ペットフード）、鑑賞魚用水槽、鳥かご、ペット用小屋（犬小屋、巣箱等）、ペット用装飾品（首輪、衣服等）、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用リード、ペット用シーツ、ペット用キャリーケース等）
食品	菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品など
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

5. 家電大型専門店販売額の動向

平成29年6月の家電大型専門店販売額は3257億円、前年同月比で見ると▲2.4%の減少となった。商品別にみると、生活家電が同▲6.5%の減少、AV家電が同▲4.7%の減少となった。一方、カメラ類が同8.3%の増加、通信家電が同4.1%の増加、情報家電が同2.9%の増加、その他が同2.7%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

合計	AV 家電	情報 家電	通信 家電	カメラ類	生活 家電	その他	店舗数
3,257	393	608	224	143	1,524	364	2,503
▲2.4	▲4.7	2.9	4.1	8.3	▲6.5	2.7	2.5

6. ドラッグストア販売額の動向

平成29年6月のドラッグストア販売額は5064億円、前年同月比で見ると5.6%の増加となった。商品別にみると、食品が同8.1%の増加、ビューティケア（化粧品・小物）が同7.9%の増加、健康食品が同6.2%の増加、調剤医薬品が同5.6%の増加、OTC医薬品が同4.9%の増加、ヘルスケア用品（衛生用品）・介護・ベビーが同4.1%の増加、家庭用品・日用消耗品・ペット用品が同4.0%の増加、トイレタリーが同1.0%の増加、その他が同0.8%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

合計	調剤 医薬品	OTC 医薬品	ヘルスケア 用品(衛生 用品)・介 護・ベビー	健康 食品	ビューティ ケア(化粧 品・小物)	トイレ タリー	家庭用品・ 日用消耗 品・ペット 用品	食 品	その他	店舗数
5,064	323	706	338	179	777	488	783	1,358	112	14,526
5.6	5.6	4.9	4.1	6.2	7.9	1.0	4.0	8.1	0.8	5.2

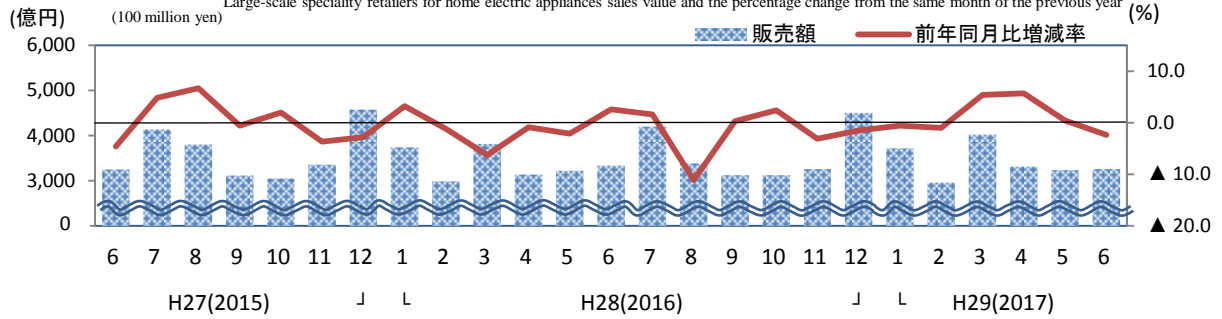
7. ホームセンター販売額の動向

平成29年6月のホームセンター販売額は2698億円、前年同月比で見ると▲0.8%の減少となった。商品別にみると、インテリアが同▲7.9%の減少、電気が同▲7.8%の減少、家庭用品・日用品が同▲2.2%の減少、オフィス・カルチャーが同▲1.1%の減少、ペット・ペット用品が同▲0.7%の減少、カー用品・アウトドアが同▲0.6%の減少となった。一方、園芸・エクステリアが同3.5%の増加、その他が同1.8%の増加、DIY用具・素材が同0.4%の増加となった。

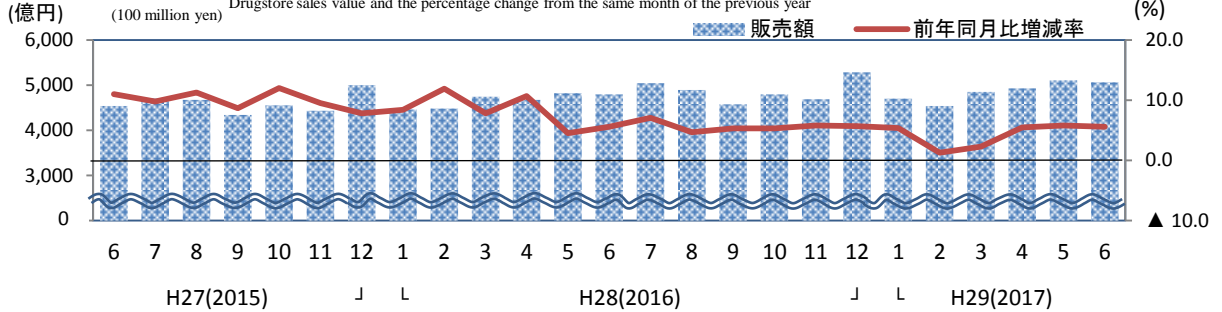
(単位:億円、店、%)

合計	DIY用具 ・素材	電 気	インテリア	家庭用品 ・ 日用品	園 芸・ エクステ リア	ペット・ ペット用 品	カー用 品・アウ トドア	オフィス ・カル チャー	その他	店舗数
2,698	575	141	178	607	490	209	132	122	246	4,279
▲0.8	0.4	▲7.8	▲7.9	▲2.2	3.5	▲0.7	▲0.6	▲1.1	1.8	1.0

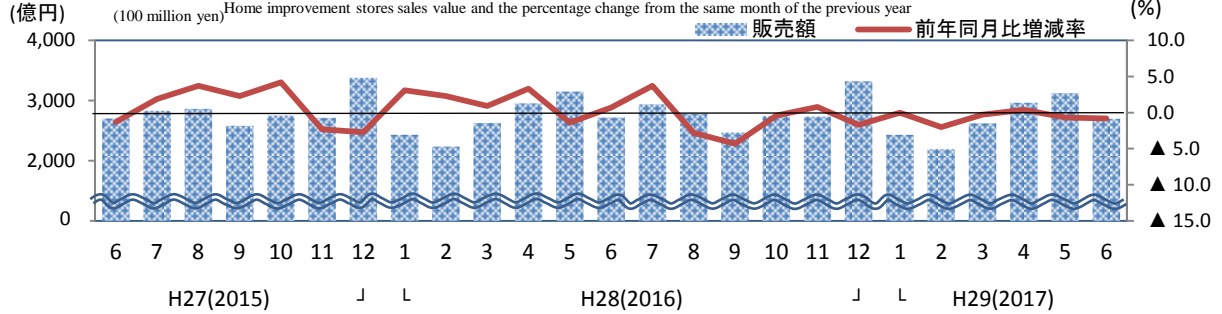
家電大型専門店販売額・前年同月比増減率の推移



ドラッグストア販売額・前年同月比増減率の推移



ホームセンター販売額・前年同月比増減率の推移



家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター販売額、前年(度、同期、同月)比増減率及び店舗数

Large-scale specialty retailers for home electric appliances, Drugstore and Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month/term of the previous year and number of establishments

(単位:億円、店、%) (100 million yen)

年月	家電大型専門店 Large-scale specialty retailers for home electric appliances			ドラッグストア Drugstore			ホームセンター Home improvement stores			Year and month
	販売額	前年比	店舗数(店)	販売額	前年比	店舗数(店)	販売額	前年比	店舗数(店)	
	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	
平成 26 年	45,311	-	2,443	49,375	-	13,069	33,452	-	4,124	C.Y. 2014
27	42,467	▲6.3	2,432	53,609	6.4	13,547	33,012	▲1.3	4,209	2015
28	41,830	▲1.5	2,472	57,258	6.8	14,190	33,090	0.2	4,273	2016
平成 26 年度	41,781	-	2,446	49,423	-	13,157	32,517	-	4,139	F.Y. 2014
27	42,288	1.2	2,430	54,776	9.2	13,653	33,159	2.0	4,218	2015
28	41,984	▲0.7	2,478	57,665	5.3	14,361	33,040	▲0.4	4,271	2016
平成 28 年 4~6月	9,697	▲0.1	2,441	14,297	6.8	13,811	8,817	0.8	4,236	Q2 2016
7~9	10,704	▲3.1	2,448	14,511	5.7	13,898	8,185	▲1.1	4,236	Q3
10~12	10,884	▲0.9	2,472	14,763	5.6	14,190	8,793	▲0.5	4,273	Q4
平成 29 年 1~3月	10,698	1.5	2,478	14,094	3.0	14,361	7,245	▲0.7	4,271	Q1 2017
4~6	9,809	1.1	2,503	15,100	5.6	14,526	8,785	▲0.4	4,279	Q2
平成 28 年 4月	3,137	▲0.9	2,435	4,676	10.7	13,737	2,950	3.3	4,235	Apr. 2016
5	3,224	▲2.1	2,433	4,825	4.5	13,782	3,147	▲1.4	4,232	May
6	3,336	2.6	2,441	4,796	5.6	13,811	2,720	0.7	4,236	Jun.
7	4,202	1.6	2,446	5,045	7.1	13,855	2,936	3.7	4,244	Jul.
8	3,383	▲11.1	2,443	4,893	4.7	13,887	2,781	▲2.8	4,234	Aug.
9	3,119	0.3	2,448	4,573	5.3	13,898	2,468	▲4.3	4,236	Sep.
10	3,124	2.4	2,450	4,792	5.3	14,033	2,738	▲0.4	4,245	Oct.
11	3,252	▲3.1	2,457	4,689	5.8	14,111	2,737	0.8	4,257	Nov.
12	4,507	▲1.5	2,472	5,282	5.7	14,190	3,318	▲1.7	4,273	Dec.
平成 29 年 1月	3,716	▲0.6	2,465	4,704	5.4	14,216	2,433	0.0	4,263	Jan. 2017
2	2,960	▲1.0	2,466	4,537	1.3	14,284	2,189	▲2.0	4,264	Feb.
3	4,022	5.4	2,478	4,853	2.3	14,361	2,623	▲0.3	4,271	Mar.
4	3,316	5.7	2,490	4,933	5.5	14,448	2,962	0.4	4,280	Apr.
5	3,236	0.4	2,497	5,104	5.8	14,479	3,125	▲0.7	4,279	May
6	3,257	▲2.4	2,503	5,064	5.6	14,526	2,698	▲0.8	4,279	Jun.

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table1 Sales value by goods and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年月	商品販売額 Sales of goods	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア(化粧品・小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日用消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 Others	店舗数(店) Number of establishments	Year and Month	
													Sales value (million yen)
販売額 (百万円)	平成26年	4,937,496	345,127	736,637	356,282	164,669	726,156	511,691	769,489	1,206,513	120,932	13,069	C.Y. 2014
	27	5,360,899	364,366	791,064	388,937	190,617	811,167	535,639	813,831	1,339,365	125,913	13,547	2015
	28	5,725,801	375,156	829,612	401,195	197,031	852,185	562,640	881,506	1,491,466	135,010	14,190	2016
	平成26年度	4,942,326	348,874	735,340	355,660	163,453	723,102	500,564	769,228	1,227,941	118,164	13,157	F.Y. 2014
	27	5,477,603	376,583	804,540	396,989	194,159	825,331	544,642	829,804	1,377,106	128,449	13,653	2015
	28	5,766,513	366,386	834,961	401,494	198,481	859,534	565,771	889,511	1,514,881	135,494	14,361	2016
	平成28年4~6月	1,429,654	92,541	202,823	98,655	49,583	214,212	142,732	220,663	375,187	33,258	13,811	Q2 2016
	7~9	1,451,074	90,150	206,008	95,829	51,022	218,949	144,461	227,288	383,672	33,695	13,898	Q3
	10~12	1,476,337	92,106	216,947	103,279	48,909	220,435	143,199	232,758	382,543	36,161	14,190	Q4
	平成29年1~3月	1,409,448	91,589	209,183	103,731	48,967	205,938	135,379	208,802	373,479	32,380	14,361	Q1 2017
	4~6	1,510,025	94,658	212,208	101,328	52,236	229,981	147,434	232,065	405,385	34,730	14,526	Q2
	平成28年4月	467,576	32,531	66,878	32,860	16,101	70,021	45,737	70,079	122,513	10,856	13,737	Apr. 2016
	5	482,490	29,447	68,603	33,328	16,627	72,205	48,650	75,278	127,011	11,341	13,782	May
	6	479,588	30,563	67,342	32,467	16,855	71,986	48,345	75,306	125,663	11,061	13,811	Jun.
	7	504,502	31,020	71,636	33,391	17,647	78,035	51,150	79,097	131,122	11,404	13,855	Jul.
	8	489,273	29,813	69,999	32,262	17,531	73,175	48,560	75,909	130,524	11,500	13,887	Aug.
	9	457,299	29,317	64,373	30,176	15,844	67,739	44,751	72,282	122,026	10,791	13,898	Sep.
	10	479,179	29,796	70,676	32,397	16,230	71,095	46,677	75,867	125,164	11,277	14,033	Oct.
	11	468,918	29,640	68,971	33,537	15,461	68,581	45,919	72,870	122,435	11,504	14,111	Nov.
	12	528,240	32,670	77,300	37,345	17,218	80,759	50,603	84,021	134,944	13,380	14,190	Dec.
	平成29年1月	470,431	29,097	70,597	35,000	16,255	68,648	45,339	71,602	122,686	11,207	14,216	Jan. 2017
	2	453,709	30,120	66,231	33,996	15,866	64,917	43,594	66,676	122,060	10,249	14,284	Feb.
	3	485,308	32,372	72,355	34,735	16,846	72,373	46,446	70,524	128,733	10,924	14,361	Mar.
	4	493,281	31,625	69,278	33,536	16,820	74,839	48,251	75,108	132,337	11,487	14,448	Apr.
5	510,358	30,755	72,281	33,989	17,513	77,472	50,353	78,649	137,254	12,092	14,479	May	
6	506,386	32,278	70,649	33,803	17,903	77,670	48,830	78,308	135,794	11,151	14,526	Jun.	
前年(度・同期・同月)比増減率(%)	平成26年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2014
	27	6.4	6.6	4.7	6.3	6.6	8.9	2.6	5.3	8.8	0.4	3.7	2015
	28	6.8	3.0	4.9	3.2	3.4	5.1	5.0	8.3	11.4	7.2	4.7	2016
	平成26年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2014
	27	9.2	8.7	7.3	9.4	11.8	12.0	7.2	7.5	10.5	5.7	3.8	2015
	28	5.3	▲2.7	3.8	1.1	2.2	4.1	3.9	7.2	10.0	5.5	5.2	2016
	平成28年4~6月	6.8	2.5	4.4	3.1	2.9	4.5	6.4	8.1	12.0	6.0	3.9	Q2 2016
	7~9	5.7	0.4	2.9	0.3	1.2	4.2	4.3	7.7	10.9	8.0	3.7	Q3
	10~12	5.6	▲4.2	5.2	1.0	1.8	4.1	2.5	8.8	10.5	6.4	4.7	Q4
	平成29年1~3月	3.0	▲8.7	2.6	0.3	3.1	3.7	2.4	4.0	6.7	1.5	5.2	Q1 2017
	4~6	5.6	2.3	4.6	2.7	5.4	7.4	3.3	5.2	8.0	4.4	5.2	Q2
	平成28年4月	10.7	9.9	8.7	8.1	7.2	7.4	8.4	11.3	16.3	8.5	3.9	Apr. 2016
	5	4.5	▲2.5	1.9	0.9	1.7	2.4	4.5	6.1	9.4	4.5	3.8	May
	6	5.6	0.2	2.8	0.5	0.2	4.0	6.4	7.3	10.7	5.3	3.9	Jun.
	7	7.1	0.7	5.5	2.0	2.0	6.2	6.2	9.3	11.5	9.6	3.8	Jul.
	8	4.7	0.7	2.6	0.2	1.3	1.8	3.4	5.9	9.9	6.0	3.9	Aug.
	9	5.3	▲0.1	0.4	▲1.4	0.3	4.8	3.4	7.9	11.4	8.5	3.7	Sep.
	10	5.3	▲4.9	4.2	▲0.8	0.2	3.0	2.2	10.9	10.5	6.2	4.2	Oct.
	11	5.8	▲4.0	5.9	1.7	0.6	4.7	3.2	8.4	10.4	7.4	4.4	Nov.
	12	5.7	▲3.9	5.6	1.8	4.4	4.5	2.1	7.4	10.7	5.6	4.7	Dec.
	平成29年1月	5.4	▲5.6	7.6	3.9	4.2	4.1	3.6	6.7	8.7	2.2	4.6	Jan. 2017
	2	1.3	▲10.0	0.1	▲2.0	0.0	3.0	1.0	2.2	5.1	0.5	4.9	Feb.
	3	2.3	▲10.2	0.4	▲0.9	4.9	4.0	2.5	3.0	6.4	1.8	5.2	Mar.
	4	5.5	▲2.8	3.6	2.1	4.5	6.9	5.5	7.2	8.0	5.8	5.2	Apr.
5	5.8	4.4	5.4	2.0	5.3	7.3	3.5	4.5	8.1	6.6	5.1	May	
6	5.6	5.6	4.9	4.1	6.2	7.9	1.0	4.0	8.1	0.8	5.2	Jun.	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道 Hokkaido		青森 Aomori		岩手 Iwate		宮城 Miyagi		秋田 Akita		山形 Yamagata		Year and Month		
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments				
販売額 (百万円) ・ 店舗数(店)	平成 26年	209,770	587	40,073	111	56,279	160	85,711	236	28,308	91	33,286	99	C.Y. 2014	
	27	223,651	616	43,523	127	63,359	170	103,311	240	31,120	98	40,680	104	2015	
	28	240,175	654	47,970	141	65,693	173	106,785	254	34,686	107	43,526	115	2016	
	平成 26年度	210,738	584	40,073	113	57,539	163	88,903	239	28,586	91	34,844	100	F.Y. 2014	
	27	229,820	621	44,565	128	63,531	168	103,105	243	31,988	99	40,652	107	2015	
	28	242,714	659	48,819	142	66,296	172	108,010	259	35,450	109	44,448	117	2016	
	平成 28年 4~6月	58,612	629	11,931	133	16,255	170	26,503	247	8,597	103	10,892	109	Q2 2016	
	7~9	62,111	639	12,559	138	17,098	170	27,630	248	9,204	104	11,516	110	Q3	
	10~12	60,856	654	12,470	141	16,885	173	27,157	254	8,922	107	11,032	115	Q4	
	平成 29年 1~3月	61,135	659	11,859	142	16,058	172	26,720	259	8,727	109	11,008	117	Q1 2017	
	4~6	61,758	661	12,769	144	17,143	174	28,147	263	9,325	111	11,732	119	Q2	
	平成 28年 4月	19,223	623	3,869	129	5,295	168	8,713	248	2,788	101	3,550	108	Apr. 2016	
	5	19,028	624	3,972	132	5,416	169	8,745	248	2,844	103	3,575	110	May	
	6	20,361	629	4,090	133	5,544	170	9,045	247	2,965	103	3,767	109	Jun.	
	7	20,710	635	4,175	136	5,732	170	9,290	248	3,021	103	3,794	109	Jul.	
	8	21,373	640	4,422	138	6,001	170	9,581	250	3,255	104	4,032	109	Aug.	
	9	20,028	639	3,962	138	5,365	170	8,759	248	2,928	104	3,690	110	Sep.	
	10	20,078	646	4,120	140	5,554	172	8,890	249	2,945	105	3,591	113	Oct.	
	11	19,977	647	3,990	141	5,488	173	8,911	252	2,914	106	3,711	114	Nov.	
	12	20,801	654	4,360	141	5,843	173	9,356	254	3,063	107	3,730	115	Dec.	
	平成 29年 1月	21,784	654	4,131	144	5,535	173	9,322	254	3,062	108	3,839	115	Jan. 2017	
	2	20,601	659	3,823	142	5,125	173	8,620	256	2,807	108	3,634	117	Feb.	
	3	18,750	659	3,905	142	5,398	172	8,778	259	2,858	109	3,535	117	Mar.	
	4	20,294	659	4,238	144	5,660	172	9,244	260	3,077	111	3,809	119	Apr.	
5	20,200	659	4,215	144	5,696	174	9,304	261	3,076	111	3,876	119	May		
6	21,264	661	4,316	144	5,787	174	9,599	263	3,172	111	4,047	119	Jun.		
前年(度・同期・同月)比増減率(%)	平成 26年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y. 2014	
	27	6.9	5.5	8.6	14.4	5.4	6.3	4.4	2.1	9.9	7.7	5.6	5.1	2015	
	28	7.4	6.2	10.2	11.0	3.7	1.8	3.4	5.8	11.5	9.2	7.0	10.6	2016	
	平成 26年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y. 2014
	27	9.3	6.3	11.2	13.3	5.2	3.1	4.5	1.7	11.9	8.8	5.0	7.0	2015	
	28	5.6	6.1	9.5	10.9	4.4	2.4	4.8	6.6	10.8	10.1	9.3	9.3	2016	
	平成 28年 4~6月	9.2	6.6	11.2	12.7	5.0	2.4	5.8	2.9	11.6	10.8	9.1	7.9	Q2 2016	
	7~9	5.2	5.4	9.7	12.2	3.4	0.6	3.1	2.5	12.0	8.3	9.1	5.8	Q3	
	10~12	4.1	6.2	9.6	11.0	5.2	1.8	5.5	5.8	10.1	9.2	9.9	10.6	Q4	
	平成 29年 1~3月	4.3	6.1	7.7	10.9	3.9	2.4	4.8	6.6	9.6	10.1	9.1	9.3	Q1 2017	
	4~6	5.4	5.1	7.0	8.3	5.5	2.4	6.2	6.5	8.5	7.8	7.7	9.2	Q2	
	平成 28年 4月	12.7	5.8	12.1	14.2	6.0	2.4	11.3	3.8	13.0	9.8	12.3	6.9	Apr. 2016	
	5	7.2	5.8	12.1	15.8	2.8	1.8	1.6	2.9	11.3	10.8	5.6	8.9	May	
	6	7.8	6.6	9.5	12.7	6.1	2.4	5.0	2.9	10.7	10.8	9.8	7.9	Jun.	
	7	5.8	6.4	8.6	14.3	2.8	1.8	4.2	2.5	11.5	13.2	7.0	5.8	Jul.	
	8	5.0	6.3	10.1	14.0	3.7	1.8	4.6	3.7	12.4	10.6	10.1	5.8	Aug.	
	9	4.9	5.4	10.5	12.2	3.5	0.6	0.3	2.5	12.0	8.3	10.4	5.8	Sep.	
	10	4.8	5.7	9.6	12.0	6.0	1.2	5.1	3.8	11.0	8.2	9.4	8.7	Oct.	
	11	4.1	5.2	8.3	11.9	6.4	1.8	6.2	5.0	11.2	9.3	9.7	8.6	Nov.	
	12	3.3	6.2	10.7	11.0	3.5	1.8	5.1	5.8	8.2	9.2	10.8	10.6	Dec.	
	平成 29年 1月	6.5	6.2	7.9	13.4	4.7	3.0	6.5	5.8	10.5	10.2	10.6	10.6	Jan. 2017	
	2	5.0	6.5	9.3	11.8	2.7	3.0	4.2	6.2	8.5	10.2	9.3	11.4	Feb.	
	3	1.2	6.1	5.9	10.9	4.3	2.4	3.7	6.6	9.8	10.1	7.4	9.3	Mar.	
	4	5.6	5.8	9.5	11.6	6.9	2.4	6.1	4.8	10.4	9.9	7.3	10.2	Apr.	
5	6.2	5.6	6.1	9.1	5.2	3.0	6.4	5.2	8.2	7.8	8.4	8.2	May		
6	4.4	5.1	5.5	8.3	4.4	2.4	6.1	6.5	7.0	7.8	7.4	9.2	Jun.		

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	福島 Fukushima		茨城 Ibaraki		栃木 Tochigi		群馬 Gunma		埼玉 Saitama		千葉 Chiba		東京 Tokyo		
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments		
販売額 (百万円) ・ 店舗数(店)	平成 26年	59,218	144	140,068	313	103,733	180	90,456	235	324,756	901	230,788	659	514,041	1,449
	27	75,209	155	146,294	324	102,348	200	102,000	273	338,126	935	266,785	698	589,413	1,483
	28	78,886	171	153,921	332	109,717	214	108,220	275	352,599	959	284,809	710	614,519	1,536
	平成 26年度	62,458	148	138,246	319	100,506	185	91,786	262	320,456	918	232,203	678	519,803	1,459
	27	75,092	161	149,617	326	105,801	202	104,437	268	344,234	937	274,105	700	603,712	1,486
	28	79,917	173	154,820	332	110,905	218	108,169	269	355,081	969	286,277	720	613,274	1,553
	平成 28年 4～6月	19,500	162	38,300	326	27,371	202	27,130	269	87,511	939	70,317	705	155,152	1,506
	7～9	20,719	167	39,818	327	28,173	203	27,420	267	87,842	934	71,517	702	151,532	1,508
	10～12	19,929	171	38,693	332	27,697	214	27,376	275	92,307	959	74,340	710	157,014	1,536
	平成 29年 1～3月	19,769	173	38,009	332	27,664	218	26,243	269	87,421	969	70,103	720	149,576	1,553
	4～6	20,762	175	39,375	331	28,919	223	27,403	270	92,447	982	74,324	727	159,610	1,569
	平成 28年 4月	6,332	160	12,324	327	8,929	202	8,891	267	28,309	935	22,800	704	50,879	1,498
	5	6,441	161	12,900	326	9,201	203	9,063	267	30,000	939	23,895	704	52,516	1,500
	6	6,727	162	13,076	326	9,241	202	9,176	269	29,202	939	23,622	705	51,757	1,506
	7	6,867	163	13,513	326	9,468	200	9,376	269	30,753	941	24,757	707	54,101	1,507
	8	7,232	165	13,855	328	9,801	201	9,396	269	28,939	935	24,074	707	49,786	1,508
	9	6,620	167	12,450	327	8,904	203	8,648	267	28,150	934	22,686	702	47,645	1,508
	10	6,448	168	12,639	326	8,925	207	8,826	272	30,255	962	23,832	712	50,877	1,520
	11	6,653	169	12,571	332	9,070	211	8,843	273	28,925	959	24,249	712	49,821	1,527
	12	6,828	171	13,483	332	9,702	214	9,707	275	33,127	959	26,259	710	56,316	1,536
	平成 29年 1月	6,865	171	13,095	333	9,402	214	8,953	266	28,913	958	23,146	712	49,240	1,535
	2	6,509	172	12,309	332	9,084	217	8,475	266	27,891	963	22,671	717	47,866	1,544
	3	6,395	173	12,605	332	9,178	218	8,815	269	30,617	969	24,286	720	52,470	1,553
	4	6,672	175	12,575	332	9,279	219	8,904	268	30,158	977	23,963	723	52,728	1,560
5	6,895	175	13,301	331	9,641	220	9,154	271	31,423	978	25,273	726	53,946	1,556	
6	7,195	175	13,499	331	9,999	223	9,345	270	30,866	982	25,088	727	52,936	1,569	
前年(度・同期・同月)比増減率 (%)	平成 26年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	27	3.7	8.4	2.9	2.9	2.7	7.0	7.6	5.4	5.6	2.5	5.7	3.7	8.8	1.8
	28	4.9	10.3	5.2	2.5	7.2	7.0	6.1	0.7	4.3	2.6	6.8	1.7	4.3	3.6
	平成 26年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	27	3.9	8.8	7.0	2.2	8.6	9.2	9.9	2.3	8.6	2.1	10.4	3.2	11.7	1.9
	28	6.4	7.5	3.5	1.8	4.8	7.9	3.6	0.4	3.2	3.4	4.4	2.9	1.6	4.5
	平成 28年 4～6月	6.6	8.7	5.0	3.2	7.8	6.9	7.4	1.5	3.4	2.0	6.5	2.9	4.4	2.3
	7～9	6.8	8.4	2.5	0.3	2.7	2.5	3.8	0.8	2.6	1.1	3.5	1.7	1.0	1.5
	10～12	6.9	10.3	4.0	2.5	4.6	7.0	3.5	0.7	3.7	2.6	5.7	1.7	1.8	3.6
	平成 29年 1～3月	5.5	7.5	2.4	1.8	4.5	7.9	▲0.2	0.4	2.9	3.4	2.1	2.9	▲0.8	4.5
	4～6	6.5	8.0	2.8	1.5	5.7	10.4	1.0	0.4	5.6	4.6	5.7	3.1	2.9	4.2
	平成 28年 4月	12.5	8.1	15.7	2.8	27.0	8.6	18.2	1.1	8.0	1.3	11.2	3.4	6.7	2.1
	5	1.7	8.8	▲0.8	2.8	▲0.9	8.6	0.6	1.1	1.1	1.8	4.0	2.6	3.2	2.0
	6	6.2	8.7	2.0	3.2	1.8	6.9	4.9	1.5	1.5	2.0	4.7	2.9	3.4	2.3
	7	5.8	7.9	4.0	▲0.9	1.2	1.0	4.4	1.5	3.4	2.8	4.2	2.5	3.6	1.3
	8	6.2	7.1	1.1	0.3	1.8	2.0	2.1	1.1	1.1	1.9	2.9	3.2	▲0.8	1.5
	9	8.5	8.4	2.6	0.3	5.4	2.5	5.0	0.8	3.3	1.1	3.5	1.7	▲0.1	1.5
	10	5.0	8.4	2.9	0.6	2.9	4.5	4.2	1.5	4.4	3.6	5.2	3.2	1.1	2.3
	11	8.6	9.0	4.8	2.8	6.6	6.6	4.4	1.5	2.5	2.3	7.0	2.4	2.3	2.5
	12	7.0	10.3	4.3	2.5	4.2	7.0	2.2	0.7	4.2	2.6	4.9	1.7	2.0	3.6
	平成 29年 1月	7.0	8.9	4.8	2.8	6.6	7.0	1.9	▲1.1	5.9	2.5	3.7	2.4	1.9	3.2
	2	5.3	8.9	0.5	1.8	3.7	8.0	▲2.2	▲1.1	0.8	3.0	0.4	2.7	▲2.7	4.0
	3	4.2	7.5	2.0	1.8	3.3	7.9	▲0.3	0.4	2.2	3.4	2.3	2.9	▲1.5	4.5
	4	5.4	9.4	2.0	1.5	3.9	8.4	0.1	0.4	6.5	4.5	5.1	2.7	3.6	4.1
5	7.0	8.7	3.1	1.5	4.8	8.4	1.0	1.5	4.7	4.2	5.8	3.1	2.7	3.7	
6	7.0	8.0	3.2	1.5	8.2	10.4	1.8	0.4	5.7	4.6	6.2	3.1	2.3	4.2	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

神奈川 Kanagawa		新潟 Niigata		富山 Toyama		石川 Ishikawa		福井 Fukui		山梨 Yamanashi		長野 Nagano		Year and Month			
店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments				
386,247	896	87,014	262	56,534	154	62,800	148	42,309	101	41,534	118	61,923	190	C.Y.	2014	Sales value (million yen) ・ Number of establishments	
406,054	912	90,697	269	60,477	153	66,839	148	46,009	100	42,584	130	63,376	201		2015		
422,984	946	97,602	279	65,866	155	74,422	154	54,302	110	45,486	128	68,663	208		2016		
384,905	895	85,594	262	56,743	155	63,801	151	43,413	99	40,926	119	60,888	193	F.Y.	2014		
413,291	921	93,210	269	62,270	152	68,658	151	47,281	102	43,664	132	65,062	196		2015		
423,020	963	98,745	285	66,237	156	74,291	158	53,787	111	45,713	130	69,470	211		2016		
106,242	932	24,240	271	16,484	152	18,594	151	13,434	104	11,415	129	16,925	203	Q2	2016		
105,908	932	24,981	273	16,811	154	18,947	153	13,531	107	11,523	128	17,555	205	Q3			
108,022	946	25,257	279	16,877	155	18,919	154	13,468	110	11,645	128	17,611	208	Q4			
102,848	963	24,267	285	16,065	156	17,831	158	13,354	111	11,130	130	17,379	211	Q1	2017		
110,426	979	25,441	286	16,964	158	19,253	160	14,739	113	11,997	129	18,346	212	Q2			
34,728	933	7,855	269	5,503	153	6,227	153	4,536	103	3,803	131	5,599	202	Apr.	2016		
36,280	933	8,144	271	5,359	153	6,047	151	4,364	103	3,862	129	5,669	202	May			
35,234	932	8,241	271	5,622	152	6,320	151	4,534	104	3,750	129	5,657	203	Jun.			
37,087	937	8,554	272	5,648	153	6,278	152	4,566	105	3,974	129	5,978	203	Jul.			
35,547	935	8,501	274	5,833	153	6,636	152	4,669	106	3,936	130	6,046	204	Aug.			
33,274	932	7,926	273	5,330	154	6,033	153	4,296	107	3,613	128	5,531	205	Sep.			
34,613	938	8,190	275	5,502	154	6,184	154	4,325	107	3,882	129	5,615	206	Oct.			
34,656	943	7,974	279	5,429	154	6,110	154	4,403	109	3,679	128	5,693	207	Nov.			
38,753	946	9,093	279	5,946	155	6,625	154	4,740	110	4,084	128	6,303	208	Dec.			
34,326	949	8,096	280	5,542	155	6,074	154	4,469	110	3,691	129	5,627	208	Jan.	2017		
32,953	954	7,852	284	5,275	156	5,944	157	4,433	111	3,559	129	5,718	210	Feb.			
35,569	963	8,319	285	5,248	156	5,813	158	4,452	111	3,880	130	6,034	211	Mar.			
35,839	971	8,252	284	5,613	156	6,175	160	4,869	112	3,903	130	6,035	210	Apr.			
37,496	973	8,556	285	5,561	155	6,385	160	4,902	113	4,097	130	6,170	210	May			
37,091	979	8,633	286	5,790	158	6,693	160	4,968	113	3,997	129	6,141	212	Jun.			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y.	2014		Percentage change from the same month/term of the previous year (%)
4.6	1.9	5.4	2.7	7.4	0.0	6.8	0.7	8.7	▲1.0	4.5	10.2	5.0	5.8		2015		
4.2	3.7	7.6	3.7	8.9	1.3	11.3	4.1	18.0	10.0	6.8	▲1.5	8.3	3.5		2016		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.	2014		
6.9	2.9	9.8	2.7	10.1	▲1.9	7.9	0.0	8.9	3.0	8.3	10.9	8.9	1.6		2015		
2.4	4.6	5.9	5.9	6.4	2.6	8.2	4.6	13.8	8.8	4.7	▲1.5	6.8	7.7		2016		
4.6	2.9	8.5	2.7	12.7	1.3	13.7	0.7	18.3	5.1	8.1	10.3	9.6	0.5	Q2	2016		
3.5	3.1	5.0	2.6	5.6	1.3	10.7	2.0	23.7	8.1	5.6	9.4	6.6	2.0	Q3			
1.4	3.7	5.4	3.7	5.2	1.3	9.8	4.1	21.1	10.0	3.1	▲1.5	6.2	3.5	Q4			
0.0	4.6	4.9	5.9	2.4	2.6	▲0.7	4.6	▲3.7	8.8	2.1	▲1.5	4.9	7.7	Q1	2017		
3.9	5.0	5.0	5.5	2.9	3.9	3.5	6.0	9.7	8.7	5.1	0.0	8.4	4.4	Q2			
9.1	3.4	12.1	2.3	18.1	0.0	17.4	0.7	9.8	4.0	14.6	11.0	16.6	1.5	Apr.	2016		
2.8	2.4	5.5	2.7	6.1	▲0.6	7.8	0.7	18.6	3.0	5.7	9.3	5.0	0.5	May			
2.4	2.9	8.4	2.7	14.4	1.3	16.2	0.7	27.9	5.1	4.6	10.3	8.0	0.5	Jun.			
4.6	3.5	6.6	2.3	6.8	0.7	11.1	2.0	27.7	6.1	6.0	10.3	6.5	1.0	Jul.			
3.4	3.7	1.6	1.9	2.8	0.7	9.0	0.0	20.9	7.1	6.4	10.2	5.9	1.5	Aug.			
2.3	3.1	7.2	2.6	7.6	1.3	12.2	2.0	22.8	8.1	4.4	9.4	7.5	2.0	Sep.			
▲0.1	3.3	8.1	3.8	8.4	1.3	13.8	3.4	23.0	7.0	4.2	▲1.5	7.7	3.5	Oct.			
2.5	4.1	5.2	3.7	4.1	0.7	8.6	4.1	21.9	9.0	3.0	▲1.5	6.1	3.5	Nov.			
1.7	3.7	3.2	3.7	3.5	1.3	7.4	4.1	18.8	10.0	2.0	▲1.5	5.0	3.5	Dec.			
3.0	4.1	5.7	3.3	6.2	0.6	1.3	0.7	▲6.2	8.9	3.4	▲0.8	4.3	4.0	Jan.	2017		
▲2.5	3.7	4.5	4.8	2.5	2.0	0.5	4.7	▲2.3	9.9	▲0.0	▲0.8	5.3	5.0	Feb.			
▲0.3	4.6	4.7	5.9	▲1.5	2.6	▲3.9	4.6	▲2.5	8.8	2.8	▲1.5	5.0	7.7	Mar.			
3.2	4.1	5.1	5.6	2.0	2.0	▲0.8	4.6	7.3	8.7	2.6	▲0.8	7.8	4.0	Apr.			
3.4	4.3	5.1	5.2	3.8	1.3	5.6	6.0	12.3	9.7	6.1	0.8	8.8	4.0	May			
5.3	5.0	4.8	5.5	3.0	3.9	5.9	6.0	9.6	8.7	6.6	0.0	8.6	4.4	Jun.			

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	岐阜		静岡		愛知		三重		滋賀		京都		大阪		
	Gifu		Shizuoka		Aichi		Mie		Shiga		Kyoto		Osaka		
	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	
	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	
販売額 (百万円) ・ 店舗数(店)	平成 26年	103,526	269	208,517	448	313,940	764	56,941	183	51,331	153	77,575	251	297,221	835
	27	107,196	289	217,203	449	326,162	785	60,318	197	55,377	162	82,962	251	344,383	826
	28	127,723	360	227,791	448	353,923	848	66,549	203	59,781	177	89,840	264	374,188	859
	平成 26年度	102,613	275	205,090	448	306,706	764	55,586	182	51,301	155	77,981	247	306,404	803
	27	110,425	309	221,081	445	333,095	786	62,180	198	56,547	164	85,025	253	355,114	848
	28	129,423	367	229,571	449	356,472	865	67,316	207	60,424	177	91,360	269	376,618	880
	平成 28年 4~6月	31,614	324	56,450	449	88,437	799	16,768	197	14,771	165	22,278	255	95,441	853
	7~9	32,248	337	57,620	441	88,960	810	16,518	197	15,139	169	22,888	257	93,593	856
	10~12	33,999	360	58,976	448	93,535	848	17,217	203	15,777	177	23,668	264	95,560	859
	平成 29年 1~3月	31,562	367	56,525	449	85,540	865	16,813	207	14,737	177	22,526	269	92,024	880
	4~6	35,177	376	60,041	457	92,733	881	18,149	210	16,177	179	24,801	273	101,502	884
	平成 28年 4月	10,314	315	18,383	447	28,814	792	5,456	197	4,772	165	7,229	251	32,178	855
	5	10,598	320	19,152	448	29,886	797	5,673	198	5,000	165	7,600	256	31,706	848
	6	10,702	324	18,915	449	29,737	799	5,639	197	4,999	165	7,449	255	31,557	853
	7	11,220	329	20,218	448	31,474	802	5,784	195	5,341	168	8,153	257	33,052	853
	8	10,874	333	19,640	448	29,542	806	5,525	197	5,034	167	7,654	258	30,889	853
	9	10,154	337	17,762	441	27,944	810	5,209	197	4,764	169	7,081	257	29,652	856
	10	10,981	352	18,892	440	30,562	839	5,583	198	5,124	170	7,530	255	30,946	851
	11	10,851	357	18,469	444	29,075	841	5,376	201	4,934	173	7,418	260	30,270	854
	12	12,167	360	21,615	448	33,898	848	6,258	203	5,719	177	8,720	264	34,344	859
	平成 29年 1月	10,405	362	18,782	448	28,701	851	5,588	202	4,885	176	7,284	265	29,705	864
	2	10,101	365	17,827	446	27,343	857	5,372	204	4,731	177	7,288	267	30,007	868
	3	11,056	367	19,916	449	29,496	865	5,853	207	5,121	177	7,954	269	32,312	880
	4	11,551	376	19,670	457	30,209	870	5,989	210	5,308	177	8,096	272	33,820	884
5	11,860	374	20,391	457	31,393	875	6,108	210	5,494	179	8,449	273	33,891	880	
6	11,766	376	19,980	457	31,131	881	6,052	210	5,375	179	8,256	273	33,791	884	
前年(度・同期・同月)比増減率 (%)	平成 26年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	27	3.5	7.4	4.2	0.2	4.1	3.2	6.3	8.2	7.9	5.9	9.0	2.9	14.8	2.6
	28	19.1	24.6	4.9	▲0.2	8.5	8.0	10.3	3.0	8.0	9.3	8.3	5.2	8.7	4.0
	平成 26年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	27	7.6	12.4	7.8	▲0.7	8.8	2.9	12.2	8.8	10.2	5.8	10.6	2.4	15.1	5.6
	28	17.2	18.8	3.8	0.9	7.0	10.1	8.3	4.5	6.9	7.9	7.5	6.3	6.1	3.8
	平成 28年 4~6月	15.7	16.1	4.9	0.0	6.8	3.8	9.9	5.3	8.1	6.5	5.8	1.6	9.8	5.0
	7~9	23.3	19.9	4.1	▲0.9	7.7	4.2	9.0	3.1	5.8	6.3	9.3	2.8	7.0	4.8
	10~12	25.5	24.6	3.1	▲0.2	10.4	8.0	9.5	3.0	9.0	9.3	7.5	5.2	4.9	4.0
	平成 29年 1~3月	5.7	18.8	3.3	0.9	3.1	10.1	4.8	4.5	4.6	7.9	7.2	6.3	2.7	3.8
	4~6	11.3	16.0	6.4	1.8	4.9	10.3	8.2	6.6	9.5	8.5	11.3	7.1	6.4	3.6
	平成 28年 4月	16.3	13.7	8.3	▲0.2	9.6	3.4	13.4	5.9	6.8	6.5	7.0	1.2	12.9	5.7
	5	12.9	14.3	2.8	▲0.2	4.5	3.5	6.9	5.9	6.0	5.8	6.0	2.8	8.2	4.7
	6	18.1	16.1	3.9	0.0	6.7	3.8	9.7	5.3	11.5	6.5	4.4	1.6	8.3	5.0
	7	25.1	16.7	5.6	▲0.4	9.1	4.3	10.4	3.2	8.2	7.0	11.1	2.4	8.7	4.8
	8	21.8	18.5	3.5	0.0	6.0	4.0	5.8	3.7	1.1	5.0	9.9	2.8	5.9	4.5
	9	22.9	19.9	3.1	▲0.9	8.0	4.2	11.1	3.1	8.4	6.3	6.8	2.8	6.5	4.8
	10	27.2	23.9	2.0	▲1.3	9.9	8.0	10.2	2.6	8.7	5.6	4.5	1.6	3.6	3.5
	11	25.7	24.0	2.6	▲0.7	10.3	7.4	9.9	3.6	8.4	6.8	7.9	3.6	5.6	3.8
	12	24.0	24.6	4.6	▲0.2	11.0	8.0	8.5	3.0	9.8	9.3	9.9	5.2	5.4	4.0
	平成 29年 1月	10.1	21.9	4.4	0.2	8.9	8.1	8.9	2.5	8.4	8.6	9.1	5.2	4.5	3.1
	2	3.4	20.5	▲0.0	▲0.2	1.5	9.2	2.1	3.6	3.1	8.6	5.5	5.1	1.0	3.3
	3	3.9	18.8	5.3	0.9	▲0.7	10.1	3.4	4.5	2.4	7.9	7.2	6.3	2.7	3.8
	4	12.0	19.4	7.0	2.2	4.8	9.8	9.8	6.6	11.2	7.3	12.0	8.4	5.1	3.4
5	11.9	16.9	6.5	2.0	5.0	9.8	7.7	6.1	9.9	8.5	11.2	6.6	6.9	3.8	
6	9.9	16.0	5.6	1.8	4.7	10.3	7.3	6.6	7.5	8.5	10.8	7.1	7.1	3.6	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

兵庫 Hyogo		奈良 Nara		和歌山 Wakayama		鳥取 Tottori		島根 Shimane		岡山 Okayama		広島 Hiroshima		Year and Month			
店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments				
190,022	543	31,258	101	14,276	69	16,054	50	24,391	53	62,124	152	88,434	245	C.Y.	2014	Sales value (million yen) ・ Number of establishments	
207,877	553	32,558	101	16,290	71	18,083	55	26,005	59	65,676	151	95,771	252		2015		
215,328	566	35,198	101	18,412	73	20,833	60	28,197	63	70,540	164	104,086	274		2016		
193,125	542	31,333	95	14,419	69	16,119	51	24,383	55	62,234	149	88,750	243	F.Y.	2014		
209,914	554	32,978	100	16,753	70	18,773	56	26,508	60	66,445	155	97,407	256		2015		
215,631	565	36,145	104	19,005	75	21,301	62	28,620	65	71,623	166	105,787	276		2016		
53,826	557	8,699	100	4,675	72	5,186	58	7,100	62	17,646	159	25,575	267	Q2	2016		
54,564	559	8,944	102	4,608	73	5,527	60	7,374	62	17,932	159	27,131	271	Q3			
55,867	566	9,407	101	4,761	73	5,414	60	7,195	63	18,608	164	27,089	274	Q4			
51,374	565	9,095	104	4,961	75	5,174	62	6,951	65	17,437	166	25,992	276	Q1	2017		
55,758	573	10,583	109	5,714	77	5,677	63	7,516	65	19,236	170	27,460	276	Q2			
17,577	557	2,832	102	1,523	71	1,650	56	2,261	61	5,706	157	8,196	262	Apr.	2016		
18,430	560	2,987	100	1,586	72	1,787	58	2,481	62	6,028	160	8,741	265	May			
17,819	557	2,880	100	1,566	72	1,749	58	2,358	62	5,912	159	8,638	267	Jun.			
19,317	557	3,119	100	1,587	72	1,969	60	2,659	62	6,284	161	9,917	268	Jul.			
18,209	558	2,977	103	1,500	73	1,855	60	2,488	62	6,150	161	8,887	269	Aug.			
17,038	559	2,848	102	1,521	73	1,703	60	2,227	62	5,498	159	8,327	271	Sep.			
18,202	562	3,060	101	1,538	73	1,766	60	2,331	63	6,114	163	8,587	269	Oct.			
17,461	562	2,899	101	1,504	74	1,650	60	2,179	63	5,757	163	8,186	270	Nov.			
20,204	566	3,448	101	1,719	73	1,998	60	2,685	63	6,737	164	10,316	274	Dec.			
16,991	568	2,946	102	1,627	73	1,669	61	2,268	64	5,859	164	8,314	274	Jan.	2017		
16,455	566	2,893	103	1,581	73	1,636	61	2,164	64	5,487	166	8,161	277	Feb.			
17,928	565	3,256	104	1,753	75	1,869	62	2,519	65	6,091	166	9,517	276	Mar.			
18,162	571	3,526	108	1,928	77	1,839	62	2,420	65	6,198	166	8,885	274	Apr.			
18,967	576	3,627	109	1,979	77	1,961	62	2,595	65	6,674	169	9,470	276	May			
18,629	573	3,430	109	1,807	77	1,877	63	2,501	65	6,364	170	9,105	276	Jun.			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y.	2014		Percentage change from the same month/term of the previous year (%)
7.8	2.4	8.5	6.3	14.1	2.9	12.6	10.0	6.6	11.3	6.5	0.7	9.2	4.1		2015		
3.6	2.4	8.1	0.0	13.0	2.8	15.2	9.1	8.4	6.8	7.4	8.6	8.7	8.7		2016		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.	2014		
7.5	2.2	8.6	5.3	16.2	1.4	16.5	9.8	8.7	9.1	7.4	4.0	10.4	5.3		2015		
2.7	2.0	9.6	4.0	13.4	7.1	13.5	10.7	8.0	8.3	7.8	7.1	8.6	7.8		2016		
4.2	1.6	7.9	3.1	10.0	4.3	15.3	11.5	6.4	12.7	6.0	6.0	7.3	7.7	Q2	2016		
2.4	0.9	8.9	4.1	16.2	5.8	21.0	11.1	12.9	10.7	10.1	6.0	14.3	8.8	Q3			
3.7	2.4	10.0	0.0	14.2	2.8	8.2	9.1	6.2	6.8	8.5	8.6	6.1	8.7	Q4			
0.6	2.0	11.6	4.0	13.6	7.1	9.9	10.7	6.5	8.3	6.6	7.1	7.0	7.8	Q1	2017		
3.6	2.9	21.7	9.0	22.2	6.9	9.5	8.6	5.9	4.8	9.0	6.9	7.4	3.4	Q2			
5.5	2.0	9.3	6.3	11.9	2.9	16.3	9.8	5.9	10.9	8.5	4.7	9.7	7.4	Apr.	2016		
4.2	2.4	9.1	4.2	8.9	4.3	14.3	11.5	6.5	12.7	4.4	6.0	4.9	7.7	May			
2.7	1.6	5.3	3.1	9.4	4.3	15.5	11.5	6.8	12.7	5.3	6.0	7.5	7.7	Jun.			
5.3	1.5	9.9	3.1	16.8	4.3	27.3	15.4	17.7	12.7	11.8	7.3	15.7	7.6	Jul.			
▲0.6	1.8	6.9	5.1	12.5	5.8	22.8	15.4	12.2	12.7	9.5	7.3	13.8	8.0	Aug.			
2.5	0.9	10.0	4.1	19.5	5.8	12.8	11.1	8.4	10.7	8.7	6.0	13.2	8.8	Sep.			
4.2	1.8	12.0	2.0	12.8	4.3	5.7	9.1	0.9	8.6	14.6	9.4	3.3	7.6	Oct.			
3.3	2.0	10.2	2.0	12.4	5.7	8.7	9.1	6.4	6.8	3.7	7.9	5.9	7.6	Nov.			
3.6	2.4	8.1	0.0	17.1	2.8	10.1	9.1	11.0	6.8	7.6	8.6	8.7	8.7	Dec.			
2.1	3.1	11.5	1.0	12.5	5.8	12.2	10.9	10.5	6.7	11.3	7.2	8.8	7.9	Jan.	2017		
▲1.6	1.8	8.8	4.0	12.0	4.3	8.1	10.9	3.3	6.7	1.3	7.1	5.1	8.6	Feb.			
1.2	2.0	14.3	4.0	16.0	7.1	9.6	10.7	5.8	8.3	7.3	7.1	7.1	7.8	Mar.			
3.3	2.5	24.5	5.9	26.6	8.5	11.5	10.7	7.0	6.6	8.6	5.7	8.4	4.6	Apr.			
2.9	2.9	21.4	9.0	24.8	6.9	9.7	6.9	4.6	4.8	10.7	5.6	8.3	4.2	May			
4.5	2.9	19.1	9.0	15.4	6.9	7.3	8.6	6.1	4.8	7.6	6.9	5.4	3.4	Jun.			

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	山口 Yamaguchi		徳島 Tokushima		香川 Kagawa		愛媛 Ehime		高知 Kochi		福岡 Fukuoka		佐賀 Saga			
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments			
販売額 (百万円) ・ 店舗数 (店)	平成 26年	57,153	151	28,200	65	35,375	100	66,583	192	21,203	62	207,543	596	33,324	70	
	27	62,964	168	30,107	66	37,445	104	71,107	198	23,724	67	225,637	614	36,784	75	
	28	69,019	179	31,259	71	39,593	101	74,859	204	26,354	74	238,628	647	38,908	84	
	平成 26年度	57,314	158	28,375	66	35,219	99	66,334	192	21,271	63	208,343	597	33,609	71	
	27	64,585	171	30,038	67	38,155	103	72,709	198	24,404	66	229,043	616	37,230	82	
	28	69,775	181	31,641	70	39,811	104	75,148	205	26,961	78	242,595	649	39,264	84	
	平成 28年 4～6月	17,169	172	7,915	68	9,984	102	18,681	199	6,420	69	59,028	633	9,844	82	
	7～9	17,819	175	8,071	69	10,153	100	19,049	201	6,900	71	60,740	640	10,061	83	
	10～12	17,963	179	8,058	71	10,137	101	19,296	204	6,975	74	62,444	647	9,938	84	
	平成 29年 1～3月	16,824	181	7,597	70	9,537	104	18,122	205	6,666	78	60,383	649	9,421	84	
	4～6	17,856	181	8,187	70	10,619	108	20,041	208	7,124	77	64,302	652	10,380	86	
	平成 28年 4月	5,554	171	2,540	66	3,250	102	6,070	200	2,062	67	19,502	622	3,240	82	
	5	5,913	172	2,746	67	3,434	102	6,399	198	2,165	68	19,921	628	3,350	82	
	6	5,702	172	2,629	68	3,300	102	6,212	199	2,193	69	19,605	633	3,254	82	
	7	6,373	173	2,836	68	3,634	102	6,699	199	2,378	71	20,912	634	3,493	82	
	8	5,952	173	2,732	68	3,404	102	6,496	200	2,386	71	20,411	637	3,437	82	
	9	5,494	175	2,503	69	3,115	100	5,854	201	2,136	71	19,417	640	3,131	83	
	10	5,806	176	2,649	70	3,344	100	6,333	201	2,272	72	20,165	639	3,248	83	
	11	5,474	177	2,542	71	3,185	101	6,076	203	2,219	72	19,659	644	3,139	84	
	12	6,683	179	2,867	71	3,608	101	6,887	204	2,484	74	22,620	647	3,551	84	
	平成 29年 1月	5,445	181	2,540	71	3,213	102	6,031	204	2,272	76	19,829	649	3,180	84	
	2	5,408	181	2,454	70	2,998	103	5,732	206	2,121	77	19,175	649	3,004	83	
	3	5,971	181	2,603	70	3,326	104	6,359	205	2,273	78	21,379	649	3,237	84	
	4	5,733	181	2,673	68	3,495	105	6,536	207	2,319	78	20,979	651	3,337	85	
	5	6,174	182	2,813	69	3,611	107	6,857	208	2,420	77	21,962	653	3,588	86	
	6	5,949	181	2,701	70	3,513	108	6,648	208	2,385	77	21,361	652	3,455	86	
	前年(度・同期・同月) 比増減率 (%)	平成 26年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		27	7.3	9.8	5.3	3.1	6.4	5.1	5.3	3.1	11.9	8.1	5.3	2.7	4.0	7.1
28		9.6	6.5	3.8	7.6	5.7	▲2.9	5.3	3.0	11.1	10.4	5.8	5.4	5.8	12.0	
平成 26年度		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27		10.5	8.2	4.7	1.5	8.8	4.0	8.5	3.1	14.7	4.8	7.3	3.2	6.0	15.5	
28		8.0	5.8	5.3	4.5	4.3	1.0	3.4	3.5	10.5	18.2	5.9	5.4	5.5	2.4	
平成 28年 4～6月		9.8	6.8	3.4	3.0	6.0	2.0	3.0	2.6	8.4	7.8	4.3	4.5	3.7	13.9	
7～9		10.6	7.4	6.1	4.5	5.6	▲2.0	4.8	2.6	12.6	10.9	5.3	5.6	7.4	12.2	
10～12		7.1	6.5	6.6	7.6	3.4	▲2.9	3.9	3.0	10.8	10.4	7.1	5.4	6.9	12.0	
平成 29年 1～3月		4.7	5.8	5.3	4.5	2.3	1.0	1.6	3.5	10.0	18.2	7.0	5.4	3.9	2.4	
4～6		4.0	5.2	3.4	2.9	6.4	5.9	7.3	4.5	11.0	11.6	8.9	3.0	5.4	4.9	
平成 28年 4月		14.0	7.5	5.0	0.0	8.7	3.0	5.0	3.6	8.5	6.3	5.9	3.8	5.7	13.9	
5		8.3	6.8	3.2	1.5	5.1	2.0	1.7	2.1	7.7	6.3	3.4	4.1	2.2	13.9	
6		7.6	6.8	2.0	3.0	4.4	2.0	2.4	2.6	9.1	7.8	3.7	4.5	3.2	13.9	
7		14.9	8.1	9.2	3.0	11.5	2.0	8.7	2.1	15.8	10.9	6.7	4.6	10.2	13.9	
8		8.4	6.1	4.6	3.0	4.1	2.0	4.7	2.6	11.9	10.9	5.1	4.8	6.2	10.8	
9		8.3	7.4	4.6	4.5	1.0	▲2.0	0.9	2.6	10.0	10.9	4.0	5.6	5.6	12.2	
10		3.7	6.0	6.0	6.1	8.3	▲2.9	7.5	1.5	11.3	9.1	5.0	5.3	5.7	10.7	
11		8.1	6.0	6.8	7.6	1.5	▲1.9	3.3	3.0	10.1	9.1	8.2	5.4	8.3	12.0	
12		9.4	6.5	6.8	7.6	0.8	▲2.9	1.5	3.0	10.9	10.4	8.0	5.4	6.7	12.0	
平成 29年 1月		6.3	7.1	7.8	6.0	2.7	0.0	3.1	3.0	12.4	13.4	9.3	5.4	9.1	5.0	
2		3.6	6.5	2.9	4.5	0.9	2.0	▲0.3	5.1	7.3	14.9	4.4	5.7	1.7	2.5	
3		4.2	5.8	5.2	4.5	3.3	1.0	2.0	3.5	10.3	18.2	7.3	5.4	1.3	2.4	
4		3.2	5.8	5.2	3.0	7.5	2.9	7.7	3.5	12.5	16.4	7.6	4.7	3.0	3.7	
5		4.4	5.8	2.4	3.0	5.2	4.9	7.2	5.1	11.8	13.2	10.2	4.0	7.1	4.9	
6		4.3	5.2	2.7	2.9	6.5	5.9	7.0	4.5	8.8	11.6	9.0	3.0	6.2	4.9	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

長崎 Nagasaki		熊本 Kumamoto		大分 Oita		宮崎 Miyazaki		鹿児島 Kagoshima		沖縄 Okinawa		Year and Month	
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
43,863	105	70,596	144	47,036	92	52,267	119	67,097	173	16,798	50	C.Y.	2014
47,506	111	73,415	156	51,545	105	54,659	121	68,098	174	20,192	51		2015
53,309	116	80,632	162	56,013	111	58,065	121	73,045	184	22,897	55		2016
42,547	106	69,526	148	46,942	100	51,682	120	65,711	176	16,998	50	F.Y.	2014
49,943	111	75,538	158	53,033	107	55,826	119	69,254	179	21,505	53		2015
53,907	116	81,370	165	56,671	115	58,345	122	73,730	182	22,556	57		2016
13,439	113	20,199	155	14,221	108	14,451	118	18,378	179	6,054	54	Q2	2016
13,809	113	21,062	160	14,464	109	14,968	120	18,972	182	5,565	53	Q3	
13,771	116	20,685	162	14,244	111	14,970	121	18,681	184	5,625	55	Q4	
12,888	116	19,424	165	13,742	115	13,956	122	17,699	182	5,312	57	Q1	2017
13,942	116	21,184	169	14,860	117	14,806	120	19,322	185	5,998	58	Q2	
4,385	112	6,522	158	4,717	107	4,798	117	5,997	178	1,895	53	Apr.	2016
4,599	113	6,917	157	4,809	108	4,893	117	6,275	179	2,093	54	May	
4,455	113	6,760	155	4,695	108	4,760	118	6,106	179	2,066	54	Jun.	
4,799	113	7,236	157	4,985	109	5,142	118	6,468	179	1,811	53	Jul.	
4,736	113	7,163	157	4,962	109	5,097	117	6,456	179	1,902	53	Aug.	
4,274	113	6,663	160	4,517	109	4,729	120	6,048	182	1,852	53	Sep.	
4,469	114	6,798	161	4,680	110	4,850	120	6,141	182	1,917	54	Oct.	
4,300	116	6,414	161	4,443	111	4,675	122	5,861	182	1,835	54	Nov.	
5,002	116	7,473	162	5,121	111	5,445	121	6,679	184	1,873	55	Dec.	
4,318	116	6,500	163	4,564	112	4,737	121	5,920	185	1,746	56	Jan.	2017
4,151	116	6,174	164	4,396	113	4,429	121	5,699	183	1,773	57	Feb.	
4,419	116	6,750	165	4,782	115	4,790	122	6,080	182	1,793	57	Mar.	
4,543	116	6,920	167	4,840	115	4,853	122	6,225	184	1,940	58	Apr.	
4,769	116	7,288	168	5,124	116	5,079	121	6,658	185	1,989	58	May	
4,630	116	6,976	169	4,896	117	4,874	120	6,439	185	2,069	58	Jun.	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C.Y.	2014
5.6	5.7	2.6	9.1	6.5	11.7	1.8	0.0	▲1.0	▲0.6	19.8	8.5		2015
12.2	4.5	9.8	3.8	8.7	5.7	6.2	0.0	7.3	5.7	13.4	7.8		2016
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F.Y.	2014
15.1	4.7	7.6	6.8	10.5	7.0	5.8	▲0.8	3.5	1.7	26.2	6.0		2015
7.9	4.5	7.7	4.4	6.9	7.5	4.5	2.5	6.5	1.7	4.9	7.5		2016
11.9	6.6	8.9	2.6	10.7	5.9	6.2	▲3.3	8.3	1.1	17.7	3.8	Q2	2016
8.8	4.6	10.8	6.0	7.6	4.8	4.9	▲0.8	7.7	3.4	4.8	8.2	Q3	
6.3	4.5	7.2	3.8	4.3	5.7	4.9	0.0	5.8	5.7	4.2	7.8	Q4	
4.9	4.5	3.9	4.4	5.0	7.5	2.0	2.5	4.0	1.7	▲6.0	7.5	Q1	2017
3.7	2.7	4.9	9.0	4.5	8.3	2.5	1.7	5.1	3.4	▲0.9	7.4	Q2	
24.6	5.7	15.2	6.8	19.3	5.9	14.6	▲3.3	15.1	1.1	33.4	6.0	Apr.	2016
6.6	6.6	5.3	4.0	6.4	6.9	1.8	▲4.1	4.6	1.1	15.6	5.9	May	
6.7	6.6	7.0	2.6	7.5	5.9	3.1	▲3.3	6.0	1.1	8.1	3.8	Jun.	
11.8	6.6	12.4	3.3	9.1	4.8	7.1	▲3.3	8.0	1.1	▲0.7	1.9	Jul.	
10.1	5.6	9.9	3.3	6.1	5.8	2.7	▲4.1	7.8	1.7	7.1	10.4	Aug.	
4.4	4.6	10.2	6.0	7.4	4.8	5.0	▲0.8	7.1	3.4	8.3	8.2	Sep.	
4.9	5.6	7.5	5.2	4.8	5.8	3.4	▲0.8	4.9	3.4	6.4	8.0	Oct.	
6.1	4.5	7.3	4.5	4.5	5.7	6.0	0.8	5.7	5.2	2.2	5.9	Nov.	
7.7	4.5	6.8	3.8	3.6	5.7	5.3	0.0	6.9	5.7	3.8	7.8	Dec.	
8.6	6.4	6.8	3.2	6.9	6.7	5.9	0.8	6.4	4.5	▲4.4	7.7	Jan.	2017
4.3	6.4	1.4	3.8	3.8	7.6	▲0.7	1.7	2.1	3.4	▲6.2	7.5	Feb.	
2.0	4.5	3.7	4.4	4.5	7.5	1.0	2.5	3.6	1.7	▲7.4	7.5	Mar.	
3.6	3.6	6.1	5.7	2.6	7.5	1.1	4.3	3.8	3.4	2.4	9.4	Apr.	
3.7	2.7	5.4	7.0	6.6	7.4	3.8	3.4	6.1	3.4	▲5.0	7.4	May	
3.9	2.7	3.2	9.0	4.3	8.3	2.4	1.7	5.5	3.4	0.1	7.4	Jun.	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第4表 商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率

Table4 Commodity stocks and inventory ratio by goods and the percentage change from the same term of the previous year

	年期末	商品手持額										Year and Month			
		Commodity Stocks	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品 (衛生用品)・ 介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア (化粧品・小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日用 消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 others				
商品手持額	手持額 (百万円)	平成 28 年 6 月	740,175	32,516	118,191	49,443	33,297	194,964	73,197	98,464	120,974	19,129	Q2 2016	Value (million yen)	
		9	738,426	32,326	119,251	49,264	33,565	195,129	70,849	98,011	120,386	19,645	Q3		
		12	812,002	34,729	131,029	54,860	35,043	207,408	78,317	112,405	135,728	22,483	Q4		
		平成 29 年 3 月	821,439	34,153	128,378	53,933	36,970	231,031	78,420	109,595	126,878	22,081	Q1 2017		
		6	840,199	36,340	134,901	55,025	36,201	227,692	80,379	114,874	133,887	20,900	Q2		
	前年同期末比増減率 (%)	平成 28 年 6 月	9.5	2.2	2.2	6.7	11.2	▲2.9	9.7	17.9	42.4	18.2	Q2 2016		Percentage change from the previous year (%)
		9	7.7	1.8	4.7	6.1	5.8	8.0	4.4	12.8	11.2	9.5	Q3		
		12	7.7	▲3.3	7.2	7.4	6.6	5.8	6.5	12.9	10.5	12.0	Q4		
		平成 29 年 3 月	12.6	2.4	10.1	7.4	14.2	18.9	10.9	15.3	8.0	14.6	Q1 2017		
		6	13.5	11.8	14.1	11.3	8.7	16.8	9.8	16.7	10.7	9.3	Q2		
商品在庫率	在庫率 (%)	平成 28 年 6 月	154.3	106.4	175.5	152.3	197.5	270.8	151.4	130.8	96.3	172.9	Q2 2016	Inventory ratio (%)	
		9	161.5	110.3	185.3	163.3	211.8	288.1	158.3	135.6	98.7	182.0	Q3		
		12	153.7	106.3	169.5	146.9	203.5	256.8	154.8	133.8	100.6	168.0	Q4		
		平成 29 年 3 月	169.3	105.5	177.4	155.3	219.5	319.2	168.8	155.4	98.6	202.1	Q1 2017		
		6	165.9	112.6	190.9	162.8	202.2	293.2	164.6	146.7	98.6	187.4	Q2		
	前年同期末比増減率 (%)	平成 28 年 6 月	3.6	2.0	▲0.6	6.2	10.9	▲6.7	3.1	9.8	28.7	12.3	Q2 2016		Percentage change from the previous year (%)
		9	2.3	1.9	4.3	7.6	5.5	3.0	1.0	4.5	▲0.2	0.9	Q3		
		12	1.9	0.6	1.5	5.4	2.2	1.2	4.3	5.1	▲0.1	6.0	Q4		
		平成 29 年 3 月	10.1	14.1	9.7	8.4	8.9	14.3	8.1	12.0	1.5	12.5	Q1 2017		
		6	7.5	5.8	8.8	6.9	2.4	8.3	8.7	12.2	2.4	8.4	Q2		

注1: 在庫率=期末商品手持額 / 月間商品販売額 × 100

注2: 前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

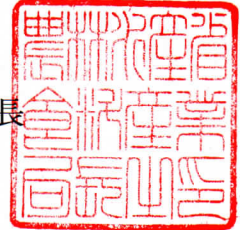
Note1: Inventory ratio = value of commodity stocks at the end of term / value of commodity monthly sales x 100

Note2: The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

29 食産第 2106 号
平成 29 年 8 月 7 日

日本チェーンドラッグストア協会会長 殿

農林水産省食料産業局長



情報システムを運用する関係団体等への周知について

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター及び内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室から別添のとおり農林水産省に周知依頼があったのでお知らせいたします。

今回周知を依頼します本案件は、組織・団体等において、「キャッシュ DNS サーバー」を運用している者が対象になります。当該サーバーにおいて本年 9 月 19 日までに適切な設定更新等の措置を講じない場合、Web サイトへのアクセス（インターネットの閲覧）や電子メールの使用ができなくなる可能性があります。

ついては、当該サーバーの運用・保守を委託している事業者等にご対応いただく必要がありますので、貴団体におかれましては、会員各社等に対し、周知していただきますようお願い申し上げます。

事務連絡
平成29年7月18日

各府省庁情報セキュリティ担当課室長 殿
各府省庁情報システム担当課室長 殿

内閣官房 内閣サイバーセキュリティセンター
内閣参事官（基本戦略担当）
内閣参事官（重要インフラ担当）
内閣参事官（政府機関総合対策担当）
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室
内閣参事官

DNSの世界的な運用変更に伴うキャッシュDNSサーバーの
設定更新の必要性について

この度、インターネットの重要資源の世界的な管理・調整業務を行う団体ICANN（Internet Corporation for Assigned Names and Numbers）から、DNS（ドメインネームシステム）において電子署名の正当性を検証するために使う暗号鍵の中で最上位となる鍵（ルートゾーンKSK）を更新することが発表されました。

これに伴い、キャッシュDNSサーバーを運用する者においては、速やかに事前公開されているルートゾーンKSKの公開鍵の情報を更新する等の措置を講じる必要があります。本年9月19日までに必要な措置が講じられない場合、ウェブサイトへのアクセスやメールの送信ができない利用者が生じる可能性があります。

上記内容について総務省から内閣サイバーセキュリティセンター及び情報通信技術（IT）総合戦略室に対し周知依頼がありましたので、別紙の内容をご確認のうえ対策を講じるようお願いいたします。また、独立行政法人その他の所管する法人に周知するとともに、業界団体を通じて連絡する等により所管する産業界（重要インフラ事業者を含む。）へも幅広く周知していただきますようお願いいたします。

問合せ先

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター
重要インフラグループ 齊藤、佐藤、川上
03-3581-8903
政府機関総合対策グループ 石黒、久保山
03-3581-3959
内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室
電子行政班 大平、川口
03-3581-3467

別紙

インターネットの重要資源の世界的な管理・調整業務を行う団体 ICANN (Internet Corporation for Assigned Names and Numbers) がDNS(ドメインネーム・システム)で利用されているDNSSECに必要な電子署名鍵を初めて交換することが発表されました。

DNSSECの電子署名正当性を確認するために使う鍵の中で、最上位となる鍵「ルートゾーンKSK」について、信頼性維持のため本年7月～来年3月に更改作業が行われ、本年9月から新旧の鍵の併用が開始されます。

キャッシュDNSサーバーを運用されている事業者等については、別紙詳細を確認いただき、「鍵更改への追従」「鍵の移行期間中のデータ量(UDPメッセージサイズ)増大」への対応を確実に実施していただきますようお願いいたします。

なお本年9月19日までに必要な処置が講じられない場合、Webアクセスやメール送信などができない利用者が生じる可能性があります。

対象者

DNSを用いた検索を実際に行う「キャッシュDNSサーバー」の運用者全て

例：契約者向けに提供するインターネットサービスプロバイダ、LAN利用者向けに提供する官庁・独法・学校・企業など

※DNSSECを無効にしている方も下記影響・対応の②についてご確認ください。

影響

- ① 検索結果の正当性が確認できなくなり利用者のネット利用に不具合が生じる。
- ② 検索結果の受信データ量(UDPメッセージサイズ)が増大することから、利用者のネット利用に不具合が生じる可能性がある。

対応

- ① 「鍵の更改」に追従する。
 - ・キャッシュDNSサーバーのソフトウェアを最新版に更新する。
 - ・キャッシュDNSサーバーにおいてDNSSECのトラストアンカーの自動更新の設定を行う。
- ② 「鍵の移行期間」のデータ量(UDPメッセージサイズ)増大に対応する。
 - ・キャッシュDNSサーバーにおいてUDP受信サイズを4096オクテットの検索結果が受信できる設定を行う。
 - ・キャッシュDNSサーバーにおいて4096オクテットの検索結果が受信できるか確認する。

<使用しているDNSサーバーが4096オクテットの検索結果を受信できるか確認例>

・WEBでの確認例 <http://keysize-test.verisignlabs.com/>

・コマンドラインでの確認例 `dig +bufsize=4096 +short rs.dns-oarc.net txt`

【JPRS】ルートゾーンKSKロールオーバーによる影響とその確認方法について

・<https://jprs.jp/tech/notice/2017-07-10-root-zone-ksk-rollover.html>

【ICANN】Root Zone KSK Rollover

・<https://www.icann.org/resources/pages/ksk-rollover>

総基デ第49号

平成29年7月14日

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター
副センター長 殿
内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室
副政府CIO 殿

総務省 総合通信基盤局長

DNSの世界的な運用変更に伴うキャッシュDNSサーバーの
設定更新の必要性について

この度、インターネットの重要資源の世界的な管理・調整業務を行う団体ICANN（Internet Corporation for Assigned Names and Numbers）が、DNS（ドメインネームシステム）において電子署名の正当性を検証するために使う暗号鍵の中で最上位となる鍵（ルートゾーンKSK）の更改を実施します。

これに伴い、キャッシュDNSサーバーを運用する者（契約者向けにサービス提供するインターネットサービスプロバイダ、LAN利用者向けにサービス提供する官庁、独法、学校、企業等。以下「運用者」という。）においては、別紙のとおり、速やかに事前公開されているルートゾーンKSKの公開鍵の情報を更新する等の措置を講じる必要があります。

なお、本年9月19日までに必要な措置が講じられない場合、web サイトへのアクセスやメールの送信ができない利用者が生じる可能性があります。

つきましては、貴センターから、各府省等担当部局を通じ、運用者に対して別紙の事項を周知いただきたく、ご協力をお願いします。

なお、本文書は、ICANNから総務省に対する周知依頼文書（総基デ受50）に基づき、発出するものです。

DNS における電子署名鍵の更改について

平成 29 年 7 月 14 日

総務省総合通信基盤局データ通信課

1. 目的

DNS（ドメインネーム・システム）は、「www.soumu.go.jp」などのホスト名（人が理解しやすいようにつけたサーバーの名前）を、インターネット上の住所である IP アドレスに変換するために利用される「検索」の仕組み。

この検索結果が第三者の成りすましにより改ざんされないよう、電子署名を付加した「DNSSEC」という仕組みで運用されるのが一般的である。

本年 7 月～来年 3 月にかけて、当該電子署名の正当性を検証するために使う鍵の中で、最も中核をなす「ルートゾーン KSK」について、その信頼性維持のため、史上初めて更改することが発表された。

2. 対応が必要となる者

DNS を用いた検索を実際に行う「キャッシュ DNS サーバー」の運用者全て

例：契約者向けに提供するインターネットサービスプロバイダ、LAN 利用者向けに提供する官庁・独法・学校・企業など

3. 鍵の更改に伴い生じる可能性のあるトラブル

- (1) 「鍵の更改」に追従できず、検索結果の正当性が確認できない（結果として、検索結果が「信用できない」ものとして取り扱われる）ため、web サイトへのアクセスやメールの送信ができない利用者が生じる可能性がある。
- (2) 「鍵の移行期間」において、「鍵の正当性を確認する情報」や「電子署名」について、旧来の鍵用と新しい鍵用の双方を送受信する必要があるため、当該期間において検索結果として送受信されるデータ量が増大することから、検索結果をインターネット経由で正常に送受信できなくなり、web サイトへのアクセスやメールの送信ができない利用者が生じる可能性がある。

4. トラブルを生じさせないために必要となる措置

本年 9 月 19 日までに、以下の措置が必要。

(1) 「鍵の更改」に追従するために、

- ①「キャッシュ DNS サーバー」のソフトウェア(一般に「BIND」又は Windows Server を利用) を最新版に更新する(今回の対策だけでなく、脆弱性への対応のためにも、最新版への更新は必須。)
- ②「キャッシュ DNS サーバー」において、「DNSSEC のトラストアンカーの自動更新」の設定を行う。
- ③念のため、「キャッシュ DNS サーバー」において、「DNSSEC」が有効になっており、また「DNSSEC の検証」が有効になっていることを確認する。

(2) 「鍵の移行期間」のデータ量増大に対応するために、

- ①「キャッシュ DNS サーバー」において、UDP 受信サイズを 4096 バイトの検索結果が受信できる設定 (RFC6891 による推奨設定) を行う。
- ②「キャッシュ DNS サーバー」において、「dig コマンド」などを使い、4096 オクテットの検索結果が受信できるか確認する。
- ③不明点がある場合には、運用委託先や上位 ISP に問い合わせを行う。

詳細は、<https://go.icann.org/KSKtest> を参照。

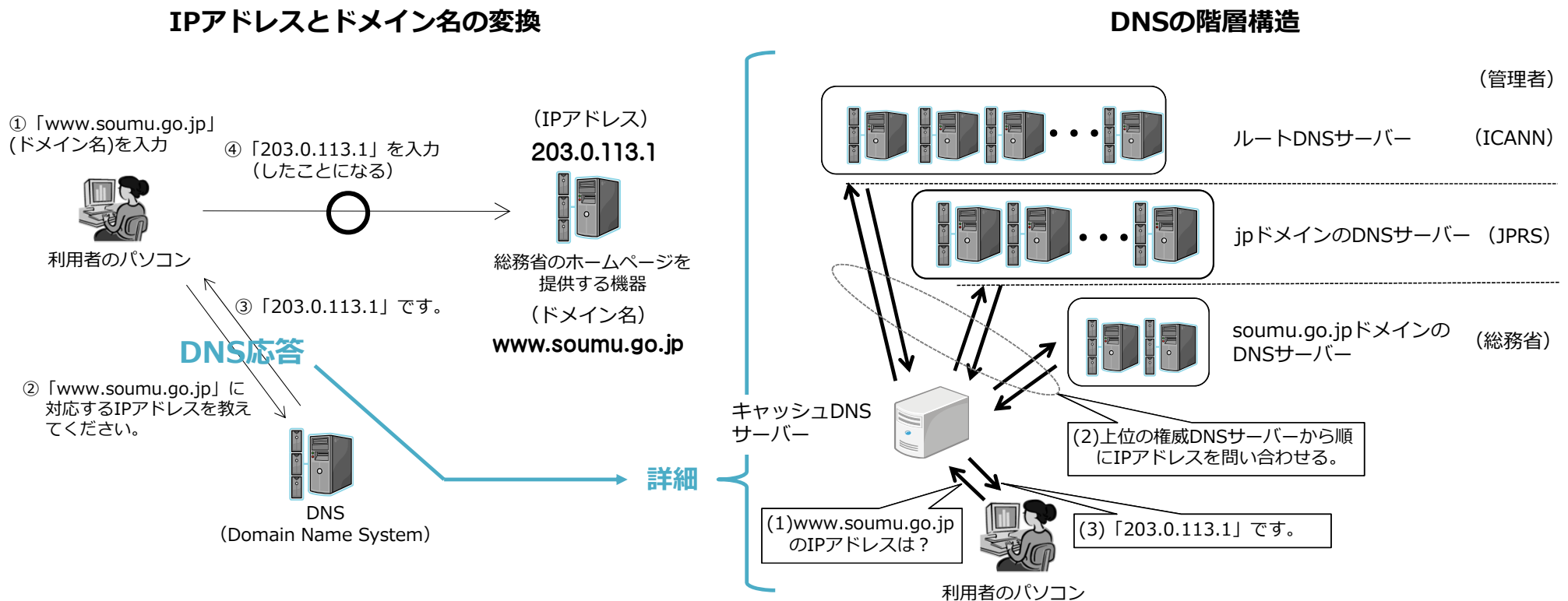
【連絡先】

総務省総合通信基盤局データ通信課

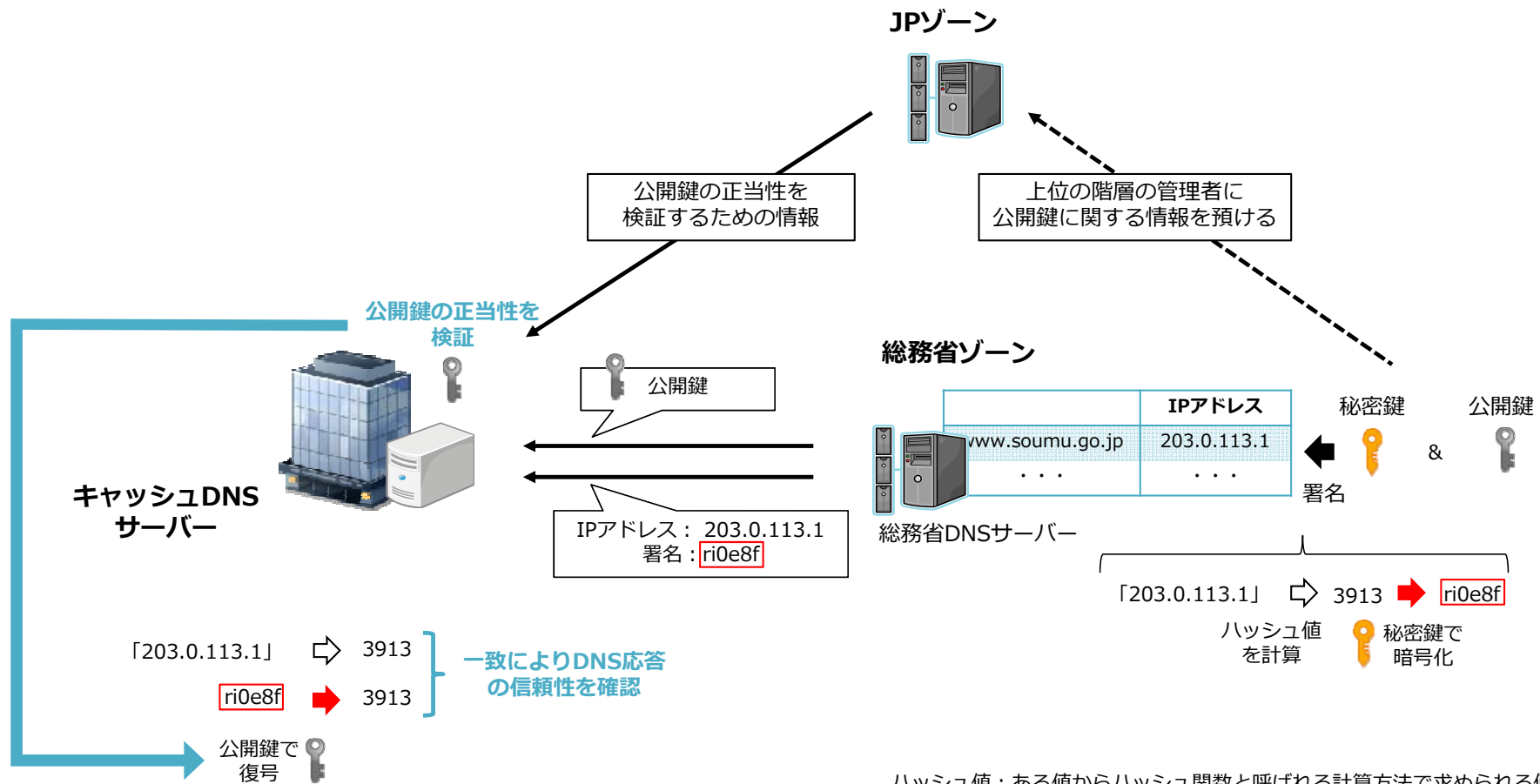
03-5253-5853

- インターネット上の機器は、IPアドレスと呼ばれる番号で管理され、インターネット上の通信は、IPアドレスを宛先として行われる。ホームページの閲覧やメールの送信をするためには、相手方の機器（サーバー）のIPアドレスを知っていることが必要。
- IPアドレスは、例えば「203.0.113.1」など人には記憶・判別しにくいいため、IPアドレスに対応したドメイン名（例：総務省のホームページの場合「www.soumu.go.jp」）が利用されている。
- ドメイン名をインターネット上の宛先とするためには、対応する**IPアドレスに変換する仕組み（DNS: Domain Name System）**を利用。
- DNSでは、ドメイン名の各階層の管理者が管理情報（ドメイン名とIPアドレスの対応関係等）を自身の権威DNSサーバーに保持。**インターネットの利用者は、ISPやLAN内のキャッシュDNSサーバーを通じて、上位階層の権威DNSサーバーから順にIPアドレスを問い合わせる。**

<総務省のホームページを見る場合>

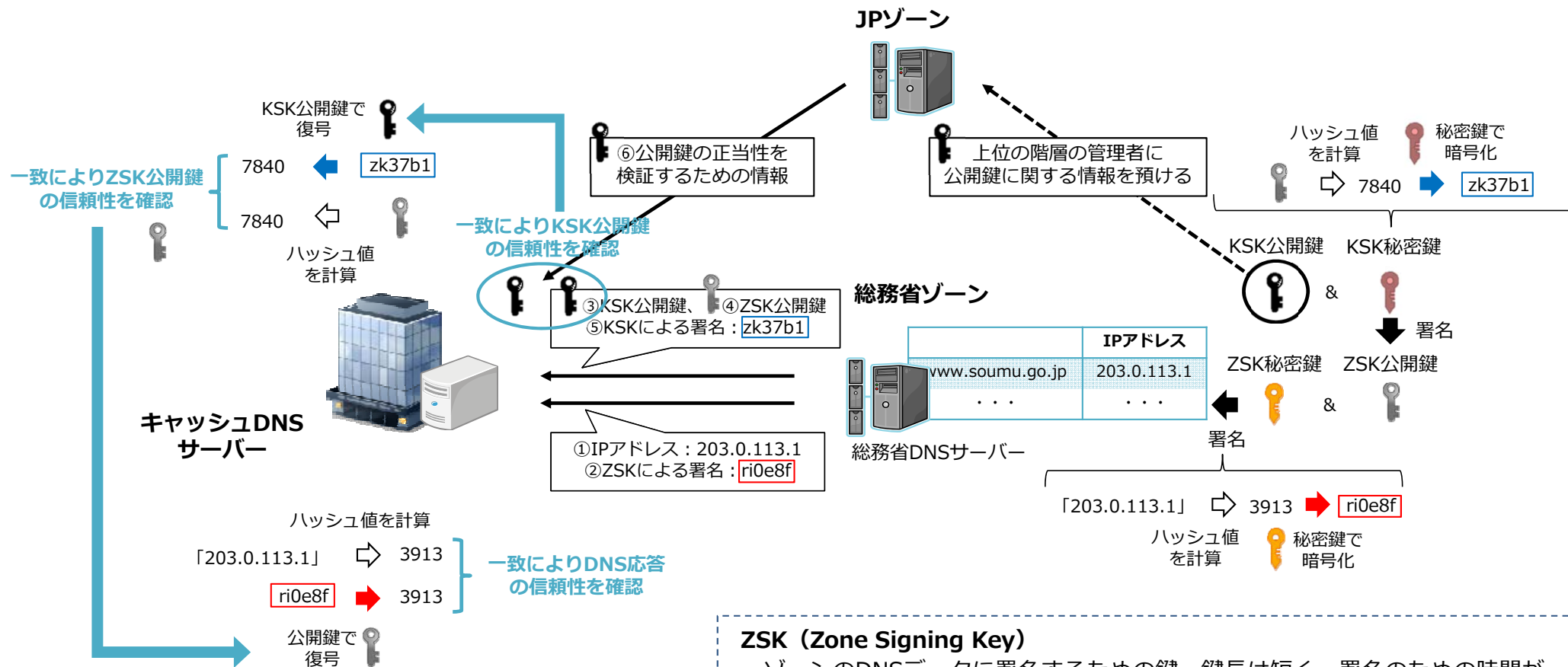


- 各階層の管理者は、自らのDNS応答の正当性を証明するために、秘密鍵と公開鍵を利用する。
- まず、各階層の管理者は、問合せを受けたドメイン名に対応するIPアドレスとともに、**秘密鍵による署名を併せて送付**する。
- 回答を受けたキャッシュDNSサーバーの運用者は、**公開鍵により署名を復号し、IPアドレスの情報と一致することを確認**することで、回答が途中で改ざんされていないことを確認する。
- 以上に加えて、**各階層の管理者が、上位の階層の管理者に公開鍵に関する情報を預け、当該上位の階層の管理者が自らの署名を行いキャッシュDNSサーバーの運用者に提供**することで、公開鍵の正当性を検証することを可能としている。



ハッシュ値: ある値からハッシュ関数と呼ばれる計算方法で求められる値。同じ値から得られるハッシュ値は常に同じ値となるが、得られるハッシュ値から元の値を導くことはできない。

- 鍵の信頼性を確保するためには、鍵長を長くすることで解読されるリスクを小さくすること、鍵の定期的な更新を行うことが求められる。
- しかし、前者については署名のための時間がかかる、後者については上位の階層の管理者が関与する仕組みからあまり頻繁な更新は難しいといった問題がある。
- そこで、DNSSECにおいては、**DNSデータに署名をするZSK（Zone Signing Key）とZSKに署名をするKSK（Key Signing Key）という、性質の異なる2種類の鍵を併用**することで、問題を解決している。

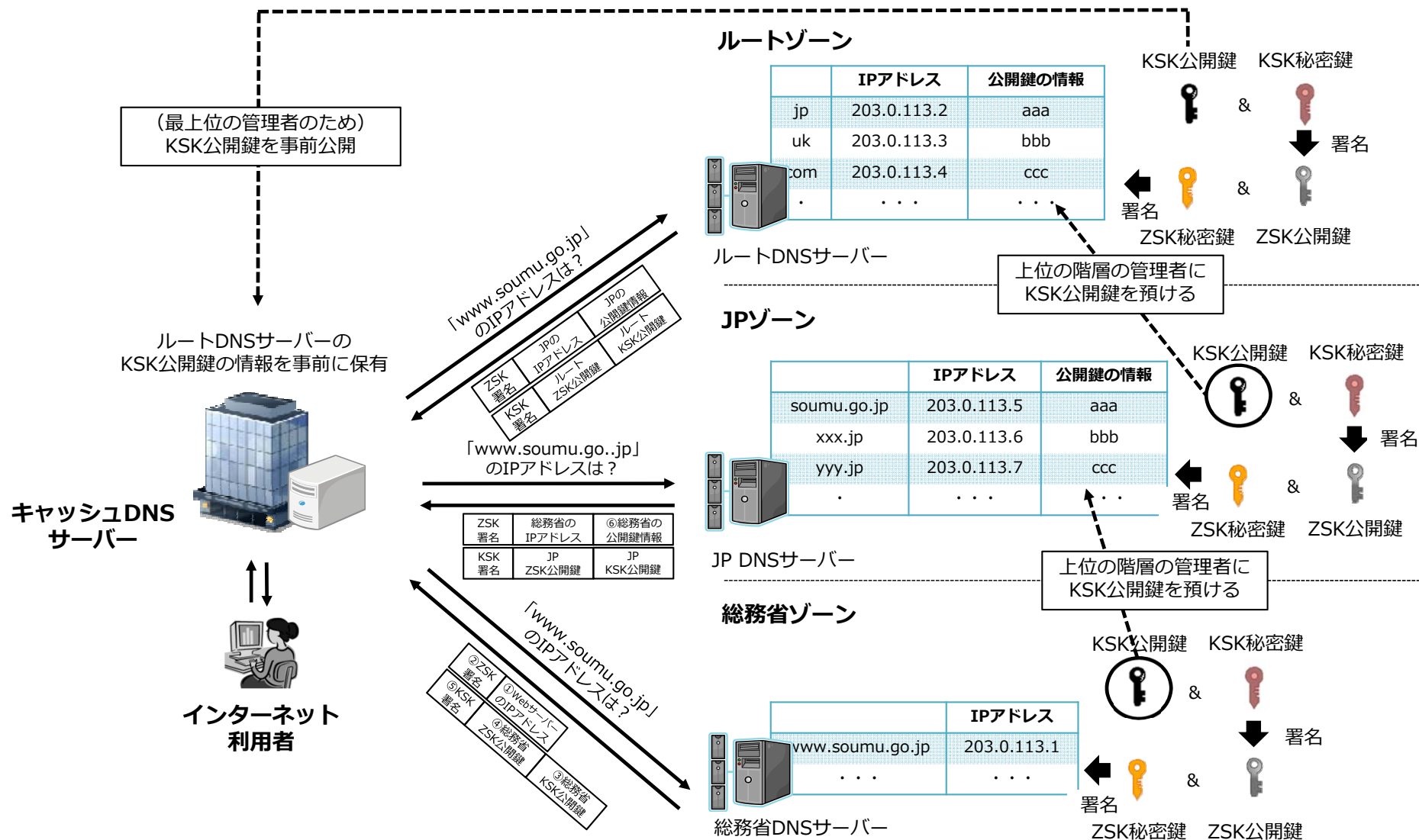


ZSK (Zone Signing Key)
 ゾーンのDNSデータに署名するための鍵。鍵長は短く、署名のための時間が少なくすむ。署名の安全性を高めるために、鍵の更新を頻繁に行う必要がある。

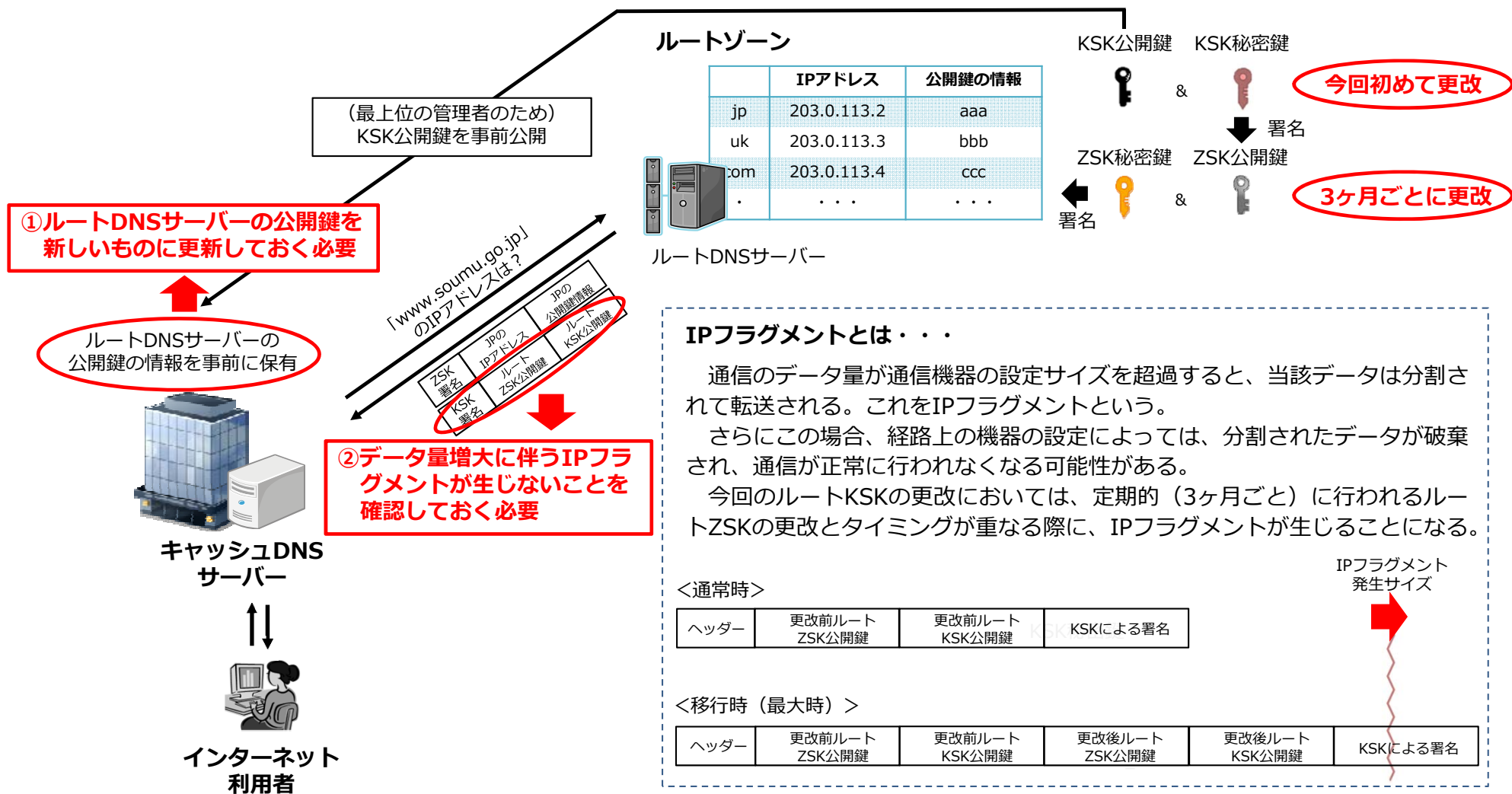
KSK (Key Signing Key)
 ZSK公開鍵等に署名をするための鍵。鍵長が長く署名の安全性が高いため、鍵の更新の頻度が少なくすむ。

DNSSECを利用したDNS応答の流れ

- 各階層の管理者は、**あらかじめ自らのKSK公開鍵を上位の階層の管理者に預ける。**
- 各階層の管理者は、キャッシュDNSサーバーからの問合せに対し、自らの**ZSK秘密鍵による署名**及び下位階層の管理者の**IPアドレス及び当該下位階層の管理者のKSK公開鍵の情報**を応答する。
- 加えて、各階層の管理者は、自らの**KSK秘密鍵による署名**及び**ZSK公開鍵及びKSK公開鍵**を送付する。
- 応答を受け取ったISP等は、**あらかじめ上位階層の管理者から受け取っていたKSK公開鍵の情報により、問合せ先からの応答の正当性を確認**したうえで、次の問合せを行う。



- 2010年のルートKSKの導入以来、初めての鍵の更改が本年7月～来年3月にかけて予定されている。
- これに伴い、キャッシュDNSサーバーを保有するISP等は、**事前公開されているルートKSKの公開鍵の情報を更新する必要がある**。
- また、ルートKSKの円滑な更改のために、**一時的に新旧両方のKSK公開鍵を送信する期間**がある。当該期間は、**送信されるデータ量が増大し、IPフラグメントが生じることがある***。ISP等の事業者は、自らのDNSの応答に係る経路上の機器の設定が**IPフラグメントに対応可能か否かを事前に確認しておく必要がある**。
 ※ なお、ルートDNSサーバーは、応答相手のDNSSEC対応・非対応に関わらず公開鍵情報を送信してしまうため、**DNSSEC非対応の機器についてもIPフラグメントによる問題が生じる可能性がある**。



クイックガイド:

ルートKSKロールオーバーに向けたシステムの準備

🔑 ルートKSKロールオーバーとは?

Internet Corporation for Assigned Names and Numbers (ICANN) は、ルートゾーンKSKと呼ばれる、ドメイン名システムのセキュリティ拡張 (DNSSEC) プロトコルで使用される暗号化鍵の「最上位」のペアを導入または変更することを予定しています。KSKが2010年に最初に作成されてから初めての変更となります。定期的なパスワードの変更は、インターネットユーザーにとって重要なセキュリティ対策であるように、ICANNにとって今回の措置は重要なセキュリティ対策となります。

鍵を変更するには、新しい暗号鍵ペアを生成し、新しいパブリックコンポーネントをDNSSEC検証リゾルバに配布する必要があります。DNSSECを使用するすべてのインターネットクエリがルートゾーンKSKを利用してその送信先を検証するため、これは重要な変更となります。新しい鍵が生成されると、ユーザーがWebサイトにアクセスするときに、新しいKSKでその鍵を検証できるように、ISPなどのWeb関連の事業者は、新しい鍵を使用してシステムを更新する必要があります。

📄 準備が必要となる理由

現在、全世界のインターネットユーザーの25% (7億5,000万人) が、DNSSEC検証リゾルバを使用しており、KSKロールオーバーの影響を受けると考えられます。新しいKSKが導入されるときに、これらの検証用のリゾルバに新しい鍵がない場合、これらのリゾルバを利用しているエンドユーザー側でエラーが発生し、インターネットにアクセスできなくなります。

DNSSECを使用していない場合、システムはロールオーバーの影響を受けません。しかし、DNSSECはドメイン名のハイジャックを防止する上で重要な役割を果たします。DNSSECの導入についての詳細は、[こちら](#)をご覧ください。

ICANNは、事業者や関係者がシステムで自動更新プロセスを正しく処理できることを確認するためのテストベッドを提供しています。次のサイトにアクセスしてシステムの準備が整っていることを確認します。 go.icann.org/KSKtest.



DNSSECの検証を有効にしている場合は、新しいKSKを使用してシステムを更新し、ユーザーが引き続きインターネットにアクセスできるようにする必要があります。

必要な操作

新しいルートゾーンKSKは2017年2月に公開されており、ロールオーバーの実施前にいつでもシステムを更新できます。また、一部のシステムではすでに自動更新が行われている場合があります。以下の状況によって、実施する必要がある操作は異なります。



DNSSECトラストアンカー（RFC 5011）の自動アップデートがソフトウェアでサポートされている場合：

KSKは適切なタイミングで自動的に更新されます。特にユーザーによる操作は必要はありません。

ロールオーバー中にオフラインになっているデバイスについては、ロールオーバーの完了後にオンラインになった場合、手動で更新する必要があります。

ICANNは、2017年3月17日からテストベッドの提供を開始しています。テストベッドを使用すると、事業者や関係者は、システムが自動更新プロセスを正しく処理できるかどうかを確認できます。詳細については、icann.org/kskrollをご覧ください。



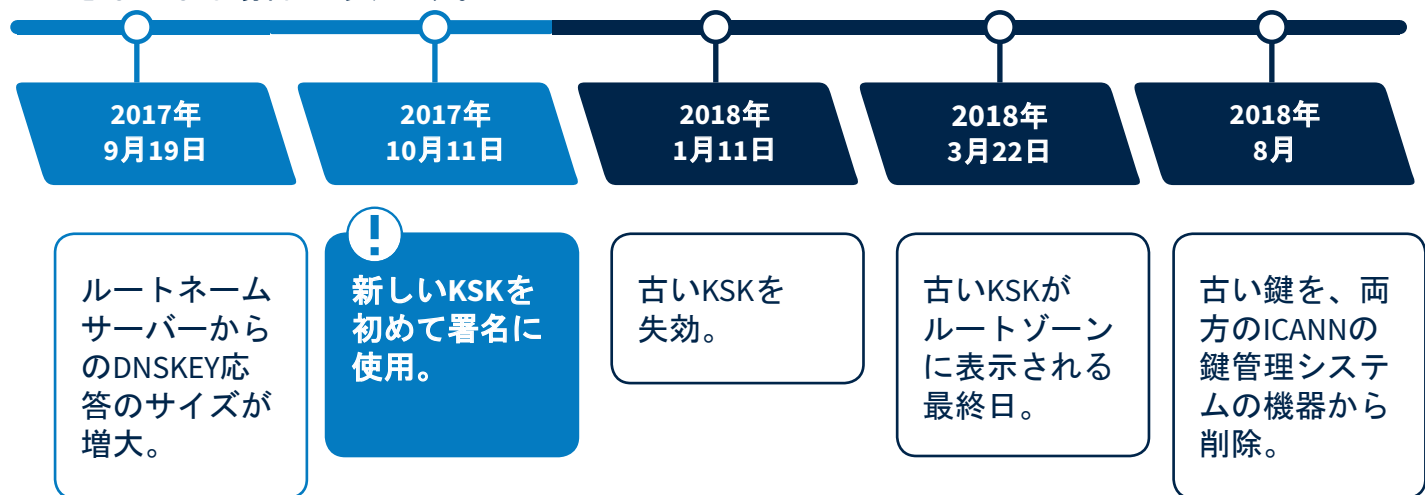
お使いのソフトウェアがDNSSECトラストアンカー（RFC 5011）の自動更新をサポートしていないか、または使用するよう設定されていない場合：

ソフトウェアのトラストアンカーファイルを手動で更新する必要があります。新しいルートゾーンKSKは、2017年3月以降、[こちら](#)から入手できます。



KSKロールオーバーの実施時期

KSKのロールオーバーは一連のプロセスであり、一度限りのイベントではありません。以下の日付は、このプロセスの重要な工程であり、エンドユーザーはインターネットサービスに一時アクセスできなくなる場合があります。



今後の変更に対する準備を進める上で役立つリソースなど、ロールオーバーに関する詳細については、icann.org/kskrollをご覧ください。



「KSK Rollover」という件名を付けて、globalsupport@icann.orgに電子メールを送信いただくこともできます。#KeyRollを使用してTwitterでのコミュニケーションに参加いただくこともできます。

閣 副 第 4 2 5 号
平成29年 9月12日

各府省庁
新型インフルエンザ等対策関係部局長 殿

内閣審議官（内閣官房新型インフルエンザ等対策室長）
（公 印 省 略）

新型インフルエンザ等対策政府行動計画の一部変更の閣議決定及び公示について

本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第6条第4項に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画の一部変更について閣議決定され、同条第6項に基づき内閣官房のホームページに公示されました（別紙）。

今回の政府行動計画の変更は、新型インフルエンザ等対策有識者会議における議論を踏まえた抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標量の変更及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）等の一部改正を踏まえた用語の整理です。

関係各位におかれましては、その趣旨を十分御理解の上、所管指定公共機関を含む関係団体等に周知を図り、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

協会ホームページについて

- 「第13回セルフメディケーションアワード作品募集開始！！」を掲載しました
- 登録販売者試験受験対策 2016年実施過去問題集の完売に伴う対応について

2016年実施過去問題集は大変な好評をもって完売いたしました。希望者には、2015年実施過去問題集を販売いたします。

事務局だより

- ・保険調剤の適正保険請求(処方箋付替え)に関する自主点検を会員企業の皆様をお願いしています。傘下の薬局に対して、直接、JACDS事務局へ送信・送付していただくという要領です。送付文書にも書きましたが、本部で集められたものではないとされることが多いとの指摘に配慮してのことです。Eメールでの外部送信が薬局から可能であろうと思い、事務連絡しましたが、そうした環境になく、FAXにて送信いただく企業様もありました。お手数をお掛けしますが、ドラッグストア業界で自主点検を行ない、不正がまったくなかったと胸を張って、公に発表したいと思えます。ご協力のほどよろしくお願ひします。
- ・日本ヘルスケア協会主催の「第1回日本ヘルスケア学会 年次大会 & 日本ヘルスケア協会活動発表会」に協力してきました。1日目は会長挨拶、基調講演、口頭発表9演題、そして、シンポジウム(パネルディスカッション)、懇親会と盛りだくさんの内容で、2日目は7分科会による討議と、閉会式で声明文発表と各表彰等でした。2日間を通じて、エントランスでポスターセッションもあり、休憩時間に多くの参加者が内容をつぶさに見ていました。第2回日本ヘルスケア学会年次大会 & 日本ヘルスケア協会活動発表会は来年9月7日(金)8日(土)に予定されています。素晴らしい研究発表が期待されます。
- ・スイッチOTCのパブリックコメントが始まっています。7月の「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」の検討結果を受けてのものです。この会議では5成分のうち、4成分がスイッチ妥当と判断されましたが、緊急避妊薬は薬剤師サイドの「受けられない」と発言したのが大きく、見送りの結果となりました。はたして、薬剤師は本当にこの緊急避妊薬がスイッチされた場合、対処できないのか。パブリックコメントが注目されます。

発行日	平成 29 年9月 19 日 発行	発行所住所
発行人	青木 桂生	〒222-0033
発行所	JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第 2 ビル 4 階
	日本チェーンドラッグストア協会	TEL:045(474)1311 FAX:045(474)2569
	HP: http://www.jacds.gr.jp	e-mail: sec@jacds.gr.jp